

# 欧米主要国の議会による情報機関の監視



2014年9月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2014-1-b

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

# 欧米主要国の議会による情報機関の監視

古賀 豪

桐原 康栄

高澤 美有紀

帖佐 廉史

(政治議会課)

2014年9月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局



## 目 次

はじめに	1
表 欧米主要国議会による情報機関の監視	3
I アメリカ連邦議会の情報特別委員会	5
1 設置経緯	
2 組織	
3 役割	
4 活動	
5 改革の動向	
6 訳出した法規の概要	
付表 アメリカ連邦議会の上院情報特別委員会の報告書（目次）	
II イギリス議会の議会情報保安委員会	19
1 設置経緯	
2 組織	
3 役割	
4 活動	
5 改革の動向	
6 訳出した法規の概要	
付表 イギリス議会の議会情報保安委員会の報告書（目次）	
III ドイツ連邦議会の議会統制委員会	29
1 設置経緯	
2 組織	
3 役割	
4 活動	
5 改革の動向	
6 訳出した法規の概要	
付表 ドイツ連邦議会の議会統制委員会の報告書（目次）	
IV フランス議会の情報活動に関する議員代表団	39
1 設置経緯	
2 組織	
3 役割	
4 活動	
5 改革の動向	
6 訳出した法規の概要	
付表 フランス議会の情報活動に関する議員代表団の報告書（目次）	

V 法規	47
1 アメリカ	47
(1) 合衆国法典第 50 編 (第 3091 条～第 3093 条)	
(2) 第 94 議会上院決議第 400 号	
(3) 第 108 議会上院決議第 445 号 (第 301 条 (抄)、第 401 条及び第 402 条)	
(4) 上院規則 (第 29 条第 5 項)	
(5) 上院情報特別委員会議事規則 (第 1 条、第 2 条、第 9 条及び第 10 条)	
(6) 下院規則 (第 10 条第 11 項及び第 23 条第 13 項)	
(7) 下院常設情報特別委員会議事規則 (第 1 条～第 5 条、第 11 条～第 14 条、 第 19 条及び第 21 条)	
2 イギリス	86
(1) 2013 年司法及び保安法 (第 1 章 (抄) 及び第 1 附則)	
(2) 内閣府の覚書『特別委員会に対する省庁の証拠提出及び対応』 (第 85 条～第 92 条)	
3 ドイツ	95
(1) ドイツ連邦共和国基本法 (第 45d 条)	
(2) 連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律	
(3) ドイツ連邦議会議事規則(第 17 条及び第 3 附則(ドイツ連邦議会秘密保護規則))	
(4) 1975 年 9 月 19 日のドイツ連邦議会秘密保護規則に関する施行規則	
4 フランス	107
議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号 (第 6 条の 9)	

## はじめに

平成 26 年 6 月、第 186 回国会において、国会の両議院に情報監視審査会を設置する法整備がなされた<sup>(1)</sup>。情報監視審査会は、①行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、②各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する。この法整備は、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）附則第 10 条において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が規定されたことに基づくものである。当該検討に際しては、平成 26 年 1 月、衆議院から「欧米各国の情報機関に対する議会監視等実情調査議員団」がアメリカ、イギリス及びドイツの 3 か国に派遣され、各国の議会による情報機関の監視の仕組み等について調査が行われた<sup>(2)</sup>。

本書は、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスにおける議会による情報機関の監視に関係する法規を訳出し、その理解に資するため各国の制度の概要を調査したものである。

欧米主要国においては、議会が特定秘密に相当する秘密の指定の適否自体を常時監視する仕組みは見当たらないが、アメリカの中央情報局（CIA）やイギリスの秘密情報部（いわゆる MI6）等に代表される情報機関の活動を議会が常時監視し、必要に応じて秘密を含む情報の提供を受ける仕組みがある。

一般に、情報機関は、国の安全保障に密接に関係し、その活動が一部秘密裡に行われ、時に人権を侵害しかねない点から、適切な監視が必要とされる。国民の代表機関である議会がこの監視を行う利点としては、①監視が民主的に行われること、②与野党で構成される機関により監視を受けることで、情報機関が時の政府ではなく社会全体の利益のために活動するようになること、③情報機関の根拠法や予算を審議する議会が監視を行うことで監視の効果が大きいことが挙げられており、他方で、議会による監視の問題としては、①政党間の対立が監視に影響するおそれがあること、②議会が監視に充てることができる時間が制約されていること、③多くの議員は監視に必要な専門的知識を有していないことが挙げられている<sup>(3)</sup>。

本書で見るとおり、アメリカでは法案審査や証人喚問の権限を有する常設の特別委員会が監視を実施するのに対し、イギリス、ドイツ及びフランスでは通常の議会の委員会とは異なる特別の監視機関が法律に基づき設置され、当該機関は法案審査等の権限を持たない

<sup>(1)</sup> 国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の制定、衆議院規則及び参議院規則の一部改正並びに衆議院情報監視審査会規程及び参議院情報監視審査会規程の制定がなされた。

<sup>(2)</sup> 調査結果は、『衆議院欧米各国の情報機関に対する議会監視等実情調査議員団報告書』（平成 26 年 4 月）である。

<sup>(3)</sup> European Parliament Directorate General for Internal Policies Policy Department C: Citizens' Rights and Constitutional Affairs, *Parliamentary Oversight of Security and Intelligence Agencies in the European Union*, Brussels: European Parliament, 2011, pp.88-89. <<http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201109/20110927ATT27674/20110927ATT27674EN.pdf>>

という特徴がある。また、いずれの国においても、特に情報科学技術の進歩に応じて情報機関の活動が変革を迫られる中で、議会による適切な情報機関の監視の在り方が模索されていることも注目に値する。

本書が今後の特定秘密の国会による監視の在り方の議論に資すれば幸いである。<sup>(4)</sup>

---

<sup>(4)</sup> なお、国会法等の一部を改正する法律附則第3条には、「この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」旨が規定されている。

表 欧米主要国議会による情報機関の監視

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
類型	常設の特別委員会・各院	特別の組織・両院合同	特別の組織・下院	特別の組織・両院合同
組織の名称 (根拠規定)	上院情報特別委員会 (1976年上院決議) 下院常設情報特別委員会 (下院規則)	議会情報保安委員会 (2013年司法及び保安法)	議会統制委員会 (基本法第45d条、統制委員会法)	情報活動に関する議員代表団 (議会の両議院の運営に関するオルドナ ンス第58-1100号)
人数・現在の構成	上院:15人(民主党8人、共和党7人)。歳出、 軍事、外交及び司法の4委員会の委員各 2人(民主党1人、共和党1人)を含む。 多数党及び少数党の院内総務、軍事委員 会の委員長及び少数党筆頭委員は役職指 定の委員(表決権なし) 下院:21人(共和党12人、民主党9人)。歳出、 軍事、外交及び司法の4委員会の委員各 1人を含む。議長及び少数党院内総務は 役職指定の委員(表決権なし) 委員長は、各院とも多数党委員から選出	・下院議員と上院議員の計9人 ・下院議員7人(保守党3人、自由民 主党1人、労働党3人)、上院議員2 人(保守党1人、無所属1人) ・委員長は、委員の中から互選	・選挙期ごとに連邦議会で議決(第18 選挙期は9人) ・キリスト教民主・社会同盟(与党)4人、 社会民主党(与党)3人、左派党(野 党)1人、緑の党(野党)1人 ・委員長は、1年ごとに与野党で交代	・上院議員4人及び下院議員4人の計8 人。そのうち4人は両院の国内治安 を所管する委員会の委員長及び国防 を所管する委員会の委員長が役職指 定で任命 ・上下両院の委員ともに、社会党(与党) 3人、国民運動連合(野党)1人 ・委員長は、1年ごとに上院及び下院の 議員で交代
役割	①中央情報局等17の情報機関の情報活動の 監視、②情報機関の予算及び関連法案の審 査、③情報機関の人事案件の審査(上院) 委員会は、完全かつ最新の情報提供を受け ることを保障されているが、大統領が極め て重要な利益に影響する非常事態に対応す るために必要不可欠と判断した場合には、 情報提供を両院の指導部等8人に限ること ができる。	国家保安局、秘密情報部、政府通信本 部等の情報保安機関の支出、運営、政 策及び作戦の精査又は監視 国家保安局、秘密情報部又は政府通信 本部の長官は、委員会から情報の開示 を求められた場合には、①求めに応じ た情報の提供、②國務大臣が不開示を 決定したため開示できない旨の通知の いづれかを行わなければならない。	連邦憲法擁護庁、軍事防諜局及び連邦 情報局の活動の統制 議会統制委員会は、連邦政府及び上記 機関に、文書の送付等の情報提供を求 めることができ、裁判所及び官庁は、 文書の提出等について、法的扶助・職 務扶助の義務を負う。特に理由がある 場合には、連邦政府は、理由を説明し た上で情報提供を拒否できる。	政府の情報活動の統制及び評価 委員及びその補佐を行う職員は、国防 秘密を知る権限を有する。ただし、個 人の匿名性、安全又は生命を危険にさ らすおそれがある情報及び情報を取得 する方法を除く。
情報収集に関する 権限				
議会への報告義 務	情報機関による情報活動等の類型及び範囲 について、定期的に各院に報告する。	年次報告書を議会に提出しなければなら ないほか、必要な場合には特別報告 書を議会に提出する。	選挙期の中間時点及び終了時点で、活 動全般について、連邦議会に報告する。	活動概要を記載した年次報告書を公表 する。
秘密情報の取扱 い	秘密情報の取扱い等については、委員会の 規則で詳細に定めており、委員会の会議及 び聴聞会等は、原則として非公開	秘密情報の取扱い等については、首相 と委員会が合意して定める了解書に 基づいて行う。	秘密資料の取扱いについては、ドイツ 連邦議会議事規則第3附則(秘密保護 規則)の規定を適用	議員代表団の審議は国防秘密に該当し、 委員及び補佐する職員は秘密保持義務 を負う。
委員が本会議・ 委員会以外で秘 密を漏えいした 場合の扱い(※)	懲罰を所管する委員会による審査を経て懲 罰を受ける。連邦法違反となる場合には、 自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処 せられる。	1989年公務秘密法違反となる場合には、 自由刑若しくは罰金又はそれらの 併科に処せられる。	刑法典違反となる場合には、自由刑又 は罰金に処せられる。	刑法典違反となる場合には、自由刑及 び罰金に処せられる。

(※) 委員が、本会議・委員会において秘密の内容について発言した場合には、免責特権により院外では責任を問われない。  
(出典) 各組織のウェブサイトに基づいて筆者作成。



## I アメリカ連邦議会の情報特別委員会

### 1 設置経緯

アメリカ連邦議会において情報機関を主として監視するのは、上院情報特別委員会 (Senate Select Committee on Intelligence) と下院常設情報特別委員会 (House Permanent Select Committee on Intelligence) である。これらの委員会は、特別委員会という名称ではあるが、法案を審査し、本会議に報告する権限や証人喚問を実施する権限など、常任委員会と同様の権限を有する恒久的な委員会と位置付けられている。

アメリカにおいて、情報機関を含む行政各部を監視する議会の権限は、合衆国憲法上の立法権に付随するものとして広く認識されていたが、東西冷戦等を背景として 1970 年代半ばまで、情報機関に対する議会の監視は形式的にしか行われていなかった。1947 年国家安全保障法 (National Security Act of 1947) により創設され、情報機関の代表的存在である中央情報局 (Central Intelligence Agency: CIA) に対する監視も、約 4 半世紀の間、予算の審査など最低限のものにとどまっていた。<sup>(1)</sup>

しかし、1970 年代に入ると、ベトナム戦争への批判やウォーターゲート事件による政治不信の高まりに加え、中央情報局その他の情報機関による不正な活動に関する報道<sup>(2)</sup>をきっかけとして、議会による情報機関の監視は、本格的なものに移行した。

1975 年、情報機関による不正行為を調査するため、議会の上下両院に調査特別委員会<sup>(3)</sup>が設置され、情報機関の活動について初めて全般的な調査が行われた。その結果、中央情報局をはじめとする情報機関による国内での違法な監視活動や盗聴、令状なしの郵便開封、外国での要人暗殺工作及び選挙介入等の不正な行為が次々に明らかとなった。両院の調査特別委員会は、各々 1976 年の最終報告書において、情報機関の違法な活動について報告するとともに、継続的に情報機関の活動を監視する常設の委員会を置くことを議会に勧告した<sup>(4)</sup>。

両院の調査特別委員会の勧告を受けて、1976 年 5 月 19 日の上院決議 (第 94 議会上院決

<sup>(1)</sup> U.S. Congress, Senate, *Legislative Oversight of Intelligence Activities: The U.S. Experience, Report Prepared by the Select Committee on Intelligence*, S. Prt. 103-88, 103<sup>rd</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> Sess., 1994, p.3. 中央情報局の創設後 25 年余の間に、情報機関の監視を強化するための法案が 150 件以上提出されたが、いずれも成立しなかった。Frederick M. Kaiser, *Legislative History of the Senate Select Committee on Intelligence*, Congressional Research Service, The Library of Congress, August 16, 1978, pp.10-11. <<http://fas.org/spp/crs/intel/leghist.pdf>>

<sup>(2)</sup> 中央情報局がチリの政権に対する妨害に関与していたこと及び 1947 年国家安全保障法に違反して合衆国内の反戦運動や反政府グループに対する監視活動を行っていたこと、連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation: FBI) が議員に関する個人情報ファイルを保持していたこと等が報道された。CQ Press, *Guide to Congress*, vol.1, 7th ed., CQ Press, 2013, p.326; Seymour M. Hersh, "Huge C.I.A. Operation Reported in U.S. against Antiwar Forces, Other Dissidents in Nixon Years," *New York Times*, Dec 22, 1974.

<sup>(3)</sup> 上院の調査特別委員会は、委員長名をとってチャーチ委員会 (Church Committee) と呼ばれ、下院の調査特別委員会は、同様にパイク委員会 (Pike Committee) と呼ばれた。両委員会は、それぞれ 1976 年に最終報告書を刊行した。

<sup>(4)</sup> U.S. Congress, Senate, *Final report of the Select Committee to Study Governmental Operations with Respect to Intelligence Activities, Intelligence Activities and the Right of Americans*, Book II, S. Rep. 94-755, 94<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> Sess., 1976; U.S. Congress, House of Representatives, Select Committee on Intelligence, *Recommendations of the Final Report of the House Select Committee on Intelligence*, H. Rep. 94-833, 94<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> Sess., 1976.

議第 400 号) により上院情報特別委員会が、1977 年 7 月 14 日の下院決議 (第 95 議会下院決議第 658 号) により下院常設情報特別委員会が、それぞれ設置されることとなった<sup>(5)</sup>。

## 2 組織

### (1) 上院情報特別委員会

#### (i) 構成

上院情報特別委員会は、上院の歳出委員会、軍事委員会、外交委員会及び司法委員会の委員各 2 人を含む 15 人以下の委員で構成される<sup>(6)</sup>。委員は、上院の党派構成にかかわらず、多数党委員が少数党委員より 1 人多くなるように割り当てられ、第 113 議会 (2013 年 1 月～2015 年 1 月) における構成は、委員長を含む多数党 (民主党) 委員 8 人、副委員長を含む少数党 (共和党) 委員 7 人である<sup>(7)</sup>。

また、役職指定の委員として、上院の多数党院内総務 (Majority Leader)、少数党院内総務 (Minority Leader)、軍事委員会の委員長及び少数党筆頭委員の 4 人が加わるが、当該委員に表決権はなく、定足数の算定にも含まれない<sup>(8)</sup>。なお、委員の任期に制限はない<sup>(9)</sup>。

#### (ii) 選任方法

歳出委員会、軍事委員会、外交委員会及び司法委員会の 4 委員会から任命される委員 8 人は、各委員会から 2 人 (多数党 1 人・少数党 1 人) ずつ、上院の多数党院内総務及び少数党院内総務の推薦に基づき、上院議長代行 (President pro tempore)<sup>(10)</sup> により任命される。

その他の委員は、多数党委員が少数党委員より 1 人多くなるよう、上院の多数党院内総務が委員長を含む多数党委員を、少数党院内総務が副委員長を含む少数党委員を、上院議員の中から任命する<sup>(11)</sup>。

#### (iii) 事務職員

委員会の事務を行う職員の任命は、委員長と副委員長の同意又は提案に基づく委員会の承認によって行い、職員として採用されるためには、適切な適性評価を受ける必要がある<sup>(12)</sup>。

<sup>(5)</sup> 情報特別委員会の設置及びその後の経緯等については、U.S. Congress, Senate, *op.cit.*(1), pp.1-26; CQ Press, *op.cit.*(2), pp.288-289; 廣瀬淳子「アメリカにおける行政評価と行政監視の現状と課題—GAO と CIA を巡る最近の状況から—」『レファレンス』664 号, 2006.5, pp.57-59. <[http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200605\\_664/066404.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200605_664/066404.pdf)>; 新田紀子「第四章 インテリジェンス活動に対する監査 (oversight) 制度」日本国際問題研究所『米国の情報体制と市民社会に関する調査』日本国際問題研究所, 2003, pp.59-61. <[http://www2.jiia.or.jp/pdf/america\\_centre/h14\\_info-system/04\\_nitta.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/america_centre/h14_info-system/04_nitta.pdf)> 等を参照。

<sup>(6)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 2 条 a 項第 1 号

<sup>(7)</sup> 上院情報特別委員会ウェブサイト <<http://www.intelligence.senate.gov/memberscurrent.html>> 参照。なお、副委員長ポストは少数党に割り当てられる慣例であり、非党派性に留意した運営が行われている。

<sup>(8)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 2 条 a 項第 3 号。多数党院内総務及び少数党院内総務は、議会期ごとに各党の議員総会で選出される役職であり、議会内政党指導部として、特に多数党院内総務は議院運営に強い影響力を有する。

<sup>(9)</sup> 従来、上院情報特別委員会の委員の任期は 8 年に制限されていたが、2004 年 10 月 9 日の上院決議 (第 108 議会上院決議第 445 号) により、任期制限は廃止された。

<sup>(10)</sup> 上院議長 (副大統領) の不在時に議長役を務める者として、上院は上院議長代行を選出する (合衆国憲法第 1 条第 3 節第 5 項、上院規則第 1 条第 1 項)。慣例として多数党の当選回数最多の議員が選ばれるが、実権のない名誉職的ポストである。

<sup>(11)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 2 条 a 項第 2 号

<sup>(12)</sup> 上院情報特別委員会議事規則第 10 条第 1 項及び第 2 項

第 113 議会の 2013 年 9 月から 2014 年 3 月までの委員会職員数は、40 人<sup>(13)</sup>であった。

(2) 下院常設情報特別委員会

(i) 構成

下院常設情報特別委員会は、下院の歳出委員会、軍事委員会、外交問題委員会及び司法委員会の委員各 1 人以上を含む 20 人以下の委員で構成され、このうち同一政党に所属する者は、12 人以下とされている<sup>(14)</sup>。第 113 議会における実際の委員数は 21 人<sup>(15)</sup>で、下院の党派構成に応じ、多数党（共和党）委員（委員長を含む。）12 人、少数党（民主党）委員 9 人という構成である<sup>(16)</sup>。

加えて、下院議長及び下院の少数党院内総務が、表決権を持たず、定足数の算定にも含まれない役職指定の委員となる<sup>(17)</sup>。

委員の任期については制限があり、委員長、少数党筆頭委員<sup>(18)</sup>及び役職指定の委員以外の委員は、連続する 6 議会期（12 年）中に 4 議会期（8 年）を超えて委員を務めることができない<sup>(19)</sup>。

(ii) 選任方法

委員の選任は、形式的には下院議長の権限とされている<sup>(20)</sup>が、実際には、委員長及び多数党委員については多数党指導部（下院議長又は多数党院内総務）が、少数党委員については少数党院内総務が選任し、各党の議員総会における承認手続を経て、下院議長が任命する<sup>(21)</sup>。

(iii) 小委員会

第 113 議会においては、次の 3 つの小委員会が置かれている。小委員の構成は、いずれも共和党 5 人、民主党 3 人である。

- ・テロリズム、人的情報、分析及び防諜小委員会（Subcommittee on Terrorism, Human Intelligence, Analysis and Counterintelligence）
- ・技術的・戦術的情報小委員会（Subcommittee on Technical and Tactical Intelligence）
- ・行政監視及び調査小委員会（Subcommittee on Oversight and Investigations）

(iv) 事務職員

委員会の事務を行う職員は、委員長及び少数党筆頭委員がそれぞれ任命する<sup>(22)</sup>。委員会

<sup>(13)</sup> U.S. Congress, Senate, *Report of the Secretary of the Senate, October 1, 2013 to March 31, 2014*, S. Doc. 113-22, 113<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> Sess., 2014, pp.B-2-105-B-2-106.

<sup>(14)</sup> 下院規則第 10 条第 11 項 a 号 (1)

<sup>(15)</sup> 2013 年 2 月 13 日の下院本会議において、常設情報特別委員会の委員構成を下院規則の規定にかかわらず 21 人以下とすることが全会一致で議決された。U.S. Congress, 159 Cong. Rec., H498, February 13, 2013.

<sup>(16)</sup> 下院常設情報特別委員会ウェブサイト <<http://intelligence.house.gov/>> 参照。多数党と少数党の委員数の差を小さくし、超党派的な活動を志向する上院情報特別委員会に比べると、下院常設情報特別委員会は党派の色彩が強い構成となっている。

<sup>(17)</sup> 下院規則第 10 条第 11 項 a 号 (2)

<sup>(18)</sup> 下院常設情報特別委員会には、副委員長のポストはない。

<sup>(19)</sup> 下院規則第 10 条第 11 項 a 号 (4)

<sup>(20)</sup> 下院規則第 1 条第 11 項

<sup>(21)</sup> CQ Press, *op.cit.*(2), p.676.

<sup>(22)</sup> 下院常設情報特別委員会議事規則第 11 条 b 項第 1 号及び第 2 号

職員として採用されるためには、背景調査及び適切な適性評価を受け、委員長によりその要件を満たす者と認められることが必要である<sup>(23)</sup>。第 113 議会の 2014 年 1 月から 3 月までの委員会職員数は、30 人であった<sup>(24)</sup>。

### 3 役割

#### (1) 任務

##### (i) 情報機関の監視

上院情報特別委員会及び下院常設情報特別委員会(以下「両院の情報委員会」という。)は、国家情報長官(Director of National Intelligence)を頂点とし「情報コミュニティ(Intelligence Community)」と呼ばれる 17 の情報機関<sup>(25)</sup>の組織及び活動を監視することを主な任務とする<sup>(26)</sup>。

##### (ii) 予算授権法案等の審査

情報機関が情報活動に充てる予算については、法律又は両院合同決議による授権が必要である<sup>(27)</sup>。両院の情報委員会は、国家情報長官、中央情報局その他の情報機関の活動予算に関して、授権法案その他の法案等を審査する権限を有しており<sup>(28)</sup>、これを通じて情報機関の予算及び組織についても監視を行う。

##### (iii) 人事案件の審査

大統領が任命する政治任用職の人事案件に関する助言と承認は、上院のみに付与された権限である<sup>(29)</sup>。上院情報特別委員会は、上院の助言と承認が必要な人事案件のうち、情報機関の役職に関するものについて、検証、聴聞及び報告を行う<sup>(30)</sup>。

#### (2) 権限・義務

前述のとおり、両院の情報委員会は、特別委員会(Select Committees)ではあるが、法案を審査し、本会議に報告する権限や証人喚問を実施する権限など、常任委員会と同様の権限を有する。

<sup>(23)</sup> 下院常設情報特別委員会議事規則第 11 条 b 項第 3 号

<sup>(24)</sup> U.S. Congress, House of Representatives, *Statement of Disbursements of the House, From January 1, 2014 to March 31, 2014*, Part 3 of 3, H. Doc. 113-104, 113<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> Sess., 2014, pp.2555-2556.

<sup>(25)</sup> 17 の情報機関のうち、国家情報長官以外の 16 機関は、3 つに大別できる。第 1 は、国家情報長官室への助言及び補佐を行う①中央情報局(CIA)、②国防情報局(DIA)、③連邦捜査局(FBI)、④国家地球空間情報局(NGA)、⑤国家偵察局(NRO)及び⑥国家安全保障局(NSA)であり、第 2 は、国防省以外の省庁等に属する情報部門、すなわち⑦麻薬取締局、⑧エネルギー省、⑨国土安全保障省、⑩国務省及び⑪財務省の各情報部門、第 3 は、軍に属する⑫空軍情報部、⑬陸軍情報部、⑭沿岸警備隊情報部、⑮海兵隊情報部、⑯海軍情報部である。<<http://www.intelligence.gov/mission/structure.html>>

<sup>(26)</sup> 両院の情報委員会は、中央情報局及び国家情報長官、国家情報プログラムについて専属的管轄権を有するが、連邦捜査局や国防省傘下その他の情報機関に関しては、他の常任委員会と競合して所管する。

<sup>(27)</sup> 合衆国法典第 50 編第 3094 条 a 項、第 94 議会上院決議第 400 号第 12 条及び下院規則第 10 条第 11 項 i 号。なお、アメリカの政府機関の予算は、授権法によって当該機関の組織、活動、プログラムについて授権し、歳出予算法によって予算の具体的支出を定める 2 段階の仕組みとなっている。

<sup>(28)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 3 条 a 項及び下院規則第 10 条第 11 項 b 号

<sup>(29)</sup> 合衆国憲法第 2 条第 2 節第 2 項

<sup>(30)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 17 条

(i) 情報収集に関する権限

両院の情報委員会が合衆国の情報活動について完全かつ最新の情報の提供を受けられるようにすることは、大統領の義務とされている<sup>(31)</sup>。国家情報長官及び各情報機関の長は、情報源や情報収集方法その他特に機微な秘密情報が不正に開示されないよう配慮しつつ、両院の情報委員会に対し、秘密活動 (covert action)<sup>(32)</sup> を含む情報活動について、完全かつ最新の情報を提供する<sup>(33)</sup>。

大統領が情報機関による秘密活動の実施を承認する場合には、当該秘密活動に関する指令書 (findings) を作成した上で、その実施前に両院の情報委員会に報告する。ただし、大統領は、極めて重要な国益に影響を及ぼす非常事態に対応するため必要不可欠と判断した場合には、情報提供の対象を、両院の情報委員会の委員長及び少数党筆頭委員、下院議長及び下院少数党院内総務、上院の多数党院内総務及び少数党院内総務の計 8 人に制限することができる<sup>(34)</sup>。

また、両院の情報委員会は、国家情報長官、中央情報局長官、国防長官 (Secretary of Defense)、国務長官 (Secretary of State) 及び連邦捜査局長官から年次報告書の提出を受ける<sup>(35)</sup>。

(ii) 秘密情報を開示する権限

両院の情報委員会は、その保有する情報の開示が公益に資すると判断した場合には、一定の要件の下でこれを公開することができる<sup>(36)</sup>。

(iii) 議会に対する報告の義務

両院の情報委員会は、情報機関による情報活動等の類型及び範囲について、定期的に各院に報告する<sup>(37)</sup>。

(3) 情報漏えいの防止

(i) 委員会規則、会議の原則非公開

秘密情報の取扱いについては、両院の情報委員会の委員会議事規則で詳細に定められている<sup>(38)</sup>。委員会の会議及び聴聞会等は、通常、非公開で行われる。

<sup>(31)</sup> 合衆国法典第 50 編第 3091 条 a 項

<sup>(32)</sup> 秘密活動とは、外国の政治、経済又は軍事の状況に影響を及ぼす合衆国政府の活動であって、合衆国政府の役割が明白でないように、又は公に認識されないようにされたものをいう。(合衆国法典第 50 編第 3093 条 e 項)

<sup>(33)</sup> 合衆国法典第 50 編第 3092 条 a 項及び第 3093 条 b 項

<sup>(34)</sup> 合衆国法典第 50 編第 3093 条 a 項及び c 項。この 8 人は、「8 人衆 (Gang of Eight)」とも称される。等雄一郎「海外法律情報 (アメリカ) 情報予算授權法案—議会による秘密活動の監視—」『ジュリスト』No.1389, 2009.11.15, p.96; Marshall Curtis Erwin, “Sensitive Covert Action Notifications: Oversight Options for Congress,” *CRS Report for Congress*, R40691, April 10, 2013. <<http://fas.org/spp/crs/intel/R40691.pdf>>

<sup>(35)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 4 条 b 号及び下院規則第 10 条第 11 項 c 号

<sup>(36)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 8 条及び下院規則第 10 条第 11 項 g 号。2014 年 4 月 3 日、上院情報特別委員会は、中央情報局がブッシュ政権下で行った非人道的な尋問等に関する 6200 ページに及ぶ報告書の概要部分について、秘密指定を解除し公開することを決定した。当該概要部分は、秘密指定解除の検証のために大統領に送られ、その後公開されることになっているが、2014 年 8 月現在では公開に至っていない。“Intelligence Committee Votes to Declassify Portions of CIA Study,” April 3, 2014. <<http://www.feinstein.senate.gov/public/index.cfm/press-releases?ID=de39366b-d66d-4f3e-8948-b6f8ec4bab24>> 参照。

<sup>(37)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 4 条 a 項及び下院規則第 10 条第 11 項 c 号 (1)

<sup>(38)</sup> 上院情報特別委員会議事規則第 9 条及び下院常設情報特別委員会議事規則第 14 条

(ii) 秘密保持の宣誓・適性評価

下院においては、秘密情報に接する全ての議員（下院常設情報特別委員会の委員を含む。）及び委員会職員等は、秘密指定情報（classified information）について不正に開示しない旨の宣誓を行う必要があり、当該宣誓を行った議員名は、公的記録事項として会議録に掲載される<sup>(39)</sup>。また、委員会職員は、隔離情報（compartmented information）<sup>(40)</sup>に接する前に適切な適性評価を受けなければならない、委員会の委員又は職員は、秘密指定情報に接する前に、漏えいしない旨の宣誓を行う<sup>(41)</sup>。

上院においては、秘密指定情報に接する委員会職員等は、適切な適性評価を受けるとともに、秘密を守ることにについて宣誓及び書面により同意することが必要である<sup>(42)</sup>が、委員には、適性評価や宣誓についての義務はない。

(iii) 漏えいの処罰

両院とも、秘密情報に接した議員及び職員が当該情報を漏えいした場合には、懲罰を所管する委員会による審査を経て、議院の懲罰を受ける可能性がある。また、漏えいが連邦法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる<sup>(43)</sup>。ただし、議員は、院内における発言又は討議について院外で責任を問われない免責特権<sup>(44)</sup>を有しており、議員が実際に処罰を受けた事例は見当たらない。

## 4 活動

(1) 上院情報特別委員会

(i) 会議の開催回数等

上院情報特別委員会は、委員長が特に指示する場合を除き、毎月隔週火曜日を定例日として招集される<sup>(45)</sup>。第 112 議会（2011 年 1 月～2013 年 1 月）において、同委員会の委員に対する概要説明（briefing）、情報機関の高官等を証人とする聴聞会（hearing）その他の公式の会議等は、計 112 回開かれた。その内訳は、情報機関によるアフガニスタン及びイラクでの米軍の軍事作戦への支援、イランの脅威、報道機関への秘密情報の不正開示等を

<sup>(39)</sup> 下院規則第 23 条第 13 項

<sup>(40)</sup> 機微隔離情報（sensitive compartmented information）と同義と考えられ、情報源、情報収集方法又は情報分析過程に関係し、又はそれらに由来する秘密指定情報であって、国家情報長官により定められ、監督される正式のアクセス管理システムにより保護されることが必要なものをいう。Office of the Director of National Intelligence, *Glossary of Security Terms, Definitions, and Acronyms*, Intelligence Community Standard Number 2008-700-1, effective date remains: 4 April 2008, p.24. <[http://www.ncix.gov/publications/policy/docs/ICS\\_700-01\\_Glossary\\_of\\_Security\\_Terms\\_Definitions\\_and\\_Acronyms.pdf](http://www.ncix.gov/publications/policy/docs/ICS_700-01_Glossary_of_Security_Terms_Definitions_and_Acronyms.pdf)>

<sup>(41)</sup> 下院常設情報特別委員会議事規則第 14 条 c 項及び d 項

<sup>(42)</sup> 第 94 議会上院決議第 400 号第 6 条

<sup>(43)</sup> 漏えいする情報の性質により、罰則のレベルは様々である。Jennifer K. Elsea, “The Protection of Classified Information: The Legal Framework,” *CRS Report for Congress*, RS21900, January 10, 2013, pp.10-11. <<http://fas.org/sgp/crs/secretary/RS21900.pdf>>

<sup>(44)</sup> 合衆国憲法第 1 条第 6 節第 1 項（「発言及び討議条項」と呼ばれる）。アメリカにおける議員の免責特権については、新井誠「アメリカにおける議員免責特権について—合衆国憲法の発言・討議条項をめぐる歴史と解釈—」『千葉大学法学論集』23(1), 2008.9, pp.103-153; 寿田竜輔「議員の免責特権—アメリカにおける憲法判例の一考察—」『成城法学』32 号, 1989.8, pp.131-148 を参照。

<sup>(45)</sup> 上院情報特別委員会議事規則第 1 条第 1 項

調査する行政監視のための聴聞会が 72 回（情報機関の予算に関する聴聞会 12 回、法案審査のための聴聞会 3 回、人事案件の指名承認のための公開聴聞会 5 回を含む。）、上院軍事委員会又は下院常設情報特別委員会との合同聴聞会が 3 回、公開を前提とした概要説明及び会議が 30 回、法案審査等の議事を行う会議が 6 回などとなっている<sup>(46)</sup>。

(ii) 法案審査

上院情報特別委員会は、第 112 議会において、法案 4 件及び決議案 1 件を付託されたほか、情報機関授権法案その他の法案 4 件及び決議案 2 件を上院に提出した<sup>(47)</sup>。第 113 議会においては、2014 会計年度情報機関授権法案 (S.1681) 及び外国情報監視法の改正法案 (FISA Improvements Act of 2013, S. 1631)<sup>(48)</sup> 等が同委員会から提出されている<sup>(49)</sup>。

(iii) 報告書の公表

上院情報特別委員会が公表する報告書には、主として、各議会期における活動報告書、各会計年度の情報機関授権法案その他の法案に関する報告書がある。同委員会が第 112 議会の 2 年間に公表した報告書は、第 111 議会の活動報告書、情報機関授権法案その他の法案に関する報告書など、計 6 本であった。第 113 議会においては、第 112 議会中に同委員会が行った立法活動や行政監視活動について記載した活動報告書<sup>(50)</sup> 及び個別の法案に関する報告書のほか、2012 年 9 月にリビア・ベンガジで発生したテロ事件をめぐる情報機関の活動に関して、安全性向上と危険回避等の勧告を含む調査結果が公表されている<sup>(51)</sup>。

(2) 下院常設情報特別委員会

(i) 会議の開催回数等

下院常設情報特別委員会は、委員長が特に指示する場合を除き、毎月第 1 木曜日を定例会日として招集される<sup>(52)</sup>。同委員会が 2011 年 12 月から 2012 年 12 月までの約 1 年間に開催した公式の会議等は、サイバーセキュリティ強化に関する法案審査の会議など、計 50 回（会議 5 回、概要説明 26 回、聴聞会 19 回）であった<sup>(53)</sup>。また、2013 年中には、国家安全保障局 (National Security Agency: NSA) の情報収集プログラムを検証するための聴聞会など、計 71 回の会議等（会議 6 回、概要説明 42 回、聴聞会 23 回）が開催された<sup>(54)</sup>。

<sup>(46)</sup> U.S. Congress, Senate, *Report of the Select Committee on Intelligence, Covering the Period January 5, 2011 to January 3, 2013*, S. Rep. 113-7, 113<sup>th</sup> Cong., 1<sup>st</sup> Sess., 2013, p.28. ただし、公式の会議等のほかに非公式の会合が多数開催されている。

<sup>(47)</sup> *ibid.*, pp.28-29.

<sup>(48)</sup> 情報機関が外国の情報活動に対して監視活動を行うことの可否を審査する外国情報活動監視裁判所 (Foreign Intelligence Surveillance Court: FISC) の意見の公開等を内容とする法案である。

<sup>(49)</sup> 上院情報特別委員会ウェブサイト <<http://www.intelligence.senate.gov/legcurrent.html>>

<sup>(50)</sup> U.S. Congress, Senate, *op.cit.*(46). この報告書の目次については、本書 pp.17-18 を参照。

<sup>(51)</sup> U.S. Congress, Senate Select Committee on Intelligence, *Review of the Terrorist Attacks on U.S. Facilities in Benghazi, Libya, September 11-12, 2012 together with Additional Views*, 113<sup>th</sup> Congress, January 15, 2014. <<http://www.intelligence.senate.gov/benghazi2014/benghazi.pdf>>

<sup>(52)</sup> 下院常設情報特別委員会議事規則第 1 条

<sup>(53)</sup> U.S. Congress, House of Representatives, *Semi-Annual Report on the Activity of the House Permanent Select Committee on Intelligence*, H. Rep. 112-560, 112<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> Sess., 2012, pp.6-7; U.S. Congress, House of Representatives, *Semi-Annual Report on the Activity of the House Permanent Select Committee on Intelligence*, H. Rep. 112-733, 112<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> Sess., 2012, pp.4-5.

<sup>(54)</sup> U.S. Congress, House of Representatives, *Annual Report on the Activity of the House Permanent Select Committee on Intelligence*, H. Rep. 113-310, 113<sup>th</sup> Cong., 1<sup>st</sup> Sess., 2014, pp.6-7.

(ii) 法案審査

第 112 議会後半の 1 年間において、下院常設情報特別委員会は、計 24 件の法案及び決議案の審査を行い、そのうち成立した法案は、2012 会計年度情報機関授権法案 (H.R.1892) など 3 件であった<sup>(55)</sup>。また、第 113 議会においては、2014 会計年度情報機関授権法案 (H.R. 3381) のほか、サイバーセキュリティ強化のための情報共有等に関する法案 (Cyber Intelligence Sharing and Protection Act, H.R.624)、情報機関による通信記録の大規模収集の中止を柱とする法案 (USA Freedom Act, H.R.3361)<sup>(56)</sup> 等が提出されている<sup>(57)</sup>。

(iii) 報告書の公表

下院常設情報特別委員会が公表する報告書には、主として、半年又は 1 年ごとの活動報告書、情報機関授権法案その他の法案に関する報告書、個別事案に関する報告書等がある。第 112 議会後半の 1 年間には、情報機関授権法案に関する報告書、第 112 議会後半の活動報告書<sup>(58)</sup>、中国の通信機器大手 2 社の製品及びサービスについて安全保障上の危険性を指摘し、連邦政府の通信システムから排除すること等を提言する報告書<sup>(59)</sup> など、計 5 本が公表された。また、第 113 議会においては、2013 年中の委員会活動に関する報告書<sup>(60)</sup> が公表されている。

## 5 改革の動向

(1) 改革の提言

議会による情報機関の監視のあり方に関しては、2001 年 9 月 11 日に発生した同時多発テロ事件の調査のために設置された独立調査委員会 (以下「9/11 委員会」という。)の最終報告書<sup>(61)</sup>において、主に次のような勧告が行われている。

- ① 過去に設置されていた両院合同原子力委員会<sup>(62)</sup>をモデルとして、新規に両院合同の情報委員会を設置するか、又は、各院の情報特別委員会を常任委員会とし、予算につ

<sup>(55)</sup> U.S. Congress, House of Representatives, *op.cit.*(53).

<sup>(56)</sup> 国家安全保障局が一般市民のインターネット上の個人情報を大規模に収集していた事実の発覚を受けた法案である。

<sup>(57)</sup> 下院常設情報特別委員会ウェブサイト <<http://intelligence.house.gov/legislation/bills>>

<sup>(58)</sup> U.S. Congress, House of Representatives, *op.cit.*(53).

<sup>(59)</sup> U.S. Congress, House of Representatives, *Investigative Report on the U.S. National Security Issues Posed by Chinese Telecommunications Companies Huawei and ZTE*, A report by Chairman Mike Rogers and Ranking Member C.A. Dutch Ruppersberger of the Permanent Select Committee on Intelligence, 112<sup>th</sup> Cong., October 8, 2012. 日本における報道として、「米、華為・ZTEの通信機器排除求める 中国当局の影響力警戒」『日本経済新聞』2012.10.9, 夕刊。なお、合衆国政府は、2013年3月に成立した暫定予算法に中国製のIT機器の政府調達を制限する条項を盛り込んでおり、当該報告書による提言の内容が実行されたといえる。「中国製IT機器 調達制限」『日本経済新聞』2013.3.29, 夕刊。

<sup>(60)</sup> U.S. Congress, House of Representatives, *op.cit.*(54).

<sup>(61)</sup> The National Commission of Terrorist Attacks Upon the United States, *The 9/11 Commission Report*, July 22, 2004. <<http://govinfo.library.unt.edu/911/report/911Report.pdf>> 独立調査委員会の設置及び最終報告書の概要については、廣瀬 前掲注(6), pp.62-64; 宮田智之「【短信：アメリカ】同時多発テロ事件に関する独立調査委員会の最終報告書」『外国の立法』No.222, 2004.11, pp.153-158. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/222/022208.pdf>>

<sup>(62)</sup> 両院合同原子力委員会は、1946年原子力法 (Atomic Energy Act of 1946) により設置され、上下両院それぞれ9人ずつ、計18人の委員から成る両院合同の委員会である。

いても授権と歳出の両方を審査する権限を付与する。

- ② 情報機関の予算総額を公表する。
- ③ 委員会に召喚状発行の権限を付与する。また、行政監視を専門とする小委員会を置く。
- ④ 委員会の委員は各院7人又は9人とし、そのうち4人は、軍事委員会、司法委員会、外交委員会及び歳出委員会国防小委員会の委員から任命する。また、多数党委員と少数党委員との人数の差は1人以内とし、委員の任期制限は設けない。

このほか、秘密情報の取扱いに関しては、委員以外の者に秘密情報の取扱いを許可する場合の要件を設定すること、委員と職員に適性評価、宣誓及び秘密を漏えいしない旨の同意を求めること、違反があった場合に上下両院の倫理委員会が調査を行うこと等が提案されている<sup>(63)</sup>。

## (2) 両院における動向

9/11 委員会の勧告を受けて、上院においては、2004年10月、上院情報特別委員会の委員の任期制限の廃止、委員数の削減、委員会の格付けのBからAへの格上げ<sup>(64)</sup>、同委員会及び歳出委員会への小委員会設置等を内容とする決議（第108議会上院決議第445号）が可決された。

一方、下院においては、常設情報特別委員会に行政監視小委員会を設置、歳出委員会に情報機関監視部会（Select Intelligence Oversight Panel）を設置し、また、常設情報特別委員会の聴聞会及び委員に対する各種事案の概要説明に歳出委員会国防小委員会の小委員3人の出席を認める<sup>(65)</sup>等の改革が順次行われてきた。

さらに、2010年10月に成立した2010会計年度情報機関授権法（P.L.111-259）では、大統領が秘密活動に関する情報提供の対象を限定する場合の要件の厳格化など、情報機関に対する議会の監視権限を強化するとともに、情報機関の活動に関して情報公開を促進する内容の改正が行われた。<sup>(66)</sup>

## (3) 課題

議会による情報機関の監視が適切に機能する条件としては、非党派性や、経験を積んだ専門スタッフの確保、委員長による政策内容の十分な理解、関連する他委員会との良好な関係等が挙げられている<sup>(67)</sup>。しかし、最近の連邦議会においては、狭い意味での立法活動が優先され、行政監視活動が全体として低迷傾向にあることが指摘されており、党派対立

<sup>(63)</sup> L. Elaine Halchin and Frederick M. Kaiser, “Congressional Oversight of Intelligence: Current Structure and Alternatives,” *CRS Report for Congress*, RL32525, May 14, 2012, pp.9-12. <<http://fas.org/sgp/crs/intel/RL32525.pdf>> 秘密情報の取扱い以外にも、情報特別委員会の組織、権限等について提言がまとめられている。

<sup>(64)</sup> 上院規則第25条により、上院の委員会はAからCまでの3段階に格付けされており、各上院議員は、2つの「A」委員会と1つの「B」委員会の委員となる。

<sup>(65)</sup> 下院常設情報特別委員会議事規則第14条g項

<sup>(66)</sup> これらの改革の内容と経緯等については、廣瀬淳子「アメリカの情報機関と連邦議会の監視機能の強化—2010年度以降の情報機関授権法—」『外国の立法』No.252, 2012.6, pp.137-146. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3497221\\_po\\_02520008.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3497221_po_02520008.pdf?contentNo=1)>; CQ Press, *op.cit.*(2), pp.292-294 を参照。

<sup>(67)</sup> 廣瀬 前掲注(5), pp.64-65.

の克服や行政監視の有効性の向上が課題となっている<sup>(68)</sup>。

## 6 訳出した法規の概要

### (1) 合衆国法典第 50 編（第 3091 条～第 3093 条）

合衆国法典第 50 編第 44 章は、1947 年国家安全保障法として制定され、同法典に編纂されたもので、中央情報局、国家安全保障会議（National Security Council: NSC）及び国防省を創設した法律である<sup>(69)</sup>。訳出したのは、情報活動に関する議会の監視及び議会への報告義務に関する第 3 節（情報活動に係る説明責任）中第 3091 条から第 3093 条までの規定である。

### (2) 第 94 議会上院決議第 400 号

第 94 議会上院決議第 400 号は、上院情報特別委員会の設置根拠となった 1976 年の決議であり、同委員会の目的、組織及び権限、所管事項、上院への報告義務、秘密指定情報の取扱い等を定めている。

### (3) 第 108 議会上院決議第 445 号（第 301 条（抄）、第 401 条及び第 402 条）

第 108 議会上院決議第 445 号は、9/11 委員会の提言を受けて、上院情報特別委員会がより効果的な監視を行えるよう採択された 2004 年の決議である。訳出したのは、同委員会の格付けを変更する規定及び情報活動に関する小委員会の設置に係る規定<sup>(70)</sup>である。

### (4) 上院規則（第 29 条第 5 項）

上院規則第 29 条は、秘密会に関する規定である。訳出したのは、同条中、委員会等において秘密指定された議事等を漏えいした議員及び職員等に対する懲罰に関する第 5 項の規定である。

### (5) 上院情報特別委員会議事規則（第 1 条、第 2 条、第 9 条及び第 10 条）

アメリカ連邦議会では、常任委員会、特別委員会とも、それぞれ独自に委員会の議事規則を定めている。上院情報特別委員会の議事を定める規則中、委員会の招集、手続、秘密指定資料の扱い及び職員等に関する規定を訳出した。

### (6) 下院規則（第 10 条第 11 項及び第 23 条第 13 項）

下院規則第 10 条は、下院の各委員会の組織及び権限等に関する規定である。訳出したのは、下院常設情報特別委員会の現在の根拠規定であり、その組織及び権限等を定める同条

<sup>(68)</sup> 廣瀬淳子「アメリカ連邦議会の行政監視—制度と課題—」『外国の立法』No.255, 2013.3, p.21. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111645\\_po\\_02550003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111645_po_02550003.pdf?contentNo=1)>

<sup>(69)</sup> 土屋恵司「米国における 2002 年国土安全保障法の制定」『外国の立法』No.222, 2004.11, p.1. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/222/022201.pdf>>

<sup>(70)</sup> ただし、第 113 議会においては、この規定に基づく小委員会は設置されていない。

第 11 項と、議員の職務行為規範に関する第 23 条中、秘密指定情報を扱う議員等の宣誓に関する第 13 項である。

(7) 下院常設情報特別委員会議事規則（第 1 条～第 5 条、第 11 条～第 14 条、第 19 条及び第 21 条）

下院常設情報特別委員会の議事を定める規則中、委員会の招集、手続、組織、議事及び懲罰等に関する規定を訳出した。



付表 アメリカ連邦議会の上院情報特別委員会の報告書（目次）

2011年1月5日から2013年1月3日までの期間に関する報告書

目 次		頁
はしがき .....		III
第I章 序論 .....		1
第II章 立法 .....		2
A. 2011年度情報機関授権法 .....		2
B. 2012年度情報機関授権法 .....		3
C. 2013年度情報機関授権法 .....		4
D. 外国情報監視法第7編の再授権 .....		5
E. 国防情報局の設立50周年に際しての上院決議 (S. Res. 86) .....		6
F. その他の立法 .....		6
第III章 行政監視活動 .....		7
A. 聴聞 .....		7
1. 世界的規模の脅威 .....		7
2. アフガニスタン、パキスタン .....		8
3. イラン .....		9
4. イラク .....		9
5. 報道機関への秘密情報の不正開示 (漏えい) .....		10
6. ウサマ・ビン・ラーディンを殺害したCIAの作戦 .....		10
7. 情報コミュニティの対テロ活動の監視 .....		10
8. サイバー・セキュリティ .....		11
9. 秘密活動 .....		11
10. 核拡散対抗措置 .....		12
11. 外国情報監視法上の権限の行使 .....		12
B. 調査及び検討 .....		13
1. CIAの勾留・尋問プログラムの調査 .....		13
2. 2012年9月11日のリビア・ベンガジにおけるテロ攻撃に関する情報問題の検討 .....		14
C. 情報コミュニティに関する問題 .....		15
1. 秘密情報の不正開示への対応 .....		15
2. 情報の共有 .....		15
3. 戦略的計画 .....		16
4. 合衆国の輸出規制体制における情報コミュニティの役割 .....		16
5. 中核的請負業者 .....		17
6. 会計検査院長による情報コミュニティの情報へのアクセス .....		17
7. サイバー分析 .....		18
8. 北朝鮮の分析 .....		18
9. 情報高等研究企画局 .....		18
10. 情報コミュニティの情報技術事業 .....		19
11. 宇宙輸送 .....		19
12. 国防秘密局及び国防情報局のビジョン20 .....		19
13. 分析 .....		20
14. アラブの春の分析と結果の検討 .....		20
15. 外国語の能力 .....		20

16. 教育及び訓練 .....	21
17. 防諜活動 .....	21
18. 会計基準及び監査能力 .....	21
19. 不適切な支出 .....	22
D. 監査 .....	22
1. 内部脅威の検出能力 .....	22
2. 総合情報戦略 .....	22
3. 国土安全保障省の情報・分析局 .....	23
4. 情報コミュニティー・データセンター .....	23
5. 連邦出資研究開発センター役員の報酬 .....	23
E. 技術顧問グループの報告 .....	23
1. 情報高等研究企画局 .....	23
2. 中国 .....	24
第IV章 人事案件 .....	24
A. ステファニー・オサリバン 国家情報筆頭副長官 .....	24
B. リサ・モナコ 司法省国家安全保障部司法次官補 .....	25
C. デイビッド・ペトレイアス 中央情報局長官 .....	26
D. マシュー・オルセン 国家テロ対策センター長 .....	26
E. アービン・チャールズ・マクロウ III 情報コミュニティー監察総監 .....	27
第V章 上院に対する補佐 .....	28
第VI章 付録 .....	28
A. 委員会活動の概略 .....	28
1. 会議等の開催数 .....	28
2. 委員会提出の法案及び決議 .....	28
3. 委員会に付託された法案 .....	29
4. 委員会の出版物 .....	29
第VII章 補足意見 .....	30
1. ロン・ワイデン上院議員及びマーク・ユードル上院議員の補足意見 .....	30

(出典)

• U.S. Congress, Senate, *Report of the Select Committee on Intelligence, Covering the Period January 5, 2011 to January 3, 2013*, S. Rep 113-7, 113<sup>th</sup> Cong., 1<sup>st</sup> Sess., 2013.

## II イギリス議会の議会情報保安委員会

### 1 設置経緯

#### (1) 情報保安委員会の設置

イギリスにおいて情報機関を主として監視するのは、議会情報保安委員会（Intelligence and Security Committee of Parliament: ISC）である。

1980年代以降、情報機関による人権侵害に端を發した情報機関の法制化の流れの中で、1989年国家安全局法（Security Service Act 1989）により国家安全局（Security Service）が、1994年情報保安法（Intelligence Services Act 1994）により秘密情報部（Secret Intelligence Service: SIS）及び政府通信本部（Government Communications Headquarters: GCHQ）が明文化された。また、1994年情報保安法は、情報機関を監視する機関として情報保安委員会（Intelligence and Security Committee）を設置することを定めた<sup>(1)</sup>。これが、議会情報保安委員会の前身である。情報機関を明文で定めることとした理由として、政府は、欧州裁判所の動向に鑑みて情報機関を法定してその説明責任や権限を明文化しておく必要があることを挙げている<sup>(2)</sup>。また、この法律において情報機関に対する監視機関を定めることとなった背景には、冷戦が終結し、情報機関の予算の獲得のために説明責任を果たす必要が生じたことや、仮に政権交代が生じた場合において議会がより直接的に監視するような法制化への懸念があったといわれている<sup>(3)</sup>。

#### (2) 議会情報保安委員会の設置

1994年情報保安法に基づく情報保安委員会は政府に置かれ、首相が議員の中から委員を任命していた<sup>(4)</sup>。しかし、政府からの独立性が不十分で任命過程の透明性に乏しいことから、委員の任命過程への議会の関与の拡大が提言されたほか、監視対象の拡大等の必要性が指摘された<sup>(5)</sup>。また、情報を入手する権限が弱く調査を十分に行うことができないことが、情報保安委員会の報告書でも繰り返し指摘された<sup>(6)</sup>。政府は2007年7月に緑書『イギリス

<sup>(1)</sup> 1994年情報保安法第10条

<sup>(2)</sup> Peter Gill, “Reasserting Control: Recent Changes in the Oversight of the UK Intelligence Community,” *Intelligence and National Security*, Vol.11, No.2, April 1996, pp.319-323. 1980年代、イギリスにおける通信傍受の許可手続が欧州人権条約に反しているとのマロン事件における欧州裁判所の決定を初めとして、情報機関による人権侵害を救済する内容の欧州裁判所の判決が相次いだ。また、1992年に起きたイラクへの武器輸出に関するスコット委員会（控訴院裁判官を長とする独立調査委員会）の調査において、同委員会は政府が公益のための情報の秘匿を理由として調査のための情報提供に非協力的であったことを批判した。

<sup>(3)</sup> Mark Phythian, “The British Experience with Intelligence Accountability,” *Intelligence and National Security*, Vol.22, No.1, February 2007, pp.77-78.

<sup>(4)</sup> 1994年情報保安法第10条

<sup>(5)</sup> Secretary of State for Justice and Lord Chancellor, *Governance of Britain*, Cm7170, July 2007, pp.32-33; Secretary of State for Justice, *Justice and Security: Green Paper*, Cm8194, October 2011, pp.41-44.

<sup>(6)</sup> Intelligence and Security Committee, *Annual Report 2006-2007*, Cm7299, January 2008, p.38; *Annual Report 2008-2009*, Cm7807, March 2010, p.51; *Annual Report 2010-2011*, Cm8114, July 2011, p.82; *Annual Report 2011-2012*, Cm8403, July 2012, p.52. バトラー委員会（イラク戦争に関する政府の情報操作疑惑について調査するため2004年2月に設置）や議会の特別委員会に提示された資料、首相への機密報告等が情報保安委員会に提示されていなかった。2009年の高等法院の判決では、情報保安委員会の「犯罪人引渡しに関

の統治』において、委員の任命過程の透明化等の法改正を必要としない改革案を提案し<sup>(7)</sup>、翌 2008 年の白書『イギリスの統治：憲法再生』<sup>(8)</sup> で、任命過程への議会の関与等一部の改革を進めることを確認した。この内容は 2008 年の下院決議や下院規則の改正に反映された<sup>(9)</sup>。2010 年にも、情報保安委員会は年次報告書においてより強い独立性を求める提言を行い、2013 年司法及び保安法において、委員の任命権限を首相から議会に変更する等、議会の委員会として位置付けられるとともに、対象機関に委員会が情報の開示を要請する権限が開示を義務付ける権限へと強化された。

## 2 組織

### (1) 構成

議会情報保安委員会（以下単に「委員会」という。）は 9 人の議員で構成され、2014 年 8 月現在は、下院議員 7 人（保守党 3 人、自由民主党 1 人、労働党 3 人）、上院議員 2 人（保守党 1 人、無所属 1 人）である<sup>(10)</sup>。2014 年 8 月現在の委員長は、保守党の下院議員である。

委員の任期は、議会期（下院議員の任期期間）中継続するが、委員が議員資格を失った場合や大臣等の政府の役職に就任した場合には委員の資格を失う<sup>(11)</sup>。

### (2) 選任方法

委員は、上下両院の議員から合計 9 人の議員を、首相の指名を経てそれぞれの議院が任命する。首相は、指名に当たって野党第一党党首と協議しなければならない。なお、大臣等の政府の役職者は委員となることができない。委員長は、委員の中から互選する。<sup>(12)</sup>

### (3) 事務職員

委員会の事務を行う職員は、常勤職員 12 人、非常勤職員 4 人（調査官 1 人を含む。）の計 16 人で構成される<sup>(13)</sup>。2013 年司法及び保安法の成立以前は、内閣府職員が事務を行っ

---

する報告書」（2007 年 7 月）について、情報保安委員会が秘密情報部から 42 の重要な文書の提供を受けていなかったことが明らかになった。また、情報保安委員会が政府から情報を得ていたにもかかわらず、ハットン委員会（大量破壊兵器の脅威を説明した 2002 年 9 月の文書についての BBC の報道に関する調査を行うため 2003 年 8 月に設置）の報告書で開示された多くの文書が、情報保安委員会の報告書では開示の対象とされなかったことも批判されている。情報保安委員会の機能不全について概説した資料として、Anthony Peto and Andrew Tyrie, *Neither Just nor Secure*, Centre for Policy Studies, January 2013, pp.77-94. <<http://www.cps.org.uk/files/reports/original/130123103140-neitherjustnorsecure.pdf>>; House of Commons Home Affairs Committee, *Counter-terrorism: Seventeenth Report of Session 2013-14*, HC231, 9 May 2014, pp.82-86.

<sup>(7)</sup> Secretary of State for Justice and Lord Chancellor, *op.cit.*(5), pp.32-33.

<sup>(8)</sup> Ministry of Justice, *The Governance of Britain - Constitutional Renewal*, Cm7342-1, July 2008, pp.59-61.

<sup>(9)</sup> 下院決議では、白書の内容を実施することを決議した（House of Commons Debates, 17 July 2008, cols 499-501.）。また、下院規則第 152E 条により、情報保安委員会の委員候補者を議会が首相に推薦することを規定した。

<sup>(10)</sup> 議会情報保安委員会ウェブサイト <<http://isc.independent.gov.uk/committee-members>>

<sup>(11)</sup> 2013 年司法及び保安法第 1 附則第 1 条

<sup>(12)</sup> 2013 年司法及び保安法第 1 条

<sup>(13)</sup> House of Commons Home Affairs Committee, “Written evidence submitted by Rt Hon Sir Malcolm Rifkind MP, Chairman, Intelligence and Security Committee [CT 35],” 6 February 2014. <<http://data.parliament>

ていたが、現在は、委員会が独自に採用することとなっている。

#### (4) 費用負担等

委員会の運営費用、職員の雇用等については、基本的には議会が負担するが、委員会を開催するための設備等については、政府の保安上の要請に基づくものであるため、政府が負担する<sup>(14)</sup>。

### 3 役割

#### (1) 任務

委員会は、情報機関の支出、運営、政策及び作戦を精査し、又はその他の方法により監視することを主な任務とする<sup>(15)</sup>。委員会の監視対象となる情報機関には、国家保安局<sup>(16)</sup>、秘密情報部<sup>(17)</sup>、政府通信本部<sup>(18)</sup>がある。このほか、内閣府の情報活動関連の業務、国防省の国防情報本部（Defense Intelligence）、内務省の安全保障及びテロリズム対策局（Office for Security and Counter-Terrorism）等の政府の省庁の監視も行う<sup>(19)</sup>。

#### (2) 権限・義務

##### (i) 情報収集に関する権限

国家保安局、秘密情報部又は政府通信本部の長官は、委員会から情報の開示を求められた場合には、①求めに応じた情報の提供、②国務大臣が不開示を決定したため開示できない旨の通知のいずれかを行わなければならない<sup>(20)</sup>。これらの機関以外の政府機関に対して委員会が情報の開示を求めた場合には、所管大臣が同様の措置をとらなければならない。このような権限により、委員会は原資料に基づく調査を行うことができる。なお、当該情報が機微情報（情報機関の情報源等の特定に至る情報、実行中の作戦等に関する情報、外国から提供された情報で提供国が開示に同意しない情報）である場合及び安全保障上の利益のため委員会に開示すべきでない情報である場合等には、国務大臣は、開示すべきでな

[uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/home-affairs-committee/counterterrorism/written/8410.pdf](http://www.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/home-affairs-committee/counterterrorism/written/8410.pdf)

<sup>(14)</sup> 2013年司法及び保安法第1附則第3条；Intelligence and Security Committee of Parliament, *Annual Report 2012-2013*, HC547, 10 July 2013, p.43.

<sup>(15)</sup> 2013年司法及び保安法第2条

<sup>(16)</sup> 国務大臣の下に直接置かれ、その任務は、イギリスをスパイ、テロ及び破壊工作の脅威、外国の工作員の活動並びに議会制民主主義を破壊又は毀損しようとする政治的・産業的・暴力的活動から保護することである（1989年国家保安局法第1条）。MI5の通称で呼ばれる。

<sup>(17)</sup> 国務大臣の下に直接置かれ、政府の防衛・外交政策に関連する国家安全保障、イギリスの経済的安定、重大犯罪の予防及び探知に係る情報の収集・提供並びに外国における活動等に関する任務を負う（1994年情報保安法第1条）。MI6の通称で呼ばれる。

<sup>(18)</sup> 国務大臣の下に直接置かれ、その任務は、電磁波、音波その他の発信及びそれらを発信する機器の監視並びに妨害、それらからの情報の獲得、並びに専門用語や暗号についての助言・支援である（1994年情報保安法第3条）。

<sup>(19)</sup> Joanna Dawson, “Intelligence and Security Committee,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/HA/2178, 29 October 2013, p.3. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/sn02178.pdf>>

<sup>(20)</sup> 2013年司法及び保安法第1附則第4条

いと決定することができる<sup>(21)</sup>。

### (ii) 秘密情報を開示する権限

委員会は、原則として、年次報告書及び特別報告書によってのみ、職務の遂行に関連して秘密裡に受領した情報を公表することができる。そのほか、委員会及び首相が情報機関等の活動を害さないと認めた場合及び委員会が法令を遵守するために必要な場合には開示することができる<sup>(22)</sup>。

### (iii) 議会に対して報告書を提出する義務

委員会は、その役割を遂行するため、年次報告書を議会に提出しなければならないほか、必要な場合には適宜特定の課題について調査し、特別報告書を議会に提出する<sup>(23)</sup>。年次報告書の内容は、委員会の業務内容、情報機関の業務状況、情報機関による現状の評価、情報機関の支出、課題ごと（テロリズム対策、サイバー・セキュリティ等）の状況分析で構成されている。

委員会は、報告書を議会に提出する前に首相に送付しなければならないが、国家保安局、秘密情報部、政府通信本部又は情報・安全保障問題の任務遂行を妨げると首相が判断した事項については、首相と委員会との協議を経て、報告書から除外しなければならない。その場合には、議会へ報告書を提出する際に除外した事項がある旨を付記しなければならない<sup>(24)</sup>。

## (3) 情報漏えいの防止

### (i) 会議の原則非公開

委員会の会議は、議題が機微に関わるため、国家安全保障上の理由から、ほとんど非公開で行われている。ただし、委員会の決定により、公開で証言を聴取する場合もある<sup>(25)</sup>。なお、報道機関への対応は委員長のみが行う<sup>(26)</sup>。

### (ii) 秘密情報の取扱いに関する適性評価

委員に対する適性評価は不要であるが、職員に対しては適性評価が行われる<sup>(27)</sup>。

### (iii) 漏えいの処罰

委員会の委員及び職員が、委員会活動により知り得た情報を無許可で、議会外において開示し、又は漏えいした場合には、1989年公務秘密法（Official Secrets Act 1989）違反となり、自由刑若しくは罰金又はその両方を科せられる<sup>(28)</sup>。委員会の委員は、権利章典（Bill of Rights）に基づく免責特権により、委員会や本会議において秘密を漏えいした場合には、

---

<sup>(21)</sup> 2013年司法及び保安法第1附則第5条

<sup>(22)</sup> 2013年司法及び保安法第1附則第6条

<sup>(23)</sup> 2013年司法及び保安法第3条

<sup>(24)</sup> 同上

<sup>(25)</sup> 議会情報保安委員会ウェブサイト <<http://isc.independent.gov.uk/FAQ>>

<sup>(26)</sup> Peter Gill, "Evaluating Intelligence Oversight Committees: The UK Intelligence and Security Committee and the 'War on Terror'," *Intelligence and National Security*, Vol.22, No.1, February 2007, p.31.

<sup>(27)</sup> 前掲注(25)

<sup>(28)</sup> 公務秘密法第1条第1項b号及び第10条

議会外では責任を問われない<sup>(29)</sup>。これまで議会外における漏えいの例はない<sup>(30)</sup>。

#### 4 活動

##### (1) 会議の開催回数等

委員会は、議会の会期中は少なくとも週に1回会議を開き、年間40～50回程度、国家保安局、秘密情報部、政府通信本部のほか、国防情報本部、合同情報委員会（Joint Intelligence Committee）等から証言・証拠を得るために、公式又は非公式の委員会を開会している。このほか、諸外国の情報機関高官や情報機関を監視する機関との意見交換を行い、外国議会の議員や政府高官の訪問を受けている。

最近では、2012年7月から2013年6月までの間に、国家保安局、秘密情報部、政府通信本部等からの証言・証拠を得るために委員会を15回開会したほか、全委員による委員会を10回、それ以外の委員会を34回開会している。委員会は、内務大臣、外務大臣、通信傍受コミッショナー、情報機関コミッショナー、調査権限審判所長官、国防情報本部や内閣府の職員等から聴取を行っている。また、同期間に、委員会は、国家保安局、秘密情報部、政府通信本部等の情報機関との非公式な打合せを7回行った。さらに、委員会は、アメリカの情報機関との協議を行ったほか、オーストラリア、キプロス、デンマーク、ハンガリー、イスラエル及びパキスタンからの代表団を迎えた。

2013年11月には、史上初めて、3情報機関の長が公開の委員会において証言し、この証言は、議会放送で中継された<sup>(31)</sup>。これは、アメリカ中央情報局元職員のエドワード・スノーデン（Edward Snowden）氏による情報漏えいにより、政府通信本部がイギリス国内のインターネット通信を傍受していたことが明らかになったことから、国民の懸念が高まったことを受けたものである<sup>(32)</sup>。

##### (2) 報告書の公表

委員会が公表する年次報告書は、初期は3情報機関の業務や外国の状況に関する内容であったが、次第に情報活動に関する各種の課題に関する内容が増加している。2012－2013年版年次報告書には、委員会の活動、情報機関の業績に関する主な所見、情報機関による脅威に関する評価のほか、個別の論点として、対テロリズム、サイバー・セキュリティ、対核拡散等を取り上げ、情報機関の支出額や情報保安委員会改革についても掲載している<sup>(33)</sup>。

委員会が特定の課題について調査し、公表する特別報告書について、これまでは、委員

<sup>(29)</sup> Malcom Jack ed., *Erskine May's Treatise on The Law, Privileges, Proceedings, and Usage of Parliament*, 24<sup>th</sup> ed., London: LexisNexis, 2011, pp.221-240.

<sup>(30)</sup> Loch K. Johnson ed., *The Oxford Handbook of National Security Intelligence*, Oxford: Oxford University Press, 2010, p.704.

<sup>(31)</sup> 国家安全保障や情報機関で任務に就いている者の安全を脅かすおそれのある事項への言及があった場合に備えて、実際の委員会での発言と放送との間には時差が設けられていた。また、保安上の理由から、委員会室の傍聴席の数を限定し、正規の議会通行証保持者と少数の新聞雑誌記者のみが傍聴できることとした。（議会情報保安委員会ウェブサイト <<http://isc.independent.gov.uk/news-archive/7november2013>>）

<sup>(32)</sup> Rowena Mason, “MI5, MI6 and GCHQ chiefs to give evidence in public for first time,” *Guardian*, 24 October 2013. <<http://www.theguardian.com/uk-news/2013/oct/24/mi5-mi6-gchq-evidence-public-first-time>>

<sup>(33)</sup> この報告書の目次については、本書 p.27 を参照。

会が十分な情報を受けられていないだけでなく、情報の精査に必要な知見も有していないことや、委員会が既に調査していることを理由に情報機関が議会の特別委員会<sup>(34)</sup>に情報を提供することを拒む例があり議会の特別委員会による調査の妨げになっていることへの批判もなされている<sup>(35)</sup>。最近の特別報告書には、情報機関による通信データへのアクセスに関する報告書<sup>(36)</sup>（2013年2月）、重要国家インフラへの外国の関与に関する報告書<sup>(37)</sup>（2013年6月）があり、それぞれにおいて政府への提言を行っている。

## 5 改革の動向

公訴局の元長官であるケネス・マクドナルド（Kenneth Macdonald）上院議員は、2013年司法及び保安法により委員会の権限は強化されたものの、首相による指名を経て委員が任命される点等について、未だ改革が不十分であるとし、次のような改革案を提案している<sup>(38)</sup>。

- ①委員会を議会の両院合同特別委員会とする<sup>(39)</sup>。
- ②委員を両院の責任において両院が任命し、委員会が議会に対して責任を負うようにする。
- ③証拠を入手する権限を強化する。
- ④独立の事務局を持ち、法的助言を得られるようにするとともに、全ての情報にアクセスできるようにする。
- ⑤野党議員や情報機関に関係する政府の役職に就いたことのない議員を委員長とする。
- ⑥人権を政策の中核として、人権保護を確実なものとするよう委員会の専門性を高める。

また、下院内務委員会の報告書では、現在の脆弱な監視体制では、情報機関の説明責任のみならず、議会への信頼にも悪影響を及ぼすとして、上記のほか、①委員会の下院議員の委員については他の特別委員会と同様に選挙で委員を決定することや、②他の特別委員会にも情報機関の長に対する聴聞等を行えるようにすることを提言している<sup>(40)</sup>。

さらに、労働党のエド・ミリバンド（Ed Miliband）党首は、2014年2月の演説で与党幹部が委員会の委員長となっていること等について改革の必要性を主張した<sup>(41)</sup>ほか、同年3

<sup>(34)</sup> 特別委員会（select committees）とは、議会の各院に設置された委員会で、その多くは行政府の監視を行っている。

<sup>(35)</sup> Kenneth Macdonald, “Democratising secrecy: Overseeing security and intelligence,” Guy Lodge and Glenn Gottfried eds., *De-mocracy in Britain*, Institute for Public Policy Research, February 2014, pp.177-179. <[http://www.ippr.org/assets/media/images/media/files/publication/2014/02/democracy-in-britain\\_Cornford\\_Feb2014\\_11772.pdf](http://www.ippr.org/assets/media/images/media/files/publication/2014/02/democracy-in-britain_Cornford_Feb2014_11772.pdf)> 「イラクの大量破壊兵器に関する報告書」、「犯罪人引渡しに関する報告書」等に対する批判が挙げられている。

<sup>(36)</sup> Intelligence and Security Committee, *Access to communications data by the intelligence and security Agencies*, Cm8514, February 2013.

<sup>(37)</sup> Intelligence and Security Committee, *Foreign involvement in the Critical National Infrastructure: The implications for national security*, Cm8629, June 2013. この報告書の目次については、本書 p.28 を参照。

<sup>(38)</sup> Kenneth Macdonald, *op.cit.*(35), pp.178-179.

<sup>(39)</sup> 議会情報保安委員会も両院の議員により構成され、議院により任命される点で両院合同特別委員会と同じである。2013年司法及び保安法により議院により任命されるようになった点で、提言の半分は達成されたが、他の特別委員会とは異なり、首相の指名を経て委員が任命されるため、まだ完全ではないという指摘である。

<sup>(40)</sup> House of Commons Home Affairs Committee, *op.cit.*(6), pp.61-62.

<sup>(41)</sup> Nicholas Watt, “Ed Miliband calls for US-style debate over Britain’s intelligence agencies,” *Guardian*, 11

月には、ニック・クレグ (Nick Clegg) 副首相が、新聞に寄稿し、同委員会の委員数を一般的な特別委員会の委員数と同数の 11 人とすること、政権となれ合っているとの批判を避けるため野党議員を委員長とすること、聴聞を公開することを提言している<sup>(42)</sup>。

## 6 訳出した法規の概要

### (1) 2013 年司法及び保安法 (第 1 章 (抄) 及び第 1 附則)

2013 年司法及び保安法は、情報保安活動の監視 (第 1 章及び第 1 附則) 及び訴訟における不開示資料手続 (第 2 章) で構成されている<sup>(43)</sup>。訳出したのは、そのうち、議会情報保安委員会の設置根拠となっている第 1 章及び第 1 附則であり、委員会の構成、選任方法、任務、権限、了解覚書<sup>(44)</sup> 等について規定している。

### (2) 内閣府の覚書『特別委員会に対する省庁の証拠提出及び対応』(第 85 条～第 92 条)

『特別委員会に対する省庁の証拠提出及び対応』は、1980 年 5 月に内閣府政府機構部の長である E. B. C. オズマザーリー (E. B. C. Osmotherly) により公式に発せられた。通称「オズマザーリー規則 (Osmotherly Rules)」と呼ばれ、議会の特別委員会に対する証拠提出を求められた職員に関する詳細な指針を定めている。訳出したのは、そのうち、機微情報が証言や証拠書類に含まれる場合の規定である。

---

February 2014.

<sup>(42)</sup> Nick Clegg, “Comment: Security oversight must be fit for the internet age: The Snowden revelations made clear the need for significant reform of rules governing surveillance. Here our plans,” *Guardian*, 4 March 2014.

<sup>(43)</sup> 河島太朗 「【イギリス】2013 年司法及び保安法の制定」『外国の立法』No.257-2, 2013.11, pp.8-9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8347713\\_po\\_02570204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8347713_po_02570204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>

<sup>(44)</sup> 委員会は、委員会の活動についての詳細を記載した了解覚書 (memorandum of understanding) に基づいて情報や安全保障問題に関する政府の活動を検証又は監視する。了解覚書は、情報機関と委員会との情報共有について記載されたもので、首相と委員会との間で内容について合意の上、議会で写しを提出することとなっている。(2013 年司法及び保安法第 2 条)



付表 イギリス議会の議会情報保安委員会の報告書（目次）

1 2012—2013 年版年次報告書

目 次		頁
第1部	委員会の活動 .....	3
第2部	情報機関の業績に関する主な所見 .....	4
第3部	情報機関による脅威に関する評価 .....	6
第4部	対テロリズム .....	9
	国家保安局の回答 .....	12
	共同作戦 .....	13
	海外のパートナー .....	14
	北アイルランド関係のテロリズム .....	15
	テロリズム予防策及び調査方法 (TPIMs) .....	16
第5部	サイバー・セキュリティ .....	18
	サイバー防衛：政府及び産業界 .....	18
	サイバー「妨害」及び軍事上のサイバー活動 .....	19
	サイバー・セキュリティ資源の供給 .....	20
第6部	対核拡散 .....	23
	イラン核プログラムに関する情報活動 .....	23
	シリア .....	24
	北朝鮮 .....	25
	パキスタン .....	25
	協働活動：「仮想拠点」 .....	25
第7部	軍事作戦への支援 .....	27
	アフガニスタン .....	27
	資源供給 .....	29
第8部	より広範な情報活動問題 .....	31
	立法 .....	31
	合同情報委員会 .....	32
第9部	情報機関の支出額 .....	34
	主要プロジェクト .....	35
	効率性及びコスト削減 .....	36
	人員 .....	40
第10部	情報保安委員会改革 .....	42
付録A:	情報機関の戦略的目標 .....	44
付録B:	スコープ・プログラム .....	45
	提言及び結論の一覧 .....	47
	用語解説 .....	50
	証人一覧 .....	52

2 特別報告書「重要国家インフラへの外国の関与に関する報告書—国家安全保障への示唆」

目 次	頁
情報通信とイギリスの重要国家インフラ .....	4
ファーウェイ (Huawei) 社と中国 .....	5
イギリス情報通信市場へのファーウェイ社の参入: 何が失敗だったのか .....	8
ファーウェイ社の製品に関する安全性: 可能性の示唆 .....	11
危機管理—サイバー・セキュリティ評価センター .....	13
戦略的見解 .....	18
付録 A—重要国家インフラへのファーウェイ社の関与: 年表 .....	22
付録 B—国際比較 .....	25

(出典)

- Intelligence and Security Committee of Parliament, *Annual Report 2012–2013*, HC547, 2013.
- Intelligence and Security Committee, *Foreign involvement in the Critical National Infrastructure: The implications for national security*, Cm8629, 2013.

### Ⅲ ドイツ連邦議会の議会統制委員会

#### 1 設置経緯

ドイツ連邦議会において情報機関を主として監視するのは、議会統制委員会 (Parlamentarische Kontrollgremium: PKGr) である。議会統制委員会は、憲法に相当するドイツ連邦共和国基本法 (以下「基本法」という。) 第 45d 条及び連邦の情報機関の議会統制に関する法律 (以下「統制委員会法」という。)<sup>(1)</sup> に基づき連邦議会に設置された機関である。

ドイツにおける情報機関の議会統制の嚆矢は、1956 年にコンラート・アデナウアー (Konrad Adenauer) 首相が野党の要求に応じて設置した、各会派の代表で構成される議会代表者委員会 (Parlamentarische Vertrauensmännnergremium: PVMG) である<sup>(2)</sup>。議会代表者委員会は、法律上の根拠がなく、不定期に会合し、当初は首相が委員長を務める等政府からの独立性を欠いていたため、有効な統制を行うことができなかった。1960 年代には、基本法を改正して調査委員会 (Untersuchungsausschuss)<sup>(3)</sup> と同様の証人喚問権等を備えた委員会を情報機関を統制するために設置する提案がなされたが、最終的に実現を見なかった。

しかし、連邦憲法擁護庁がテロ組織との接触の疑いを持たれた原子力専門家を違法に盗聴した「トラウベ事件」を直接の契機として、1978 年によく「連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律」<sup>(4)</sup> が制定され、議会代表者委員会に代わり常設の議会統制審査会 (Parlamentarische Kontrollkommission: PKK) が設置された。

1992 年には、連邦情報局が政府の承認なしにイスラエルに戦車等を供与しようとした事件を契機として、政府の議会統制審査会への報告義務が強化され、議会統制審査会の権限として情報機関の予算の審議への関与や、個別の事案を評価することが加えられた<sup>(5)</sup>。そ

<sup>(1)</sup> Gesetz über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Kontrollgremiumgesetz - PKGrG) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2346).

<sup>(2)</sup> 1954 年に当時の連邦憲法擁護庁 (情報機関の 1 つ。後述) 長官が突然東ドイツから西ドイツ政府を批判した「ジョン事件」や 1956 年の連邦情報局 (情報機関の 1 つ。後述) の創設が議会代表者委員会設置の契機になったとされる。以下、情報機関の議会統制の仕組みの歴史については、渡邊斉志「ドイツにおける議会による情報機関の統制」『外国の立法』No.230, 2006.11, pp.124-131. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/230/023005.pdf>>; 山口和人「情報機関の活動に対する議会の監督を強化する法改正」『ジュリスト』No.1165, 1999.10, p.4; Rudolf Dolzer et al. Hrsg., *Kommentar zum Bonner Grundgesetz*, Heidelberg: Verlag C. F. Müller, Loseblattausgabe, Stand: 158. Aktualisierung, November 2012, Kommentierung des Art. 45d GG; Erik Hansalek, *Die parlamentarische Kontrolle der Bundesregierung im Bereich der Nachrichtendienste*, Frankfurt am Main: Peter Lang, 2006 を参照した。

<sup>(3)</sup> 基本法第 44 条及び調査委員会法 (Gesetz zur Regelung des Rechts der Untersuchungsausschüsse des Deutschen Bundestages (Untersuchungsausschussgesetz - PUAG) vom 19. Juni 2001 (BGBl. I S. 1142)) に基づき連邦議会に設置される委員会、その証拠調べは刑事訴訟手続に準じて行われる。調査委員会の概要及び調査委員会法の翻訳については、渡辺富久子「ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.88-116. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111649\\_po\\_02550007.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111649_po_02550007.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(4)</sup> Gesetz über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes vom 29. April 1978 (BGBl. I S. 453).

<sup>(5)</sup> 連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律並びに信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律を改正する法律 (Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes und zur Änderung des Gesetzes zur Beschränkung des Brief-, Post und Fernmeldegeheimnisses vom 27. Mai 1992 (BGBl. I S. 997))。

れでも議会統制審査会の実効性に対する批判は根強く、1999年には、議会統制審査会が議会統制委員会に改称されるとともに、文書等の要求権や専門家への調査の委嘱等が統制委員会法に規定された<sup>(6)</sup>。

2009年には、イラク戦争に情報機関が関与した問題に端を発した情報機関改革の一環として、議会による統制を強化するため、基本法に議会統制委員会に関する第45d条を設ける基本法改正<sup>(7)</sup>とともに、従来の統制委員会法を廃止した上で、議会統制委員会の情報へのアクセス権限の強化や裁判所及び官庁による議会統制委員会への扶助義務等を盛り込んだ新たな統制委員会法が制定されるに至った<sup>(8)</sup>。

## 2 組織

### (1) 構成

委員数は、選挙期<sup>(9)</sup>ごとに連邦議会の議決で定められ<sup>(10)</sup>、現在の第18選挙期では9人である<sup>(11)</sup>。会派別内訳は、キリスト教民主・社会同盟（与党）4人、社会民主党（与党）3人、左派党（野党）1人、緑の党（野党）1人である。現在の委員長は、キリスト教民主・社会同盟所属議員である。

### (2) 選任方法

委員は、選挙期の初めに連邦議会において選挙される。当選には、連邦議会議員の過半数の賛成が必要となる。なお、大臣及び政務次官となった議員は、委員となることができない。<sup>(12)</sup>委員長は、与党委員と野党委員が1年ごとに交代して務める<sup>(13)</sup>。

### (3) 事務職員

議会統制委員会の事務は、連邦議会事務局の議会・議員局議会サービス部第5課<sup>(14)</sup>が所管する。2013年まで議会統制委員会の担当は3人であったが、2014年から6人に増員され

<sup>(6)</sup> 議会の諸会議に関する規定を改正する法律（Gesetz zur Änderung von Vorschriften über parlamentarische Gremien vom 17. Juni 1999 (BGBl. I S. 1334)）。

<sup>(7)</sup> 基本法を改正する法律（Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 45d) vom 17. Juli 2009 (BGBl. I S. 1977)）。

<sup>(8)</sup> 情報機関の議会統制の強化に関する法律（Gesetz zur Fortentwicklung der parlamentarischen Kontrolle der Nachrichtendienste des Bundes vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2346)）。この法律の第1章が現在の統制委員会法である。

<sup>(9)</sup> 選挙期は連邦議会議員の任期に相当し、解散がなければ4年である。

<sup>(10)</sup> 統制委員会法第2条

<sup>(11)</sup> 1978年に統制委員会法が制定されて以降、議会統制審査会又は議会統制委員会の委員数は、第12選挙期が8人、第13選挙期から第16選挙期までが9人、第17選挙期が11人であった。11.6 Parlamentarische Kontrollgremien Stand: 9.4.2014. <[http://www.bundestag.de/blob/196230/d08910426e22fe7e9910dfe06c39b2f9/kapitel\\_11\\_06\\_parlamentarische\\_kontrollgremien-data.pdf](http://www.bundestag.de/blob/196230/d08910426e22fe7e9910dfe06c39b2f9/kapitel_11_06_parlamentarische_kontrollgremien-data.pdf)>

<sup>(12)</sup> 前掲注(10)

<sup>(13)</sup> Einführung. <<https://www.bundestag.de/bundestag/gremien18/pkgr/einfuehrung/248044>>

<sup>(14)</sup> Abteilung P Parlament und Abgeordnete, Unterabteilung PD Parlamentsdienste, Sekretariat PD 5 Parlamentarisches Kontrollgremium, G10-Kommission, ZF dG-Gremium, Gemeinsamer Ausschuss nach Art.53a GG 連邦議会事務局の組織図は、Organisationsplan. <<https://www.bundestag.de/blob/189334/3fbd73666666960842138ba9d2dc0c7/organisationsplan-data.pdf>> を参照。

た<sup>(15)</sup>。また、議会統制委員会は、個別の事案の調査を専門家に委嘱することができる<sup>(16)</sup>。

### 3 役割

#### (1) 任務

##### (i) 情報機関の統制

議会統制委員会は、連邦憲法擁護庁（Bundesamt für Verfassungsschutz: BfV）<sup>(17)</sup>、軍事防諜局（Militärischer Abschirmdienst: MAD）<sup>(18)</sup>及び連邦情報局（Bundesnachrichtendienst: BND）<sup>(19)</sup>の活動に関して連邦政府を統制する<sup>(20)</sup>。連邦政府は、議会統制委員会に対して、これらの機関の全般的活動及び特に重要な事案について報告しなければならない<sup>(21)</sup>。

##### (ii) 情報機関の予算の審査への関与

委員長、委員長代理及び指定された委員は、連邦議会の常任委員会である予算委員会に置かれる、情報機関の予算を審査する秘密会議（Vertrauensgremium）の会議に出席することができる。逆に、当該秘密会議の委員長、委員長代理及び指定された委員は、議会統制委員会の会議に出席することができる<sup>(22)</sup>。

##### (iii) 通信の秘密を制限する措置に関する統制

議会統制委員会は、①基本法第10条<sup>(23)</sup>審査会（G-10 Kommission 情報機関が基本法第10条に規定される信書、郵便及び電信電話の秘密を制限する措置を講ずる場合にその可否を審査する審査会で、連邦議会に置かれるものをいう。）の委員4人及び代理委員4人を任

<sup>(15)</sup> „Weniger Mitglieder, mehr Mitarbeiter,“ *Die Welt*, 2013.12.11.

<sup>(16)</sup> 統制委員会法第7条

<sup>(17)</sup> 連邦内務省の下に置かれる組織で、自由で民主的な基本的秩序を保護し、連邦及び州の存続及び安全を確保するために必要な情報を収集し、評価する。設置法は、憲法擁護における連邦と州との協力及び連邦憲法擁護庁に関する法律（Gesetz über die Zusammenarbeit des Bundes und der Länder in Angelegenheiten des Verfassungsschutzes und über das Bundesamt für Verfassungsschutz (Bundesverfassungsschutzgesetz) vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2970))。

<sup>(18)</sup> 連邦国防省の下に置かれる組織で、自由で民主的な基本的秩序並びに連邦及び州の存続及び安全を脅かす活動、外国政府のために行われるドイツの安全を脅かす活動及び秘密活動に関する情報を収集し、評価する。設置法は、軍事防諜局に関する法律（Gesetz über den militärischen Abschirmdienst (MAD-Gesetz) vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2977))。

<sup>(19)</sup> 連邦首相府の下に置かれる組織で、外交政策及び安全保障政策上必要な外国の情報を収集し、評価する。設置法は、連邦情報局に関する法律（Gesetz über den Bundesnachrichtendienst (BND-Gesetz) vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2979))。

<sup>(20)</sup> 統制委員会法第1条

<sup>(21)</sup> 統制委員会法第4条

<sup>(22)</sup> 統制委員会法第9条

<sup>(23)</sup> 基本法第10条の規定は、次のとおりである。(1) 信書の秘密並びに郵便及び電信電話の秘密は、不可侵とする。(2) [これに対する] 制限は、法律の根拠に基づいてのみ命ずることができる。当該制限が自由で民主的な基本秩序又は連邦若しくは州の存立若しくは安全の保障に資する場合には、当該制限が制限を受ける者に通知されない旨及び裁判で争う方途に代えて議会の選任した機関及び補助機関による事後審査を行う旨を法律で定めることができる。

この基本法第10条の規定に基づき、信書、郵便及び電信電話の秘密を制限する法律（略称を基本法第10条関係法という。Gesetz zur Beschränkung des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses (Artikel 10-Gesetz) vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1254, 2298)) が制定されている。通信の秘密を制限する措置の概要及び基本法第10条関係法の翻訳については、渡邊斉志「ドイツ「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律」の改訂」『外国の立法』No.217, 2003.8, pp.115-133. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/230/023005.pdf>> を参照。

命し<sup>(24)</sup>、②当該措置のうち国際的通信に関する一定の傍受に係る所管連邦省の決定について同意し<sup>(25)</sup>、③情報機関による当該措置について6月に1回以上所管連邦省から報告を受け、その概要を連邦議会に毎年報告する<sup>(26)</sup>。

(iv) テロ対策法上の措置に関する統制

情報機関は、2002年に制定されたテロ対策法<sup>(27)</sup>により各機関の設置法に設けられた根拠規定に基づき、一定の要件の下で航空会社、金融機関、電信電話会社等に個人情報等を請求する権限を有する。当該措置の可否及び必要性については、基本法第10条審査会が毎月審査する。議会統制委員会は、6月に1回以上当該措置を行った情報機関の所管連邦省から報告を受け、その概要を連邦議会に毎年報告する。

(2) 権限・義務

(i) 情報収集に関する権限

議会統制委員会は、連邦政府、連邦憲法擁護庁、軍事防諜局及び連邦情報局に、文書及びデータの送付並びにこれらの機関の事務所の立入りを求め、大臣及び情報機関の職員等に質問し、これらの者から書面による情報提供を求めることができる。裁判所及び官庁は、特に文書の提出及びデータの送信に関して法的扶助及び職務扶助の義務を負う<sup>(28)</sup>。情報へのアクセスに関するやむを得ない理由、第三者の人格権の保護の理由等がある場合には、連邦政府は、理由を説明した上で報告及び情報提供を拒否することができる<sup>(29)</sup>。

(ii) 委員会の議会への報告義務

議会統制委員会は、その活動全般について、選挙期の間時点及び終了時点で連邦議会に報告しなければならない<sup>(30)</sup>。

(3) 情報漏えいの防止

(i) 会議の原則非公開・秘密保護規則

議会統制委員会の審議は秘密とされる<sup>(31)</sup>。秘密資料の取扱いについては秘密保護規則(ドイツ連邦議会議事規則第3附則)の規定が適用される<sup>(32)</sup>。

(ii) 秘密情報の取扱いに関する適性評価

秘密を取り扱う職員には適性評価が行われるが<sup>(33)</sup>、委員に対しては行われない。

<sup>(24)</sup> 基本法第10条関係法第15条。なお、委員長は裁判官の資格を有していなければならない。

<sup>(25)</sup> 基本法第10条関係法第5条

<sup>(26)</sup> 基本法第10条関係法第14条

<sup>(27)</sup> 国際テロリズムの対策に関する法律(Gesetz zur Bekämpfung des internationalen Terrorismus (Terrorismusbekämpfungsgesetz) vom 9. Januar 2002 (BGBl. I S. 361, 3142))。なお、この権限は、2016年1月9日までの時限措置である。渡辺富久子【ドイツ】テロ対策法の期限延長『外国の立法』No.250-2, 2012.2, pp.14-15. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02500207.pdf>>

<sup>(28)</sup> 統制委員会法第5条

<sup>(29)</sup> 統制委員会法第6条

<sup>(30)</sup> 統制委員会法第13条

<sup>(31)</sup> 統制委員会法第10条

<sup>(32)</sup> ドイツ連邦議会議事規則第3附則(ドイツ連邦議会秘密保護規則(Geheimschutzordnung des Deutschen Bundestages))第1条

<sup>(33)</sup> 1975年9月19日のドイツ連邦議会秘密保護規則に関する施行規則第4条

(iii) 漏えいの処罰

秘密の漏えいには、刑事罰が科される。刑法典第 353b 条により、連邦若しくは州の立法機関若しくはその委員会の決議に基づき秘密保持の義務を負う者又はその他の公の官署により秘密保持義務の違反が処罰される旨を示された上で正式に秘密保持の義務を負う者が、権限なく、秘密を漏えいし、重要な公の利益を危険にさらした場合には、3 年以下の自由刑又は罰金に処せられる。

なお、基本法第 46 条第 1 項により、連邦議会議員は、中傷的誹謗を除き、本会議又は委員会において行った表決又は発言を理由として連邦議会外で責任を問われないとされており、秘密を漏えいする発言についても、本会議又は委員会における発言の場合には、免責特権が適用される<sup>(34)</sup>。

## 4 活動

### (1) 会議の開催回数等

議会統制委員会は、4 半期に 1 回以上会議を開催しなければならず<sup>(35)</sup>、年度活動計画に基づき活動する<sup>(36)</sup>。

第 17 選挙期の前半（2009 年 9 月から 2011 年 10 月まで）は、29 回の会議を開催し、連邦内務大臣、連邦首相府情報機関調整官、連邦内務省事務次官、連邦国防省事務次官、連邦情報局長、連邦憲法擁護庁長官、軍事防諜局長等から聴取した。連邦内務省による情報提供の拒否が 1 回あった<sup>(37)</sup>。

第 17 選挙期の後半（2011 年 11 月から 2013 年 10 月まで）は、31 回の会議を開催し、連邦首相府情報機関調整官、連邦内務省事務次官、連邦国防省事務次官、連邦情報局長、連邦憲法擁護庁長官、軍事防諜局長等から聴取した<sup>(38)</sup>。

### (2) 報告書の公表

統制委員会法に基づく情報機関の統制全般に関する報告書については、第 17 選挙期後半の報告書<sup>(39)</sup>では、議会統制委員会の報告義務の法的根拠、権能、構成・委員長・会議の開催数・参加者のほか、特に重要な審議案件、外国の議会統制委員会に相当する機関との交流、情報機関の議会統制の改革の検討が記載された。

また、通信の秘密の制限の措置及びテロ対策法上の措置に関しても、議会統制委員会は、

<sup>(34)</sup> ドイツ連邦議会事務局からの 2014 年 1 月 29 日付回答。

<sup>(35)</sup> 統制委員会法第 3 条

<sup>(36)</sup> 2011 年 12 月から年度活動計画の作成を開始した。Deutscher Bundestag, *Unterrichtung durch das Parlamentarische Kontrollgremium: Bericht über die Kontrolltätigkeit gemäß § 13 des Gesetzes über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Berichtszeitraum November 2011 bis Oktober 2013)*, Drucksache 18/217, 2013.12.19, S.6.

<sup>(37)</sup> Deutscher Bundestag, *Unterrichtung durch das Parlamentarische Kontrollgremium: Bericht über die Kontrolltätigkeit gemäß § 13 des Gesetzes über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Berichtszeitraum September 2009 bis Oktober 2011)*, Drucksache 17/8247, 2011.12.19, S.5.

<sup>(38)</sup> Deutscher Bundestag, *op.cit.*(36), S.6.

<sup>(39)</sup> Deutscher Bundestag, *op.cit.*(36). この報告書の目次については、本書 p.37 を参照。

毎年、それぞれの措置の概要等について報告書を作成している。<sup>(40)</sup>

## 5 改革の動向

近年、アメリカの国家安全保障局（National Security Agency: NSA）による同盟諸国における通信傍受活動や連邦憲法擁護庁の秘密工作員の死亡事件が明らかになったこと等から、情報機関の議会統制をさらに強化する機運が高まっている。2013年に公表された、テロ集団国家社会主義地下組織に関する調査委員会の報告書では、自由民主党と左派党が情報機関の議会統制の強化の必要性を指摘し、自由民主党は、①議会統制委員会委員による情報機関への自由な立入り及び情報機関の文書の自由な閲覧、②議会統制委員会の会議への情報機関の長以外の職員の招致、③常勤の専門家による議会統制委員会の補佐、④秘密工作員の投入に関する議会統制委員会への定期的報告の義務付け等を提案し、左派党は、議会統制委員会に代えて常任委員会として情報機関統制委員会を設置すること等を提案した<sup>(41)</sup>。

2013年10月の総選挙後のキリスト教民主・社会同盟と社会民主党との連立協定においても、情報機関の議会統制の改善が言及された<sup>(42)</sup>。議会統制委員会の第17選挙期後半の報告書によれば、議会統制の強化策として、連邦政府の報告義務の更なる具体化、議会統制委員会における少数者調査権の強化、情報機関監察官の創設等が議論されたが結論に至らなかった<sup>(43)</sup>。2014年3月には、議会統制委員会議事規則が改正され、議会統制委員会の会議が録音されることとなり、報告書には少数意見を明記することができるようになったほか、キリスト教民主・社会同盟のクレメンス・ビニンガー（Clemens Binninger）委員長と社会民主党のブルクハルト・リシュカ（Burkhard Lischka）委員が統制委員会法の改正の要否に関して検討することで合意した<sup>(44)</sup>。

さらに、現在の議会統制委員会の統制や報告書の内容が不十分であるとする立場の有識者からは、①議会統制委員会、基本法第10条審査会及び予算委員会の秘密会議の3つの会議体の連携強化、②情報機関の統制を行う上での基準の一覧の作成、③議会統制委員会委員の情報アクセス権の強化、④議会統制委員会委員に対する情報技術に関する研修の実施、

<sup>(40)</sup> それぞれ直近の報告書は、Deutscher Bundestag, *Unterrichtung durch das Parlamentarische Kontrollgremium: Bericht gemäß § 14 Absatz 1 Satz 2 des Gesetzes zur Beschränkung des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses (Artikel 10-Gesetz – G 10) über die Durchführung sowie Art und Umfang der Maßnahmen nach den §§ 3, 5, 7a und 8 dieses Gesetzes (Berichtszeitraum 1. Januar bis 31. Dezember 2012)*, Drucksache 18/218, 2013.12.19 及び Deutscher Bundestag, *Unterrichtung durch das Parlamentarische Kontrollgremium: Bericht zu den Maßnahmen nach dem Terrorismusbekämpfungsgesetz für das Jahr 2012*, Drucksache 18/216, 2013.12.19.

<sup>(41)</sup> Deutscher Bundestag, *Beschlussempfehlung und Bericht des 2. Untersuchungsausschusses nach Artikel 44 des Grundgesetzes*, Drucksache 17/14600, 2013.8.22, S.959-961, 1019-1020.

<sup>(42)</sup> *Deutschlands Zukunft gestalten: Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD 18. Legislaturperiode*, 14. Dezember 2013, S.101. <<https://www.cdu.de/sites/default/files/media/dokumente/koalitionsvertrag.pdf>>

<sup>(43)</sup> Deutscher Bundestag, *op.cit.*(36), S.13-14.

<sup>(44)</sup> Thorsten Denkler, „Kontrolle der Nachrichtendienste Bundestagsverwaltung sucht fünf Trüffelschweine,“ *Süddeutsche.de*, 13 März 2014. <<http://www.sueddeutsche.de/politik/kontrolle-der-nachrichtendienste-bundestagsverwaltung-sucht-fuenf-trueffelschweine-1.1911701>> なお、議会統制委員会の議事規則（Geschäftsordnung gemäß § 3 Abs. 1 Satz 2 des Gesetzes über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Kontrollgremiumgesetz - PKGrG) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2346) vom 12. März 2014) は、非公開とされている。

⑤連邦政府との間の紛争を可能な限り円滑に解決するため、議会統制委員会の下に裁判官資格を有する者から構成される独立合議体を設置すること、⑥情報機関が報告義務を怠った場合等の制裁の導入等が提言されている<sup>(45)</sup>。

## 6 訳出した法規の概要

### (1) ドイツ連邦共和国基本法（第 45d 条）

ドイツ連邦共和国基本法第 45d 条は 2009 年に新設され、連邦議会に連邦の情報機関の活動を統制するための委員会を設置することを規定している。

### (2) 連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律

連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律は、全 14 条で構成され、統制の枠組み、委員会の構成、連邦政府の報告義務、議会統制委員会の権限及び職務扶助、連邦政府の報告義務の範囲及び報告の拒否、専門家への調査の委嘱、情報機関職員からの陳情、予算委員会秘密会議における情報機関の年次経済計画案の審議への参加、議会統制委員会の審議の秘密及び少数意見の取扱い等について規定している。

### (3) ドイツ連邦議会議事規則（第 17 条及び第 3 附則（ドイツ連邦議会秘密保護規則））

訳出した第 17 条は、「第 5 章 連邦議会の議員」に置かれ、秘密保全措置により保護すべき事項の取扱いに関する秘密保護規則を定めることを規定している。この第 17 条に基づき、第 3 附則として全 13 条から成るドイツ連邦議会秘密保護規則が定められており、秘密資料の定義、秘密指定区分の種類、秘密資料の取扱い等について規定している。

### (4) 1975 年 9 月 19 日のドイツ連邦議会秘密保護規則に関する施行規則

ドイツ連邦議会秘密保護規則第 13 条に基づき定められた施行規則で、全 7 条で構成され、秘密保持義務の遵守に関する細則、会派職員・議員秘書等への秘密資料取扱いの授権、秘密資料について電話で言及する場合の注意、秘密資料の記録、会議の録音媒体の取扱い等について規定している。

<sup>(45)</sup> Thorsten Wetzling, „Das Geheimnis der Geheimdienstkontrolle,“ *Blätter für deutsche und internationale Politik*, Heft 2, Februar 2014, S.57-62; Stefan Heumann und Thorsten Wetzling, „Strategische Auslandsüberwachung: Technische Möglichkeiten, rechtlicher Rahmen und parlamentarische Kontrolle,“ *Policy Brief*, Mai 2014, S.21-24. <[http://privacy-project.net/cms/assets/uploads/2014/06/SNV-Policy\\_Brief\\_Strategische-Auslands%C3%BCberwachung-LANGVERSION.pdf](http://privacy-project.net/cms/assets/uploads/2014/06/SNV-Policy_Brief_Strategische-Auslands%C3%BCberwachung-LANGVERSION.pdf)>



付表 ドイツ連邦議会の議会統制委員会の報告書（目次）

連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律第 13 条の規定に基づく活動に関する報告書  
 (報告期間 2011 年 11 月から 2013 年 10 月まで)

目次	頁
総括 .....	3
第 1 章 報告義務の根拠 .....	3
第 2 章 議会統制委員会による統制の対象及び範囲 .....	4
第 3 章 議会統制委員会の権限 .....	4
第 4 章 構成、委員長、会議の回数及び出席者の範囲 .....	5
1. 構成及び委員長 .....	5
2. 会議の回数及び出席者の範囲 .....	6
第 5 章 議会統制委員会の活動計画 .....	6
第 6 章 委員会の特に重要な審議案件 .....	7
1. テロ組織「国家社会主義地下組織 (NSU)」 .....	7
2. ドイツにおける政治的過激派 .....	7
3. 国際テロリズム及びイスラムテロリズムの拡散 .....	7
4. 憲法擁護庁の改革 .....	7
5. 左派党の監視 .....	8
6. 近東及び北アフリカの現況 .....	8
7. イランの現況 .....	9
8. アフガニスタン及びパキスタンの現況 .....	9
9. 北朝鮮の現況 .....	9
10. 海賊 .....	9
11. サイバー脅威 .....	9
12. 軍事防諜局の所管事項 .....	10
13. 連邦情報局の中央庁舎の建設 .....	10
14. 海軍の補助艦艇 .....	10
15. 外国の情報機関の監視システム .....	10
16. 第 10 条関係法に係る統制 .....	11
17. テロ対策法に係る統制 .....	12
18. 情報機関の経済計画 .....	12
19. データ保護・情報自由監察官の報告 .....	13
20. 情報機関職員による議会統制委員会への陳情 .....	13
21. 市民による議会統制委員会への陳情 .....	13
第 7 章 他国の統制機関との交流 .....	13
第 8 章 議会統制に関する改革の検討 .....	13

(出典)

- Deutscher Bundestag, *Unterrichtung durch das Parlamentarische Kontrollgremium: Bericht über die Kontrolltätigkeit gemäß § 13 des Gesetzes über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Berichtszeitraum November 2011 bis Oktober 2013)*, Drucksache 18/217, 19.12.2013. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/18/002/1800217.pdf>>



## IV フランス議会の情報活動に関する議員代表団

### 1 設置経緯

フランス議会において情報機関を主として統制するのは、議会の両院に合同で設置された情報活動に関する議員代表団<sup>(1)</sup> (Délégation parlementaire au renseignement) である。

フランスは、長らく議会が情報機関を監視する体制が整備されておらず、その整備について欧州連合から勧告を受けていた<sup>(2)</sup>。1985年以降、数回にわたって情報機関を監視するための議員代表団を設置する法律案が提出されたが、いずれも成立するに至らなかった。

アメリカの同時多発テロ以降、フランスでもテロ対策が強化され、その反動として情報機関の統制の強化の必要性が指摘される中、次期大統領の有力候補であったニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 内相の資金スキャンダルについて、ドミニク・ド・ヴィルパン (Dominique de Villepin) 首相が情報機関に調査をさせた疑惑が発覚した。サルコジ内相は、大統領選挙期間中に情報機関を議会が監視する仕組みを創設することを約束し、大統領当選後、情報活動に関する議員代表団を設置する 2007 年 10 月 9 日の法律第 2007-1443 号 (以下「法律第 2007-1443 号」という。)<sup>(3)</sup> により、情報活動に関する議員代表団 (以下「議員代表団」という。) が設置された。

2013 年には、議会下院の憲法・立法・共和国一般行政委員会による情報機関に関する法制の調査<sup>(4)</sup> において議員代表団の権限強化の必要性が指摘され、2014 年から 2019 年までの軍事計画並びに国防及び国家安全保障に関する 2013 年 12 月 18 日の法律第 2013-1168 号 (以下「法律第 2013-1168 号」という。)<sup>(5)</sup> により、議員代表団の任務の拡大、政府から提供を受ける情報の拡充、意見を聴取する役職の拡充等が行われた。

### 2 組織

<sup>(1)</sup> 議員代表団という組織形態は、議会に設置される常任委員会の数が憲法上 8 に制限され、調査委員会の活動期間の上限が 6 月に制限されていること等から 1970 年代以降設置されているもので、特定の分野について調査及び行政監視を行う (Fiche de synthèse n°54: Les délégations parlementaires. <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-contrôle-et-l-information-des-deputés/les-delegations-parlementaires>>; 植野妙実子編著『フランス憲法と統治構造』中央大学出版部, 2011, p.102.)。情報活動に関する議員代表団のほか、女性の権利並びに男性及び女性の機会均等に関する議員代表団、海外領土に関する議員代表団、将来予測に関する議員代表団 (上院のみ) 等が 2014 年 7 月現在設置されている。

<sup>(2)</sup> 以下、情報活動に関する議員代表団の創設の経緯は、Sébastien Laurent, “Les parlementaires face à l’État secret et au renseignement sous les IV<sup>e</sup> et V<sup>e</sup> République: de l’ignorance à la politisation,” *Les Cahiers de la sécurité*, n° 13, juillet-septembre 2010, pp.134-144 を参照。

<sup>(3)</sup> Loi n° 2007-1443 du 9 octobre 2007 portant création d’une délégation parlementaire au renseignement. この法律により、議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号 (Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires 以下「オルドナンス第 58-1100 号」という。) に第 6 条の 9 として情報機関に関する議員代表団に関する規定が新設された。

<sup>(4)</sup> Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l’administration générale de la République, *Rapport d’information en conclusion des travaux d’une mission d’information sur l’évaluation du cadre juridique applicable aux services de renseignement*, N° 1022 (Assemblée nationale, Quatorzième législature), 14 mai 2013.

<sup>(5)</sup> Loi n° 2013-1168 du 18 décembre 2013 relative à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale

(1) 構成

議員代表団は、下院議員 4 人及び上院議員 4 人の計 8 人で構成される<sup>(6)</sup>。2014 年 7 月現在の党派構成は、上下両院の委員ともに、社会党（与党）3 人、国民運動連合（野党）1 人である。2014 年 7 月現在の委員長は、社会党の下院議員である。

(2) 選任方法

両院の国内治安を所管する委員会及び国防を所管する委員会の委員長は、役職指定で委員となる。役職指定の委員以外の委員 4 人は、下院議員である委員 2 人は下院議員の立法期<sup>(7)</sup>の初めに、上院議員である委員 2 人は上院議員の半数改選後に、それぞれ議長により党派勢力を考慮の上任命される。委員長は、任期を 1 年として、役職指定の委員である下院議員及び上院議員が交代で務める。<sup>(8)</sup>

(3) 事務局

議員代表団の事務局は、上院では制度任務局立法・行政監視部外務・国防・軍事委員会課<sup>(9)</sup>が、下院では立法局国際問題・国防国防・軍事委員会事務局課<sup>(10)</sup>が務める。

### 3 役割

(1) 任務

(i) 情報機関の統制

議員代表団は、情報活動に関して政府の議会統制を行い、この分野における公共政策を評価することを任務とする<sup>(11)</sup>。政府において情報活動を行うのは、フランス情報コミュニティ（communauté française du renseignement）である。フランス情報コミュニティには、次に掲げる機関が所属する<sup>(12)</sup>。

- ① 対外安全保障総局（Direction générale de la sécurité extérieure: DGSE）<sup>(13)</sup>

<sup>(6)</sup> オルドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9II

<sup>(7)</sup> 立法期は下院議員の任期に相当し、解散がなければ、総選挙の 5 年後の 6 月第 3 火曜日までとなる。

<sup>(8)</sup> 前掲注 (6)

<sup>(9)</sup> Direction générale des Missions Institutionnelles, Direction de la Législation et du Contrôle, Service de la commission des affaires étrangères, de la défense et des forces armées.

<sup>(10)</sup> Services législatifs, Service des Affaires internationales et de défense, Division du secrétariat de la commission de la Défense nationale et des forces armées.

<sup>(11)</sup> オルドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9I。法律第 2013-1168 号による改正前は、議員代表団の任務は、国内治安、国防、経済及び予算を所管する大臣の下に置かれる情報活動の専門機関の活動全般及び手段を監視することとされていた。

<sup>(12)</sup> Décret n° 2014-474 du 12 mai 2014 pris pour l'application de l'article 6 nonies de l'ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires et portant désignation des services spécialisés de renseignement により、国防法典 D. 第 1122-8-1 条に情報コミュニティに所属する機関等が規定された。

<sup>(13)</sup> 国防省の下に置かれる機関で、国の安全に係る情報を調査・利用し、国外においてフランスの国益に反して行われている他国等の情報活動を発見・妨害する。

- ②国防警備保安局 (Direction de la protection et de la sécurité de la défense: DPSD)<sup>(14)</sup>
- ③軍事情報局 (Direction du renseignement militaire: RDM)<sup>(15)</sup>
- ④国内治安総局 (Direction générale de la sécurité intérieure: DGSI)<sup>(16)</sup>
- ⑤関税情報調査局 (Direction nationale du renseignement et des enquêtes douanières: DNRED)<sup>(17)</sup>
- ⑥資金洗浄対策情報局 (Traitement du renseignement et action contre les circuits financiers clandestins: TRACFIN)<sup>(18)</sup>
- ⑦国家情報調整官 (Coordonnateur national du renseignement)<sup>(19)</sup>
- ⑧情報大学校 (Académie du renseignement)<sup>(20)</sup>

(ii) 特別資金 (fonds spéciaux) の監査

議員代表団は、2002年度予算に関する2001年12月28日の法律第2001-1275号(以下「法律第2001-1275号」という。)<sup>(21)</sup>第154条に規定する監査委員会 (commission de vérification) の権限を行使する<sup>(22)</sup>。特別資金監査委員会は、議員代表団の委員のうち4人(上院議員2人及び下院議員2人)で構成され、「政府活動の調整」プログラムとして計上された特別資金の監査を行う<sup>(23)</sup>。

(2) 権限・義務

(i) 情報収集に関する権限

議員代表団は、その任務の達成のため、①情報活動に関する国家戦略 (stratégie nationale du renseignement)、②国家情報活動計画 (plan national d'orientation du renseignement) に基づく情報の概要、③情報活動の予算を網羅的に記載する年次報告書及び一定の情報機関の年次活動報告書、④情報機関の一般的活動及び組織に関する評価基準、⑤情報機関の監察報告書 (rapports de l'inspection) 及び情報機関を所管する省の監察部署による情報機関に関する報告書、⑥国防秘密諮問委員会 (Commission consultative du secret de la défense

<sup>(14)</sup> 国防省の下に置かれる機関で、国防関係の情報に関する防諜を行う。

<sup>(15)</sup> 国防省の下に置かれる機関で、軍事情報に関する一般指針の策定・実施等を行う。

<sup>(16)</sup> 内務省の下に置かれる機関で、国内において治安に関する情報を調査・利用する。Décret n° 2014-445 du 30 avril 2014 relatif aux missions et à l'organisation de la direction générale de la sécurité intérieureにより設置され、前身は国内中央情報局 (Direction centrale du renseignement intérieur: DCRI)。

<sup>(17)</sup> 経済・生産再建・デジタル省の下に置かれる機関で、関税に関する情報活動、監視及び不正行為対策を行う。

<sup>(18)</sup> 財務・公会計省の下に置かれる機関で、資金洗浄に関する犯罪を取り締まるための情報活動を行う。

<sup>(19)</sup> 大統領の下に置かれる職で、大統領が主宰する国家情報会議に出席し、情報活動に関して大統領を補佐する。

<sup>(20)</sup> 首相の下に置かれる機関で、情報機関の職員の教育・研修を行う。

<sup>(21)</sup> Loi n° 2001-1275 du 28 décembre 2001 de finances pour 2002.

<sup>(22)</sup> オルドナンス第58-1100号第6条の9VIII

<sup>(23)</sup> 法律第2001-1275号第154条III。特別資金は、我が国のいわゆる「機密費」に相当する。1947年から会計検査院司法官等で構成される監査委員会が設置され、監査を行っていたが、2001年に大統領の特別資金による外遊が問題視され、法律第2001-1275号により、監査委員会の構成が、上院議長が任命する上院議員2人、下院議長が任命する下院議員2人、会計検査院司法官2人の計6人に改められた。会計検査官司法官の2人は、実態として監査委員会の会議に出席していなかったこともあり、法律第2013-1168号により、現在の構成に改められた。Commission de la défense nationale et des forces armées, *Rapport sur le projet de loi(n° 1473), adopté par le sénat, relatif à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale*, N° 1551(Assemblée nationale, Quatorzième législature), Tome I, 14 novembre 2013, pp.185-186.

nationale)<sup>(24)</sup>の活動報告書、⑦治安のための通信傍受の管理に関する全国委員会 (Commission nationale de contrôle des interceptions de sécurité)<sup>(25)</sup>の活動報告書を求めることができる<sup>(26)</sup>。

さらに、議員代表団は、①首相、②情報機関の所管大臣、③国防・国家安全保障事務総長 (secrétaire général de la défense et de la sécurité nationale)、④国家情報調整官、⑤情報大学校長、⑥情報機関の長、⑦参謀総長等の中央行政機関の長であって情報機関の活動を把握しているべきものから意見聴取することができる<sup>(27)</sup>。

議員代表団の委員及びこれを補佐する両院の職員は、上記の情報又は評価基準であって刑法典第 413-9 条により国防秘密として保護されるものを知ることができる。ただし、データ及び情報を取得する方法であって、当事者 (関係機関に所属するか否かを問わない。) の匿名性、安全又は生命を危険にさらすおそれがあるものについては、知ることができない<sup>(28)</sup>。また、議員代表団が政府から提供を受ける文書等には、①情報機関が実施中の作戦、これに関して公権力が行った指示並びに作戦の方法及び方法、②情報活動の分野を所管する外国の機関又は国際機関との情報交換を記載することができない<sup>(29)</sup>。

### (ii) 報告書等を作成する義務

議員代表団は、毎年、その活動の概要を記載した公開の報告書を作成する。また、その活動として、大統領及び首相に勧告及び意見書を提出することができる。勧告及び意見書は、各議院の議長に送付される。<sup>(30)</sup>

### (iii) 特別資金監査委員会としての権限・義務

特別資金監査委員会は、予算に関係する全ての文書、書類及び報告書を入手することができる。監査の終了後、特別資金監査委員会は、予算の使用状況について報告書を作成し、特別資金監査委員会の委員以外の情報機関に関する議員代表団の委員に提出する。当該報告書は、議員代表団の委員長から、下院及び上院の予算を所管する委員会の委員長及び総括報告者、大統領並びに首相に提出される。また、特別資金監査委員会は、予算の各支出について、支出を証明する書類が存在することを確認する調書を作成する。委員長は、調書を首相及び予算を所管する大臣に送付し、当該大臣は、当該調書を会計検査院に送付する。<sup>(31)</sup>

## (3) 情報漏えいの防止

### (i) 会議の原則非公開

議員代表団及び特別資金監査委員会の審議は、秘密とされる<sup>(32)</sup>。議員代表団の委員及びこれを補佐する両院の職員は、職務上知り得た事実、行為又は情報に関して国防秘密を遵

---

<sup>(24)</sup> 独立行政機関の 1 つで、秘密指定された情報の指定解除等について意見を述べる。

<sup>(25)</sup> 独立行政機関の 1 つで、通信傍受の許可の適法性の審査等を行う。

<sup>(26)</sup> 前掲注 (11) 及びオールドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9III

<sup>(27)</sup> オールドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9III

<sup>(28)</sup> オールドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9IV

<sup>(29)</sup> 前掲注 (11)

<sup>(30)</sup> オールドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9VI

<sup>(31)</sup> 法律第 2001-1275 号第 154 条

<sup>(32)</sup> オールドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9V 及び法律第 2001-1275 号第 154 条 III

守る義務を負う<sup>(33)</sup>。会議室には防音措置がとられ、窓も塞がれている<sup>(34)</sup>。また、議員代表団が作成する報告書には、国防秘密として保護される情報及び評価基準を記載することができない<sup>(35)</sup>。

(ii) 秘密情報の取扱いに関する適性評価

秘密を取り扱う職員には適性評価が行われるが、委員に対しては行われぬ<sup>(36)</sup>。

(iii) 漏えいの処罰

議員代表団及び特別資金監査委員会の審議内容を漏えいした者は、議員であるか否かを問わず、刑法典第 413-9 条に規定する国防秘密を漏えいした罪として、刑法典第 413-10 条により、7 年の拘禁刑及び 10 万ユーロの罰金に処せられる。実際にこの規定に違反した罪により訴追された事例は、確認されていない。

なお、憲法第 26 条により、議員はその職務の遂行中に表明した意見又は表決について、訴追され、拘束され、逮捕され、拘禁され、又は裁判されない。したがって、議員が職務の遂行中に秘密を漏えいした場合には、この免責特権の規定により刑事罰を科されない<sup>(37)</sup>。

## 4 活動

### (1) 会議の開催回数等

2012 年には、議員代表団は会議を 5 回開催し、内務大臣、国家情報調整官、6 情報機関の長から聴取を行った。また、情報大学校の関係者と意見交換を 3 回行い、対外安全保障総局を 2 回視察した<sup>(38)</sup>。

2013 年には、議員代表団は 6 回の会議を開催し、国家情報調整官、対外安全保障総局長等から聴取を行った。また、情報大学校の学生と意見交換を 1 回行い、対外安全保障総局及び国内中央情報局を各 1 回視察した<sup>(39)</sup>。

議員代表団は、2013 年 4 月 17 日、2012 年度報告書の提出の際に大統領と会見し<sup>(40)</sup>、2014 年 4 月 15 日、2013 年度報告書の提出の際にも大統領と会見した<sup>(41)</sup>。なお、2013 年 10 月 31 日には、アメリカの国家安全保障局 (National Security Agency: NSA) によるフランスを含む同盟国での通信傍受活動等が明らかになった件について、緊急に大統領と会見

<sup>(33)</sup> オルドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9V

<sup>(34)</sup> “Assemblée nationale: une salle speciale pour le renseignement,” *Le Figaro*, 2014.2.26.

<sup>(35)</sup> 前掲注 (30) 実際に、2013 年度の活動報告書では、pp.10-12 と p.15 に、公表すべきでない部分が伏せ字「\*」で表示してある。Délégation parlementaire au renseignement, *Rapport relatif à l'activité de la délégation parlementaire au renseignement pour l'année 2013*, N°1886(Assemblée nationale, Quatorzième législature)N°462(Sénat, Session ordinaire de 2013-2014), 16 avril 2014.

<sup>(36)</sup> フランス議会下院事務局からの 2014 年 8 月 14 日付回答。

<sup>(37)</sup> フランス議会上院事務局からの 2014 年 3 月 20 日付回答。

<sup>(38)</sup> Délégation parlementaire au renseignement, *Rapport relatif à l'activité de la délégation parlementaire au renseignement pour l'année 2012*, N°1012(Assemblée nationale, Quatorzième législature)N°557(Sénat, Session ordinaire de 2012-2013), 30 avril 2013, pp.5-6.

<sup>(39)</sup> Délégation parlementaire au renseignement, *op.cit.*(35), p.4.

<sup>(40)</sup> Entretien avec les membres la Délégation parlementaire, Communiqué de presse, Mercredi 17 Avril 2013. <<http://www.elysee.fr/assets/pdf/entretien-avec-les-membres-la-delegation-parlementaire-au-renseignement.pdf>>

<sup>(41)</sup> Remise du rapport annuel de la délégation parlementaire, Communiqué de presse, Mardi 15 Avril 2014. <<http://www.elysee.fr/assets/pdf/remise-du-rapport-annuel-de-la-delegation-parlementaire-au-renseignement.pdf>>

した<sup>(42)</sup>。

## (2) 報告書の公表

議員代表団は、創設以来、5件の年次報告書を作成し、公表してきた<sup>(43)</sup>。報告書の内容が実現した例としては、2010年以降の各年次報告書において再編の必要性が指摘されてきた、内務省の下に置かれた国内中央情報局（Direction centrale du renseignement intérieur: DCRI）が、2014年に国内治安総局となったことが挙げられる。<sup>(44)</sup>

## 5 改革の動向

法律第2013-1168号により議員代表団の権限強化等がなされて間もないこともあり、具体的な改革案は見当たらないが、同法律の審議の中で、議員代表団の一層の専門化を図る観点から、役職指定委員の仕組みや委員長を1年交代とする仕組みの見直し等が指摘されている<sup>(45)</sup>。

## 6 訳出した法規の概要

訳出を行ったのは、議会の両議院の運営に関する1958年11月17日のオールドナンス第58-1100号の第6条の9である。同オールドナンスは、各議院の所在地、請願、常任委員会・特別委員会による証人喚問、調査委員会・各議員代表団の権限、各議院の財政上の自律権等を定めている。訳出した第6条の9は、情報活動に関する議員代表団に関する規定で、IからVIIIに分かれている。Iは議員代表団の任務や議員代表団が政府から受けることができる情報について、IIは議員代表団の構成について、IIIは議員代表団が意見を聴取することができる対象者について、IVは議員代表団の委員及びその補佐をする職員が国防秘密を知る権限について、Vは議員代表団の守秘義務について、VIは報告書等の作成について、VIIは議員代表団の内規及び運営費用について、VIIIは議員代表団による特別資金の監査について、それぞれ規定している。

---

<sup>(42)</sup> Communiqué de presse de M. Jean-Pierre Sueur, président, au nom de la Délégation parlementaire au renseignement, Jeudi 31 octobre 2013. <<http://www.senat.fr/presse/cp20131031b.html>>

<sup>(43)</sup> Délégation parlementaire au renseignement. <[http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/delegation\\_renseignement.asp](http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/delegation_renseignement.asp)> 2013年の年次報告書の目次については、本書p.45を参照。

<sup>(44)</sup> この組織再編については、前掲注(16)を参照。

<sup>(45)</sup> Jean-Jacques Urvoas, *Le contrôle parlementaire des services de renseignements, enfin!*, 4 février 2014, p.13. <<http://www.jean-jaures.org/content/download/18840/186461/version/1/file/Note-7-Th%C3%A9mis-ObsJustice.pdf>>

付表 フランス議会の情報活動に関する議員代表団の報告書（目次）

2013 年度年次報告書

目 次		頁
第 I 章	フランスの国益に対する脅威の評価 .....	5
A.	テロリストの脅威 .....	5
B.	スパイ活動及び内政干渉の脅威並びにスノーデン事件 .....	7
C.	兵器の拡散 .....	8
D.	国境を越えた組織犯罪 .....	8
第 II 章	法制度上の実施中の改革 .....	9
第 III 章	国内情報機関の組織再編 .....	13
第 IV 章	人的能力及び技術的能力：不可欠な応急措置 .....	14
第 V 章	議会による監視の強化 .....	17

(出典)

- Délégation parlementaire au renseignement, *Rapport relatif à l'activité de la délégation parlementaire au renseignement pour l'année 2013*, N° 1886 (Assemblée nationale, Quatorzième législature) N° 462 (Sénat, Session ordinaire de 2013-2014) , 16 avril 2014. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rap-off/i1886.pdf>>



## V 法規

### 1 アメリカ

#### (1) 合衆国法典第 50 編 (第 3091 条～第 3093 条)

#### 合衆国法典第 50 編 戦争及び国防

#### 第 44 章 国家安全保障

#### 第 3 節 情報活動に係る説明責任

#### 第 3091 条 連邦議会による監視に関する一般規定

##### (a) 情報活動及び予定される活動の連邦議会両院の委員会への報告

(1) 大統領は、この節において要求されるとおり、連邦議会両院の情報委員会が予定された重要な情報活動を含む合衆国の情報活動について、完全かつ最新の情報提供を確実に受けられるようにする。

(2) この節の規定は、予定された重要な情報活動の開始の前提条件として、連邦議会両院の情報委員会の承認を要求するものと解釈してはならない。

##### (b) 違法な情報活動に関する報告

大統領は、違法な情報活動について、及び当該違法な活動に関して既に採られ、又は計画されている是正措置について、速やかに連邦議会両院の情報委員会に確実に報告されるようにする。

##### (c) 情報の報告の手続

大統領及び連邦議会両院の情報委員会は、各々、この節の規定を実施するために必要となる手続を書面により定める。

##### (d) 不正な開示からの保護手続

連邦議会下院及び上院は、各々、議院の規則又は決議により、この節に基づいて連邦議会両院の情報委員会又は議員に提供される全ての秘密指定情報〔classified information〕並びに情報源及び情報収集方法に関する全ての情報について、不正な開示から保護するための手続を定める。当該手続は、国家情報長官〔Director of National Intelligence〕と協議の上で定める。当該手続に従って、連邦議会各院の情報委員会は、各議院又は当該委員会の注意が必要な情報活動に関する全ての事項について、速やかに各議院の注意を喚起し、又は各議院の適切な委員会に注意を喚起する。

##### (e) 付与された権限の解釈

この章の規定は、連邦議会両院の情報委員会への情報提供が、秘密指定情報又は情報源及び情報収集方法に関する情報の不正な開示に当たるという理由で、同委員会に対する情報提供を保留する権限として解釈してはならない。

##### (f) 「情報活動」の定義

この条において、「情報活動」には、第 3093 条 e 項に定義する秘密活動、及び金融情

報活動を含むものとする。

### 第 3092 条 秘密活動以外の情報活動の報告

#### (a) 総則

機微な情報源及び情報収集方法その他特に機微な事項に関する秘密指定情報を不正な開示から保護するための十分な考慮に反しない範囲で、国家情報長官及び情報活動に関わる合衆国政府の全ての省庁、機関その他の組織の長は、次に掲げることを行う。

- (1) 秘密活動（第 3093 条 e 項において規定する。）を除く全ての情報活動であって、合衆国政府の省庁、機関若しくは組織が責任を有し、従事し、又はこれらのために、若しくはこれらの代わりに実施されるものについて、全ての予定された重要な情報活動及び重要な情報活動の失敗を含め、連邦議会両院の情報委員会が完全かつ最新の情報提供を受けられるようにすること。
- (2) 秘密活動を除く情報活動に関する情報又は資料（現在実施されている、又は既に実施された情報活動の法的根拠を含む。）であって、連邦議会両院の情報委員会の保管又は管理下にあり、かつ、これらのいずれかにより、その授権された責務を果たすために要求されたものを、これらに提供すること。

#### (b) 報告の形式及び内容

予定された重要な情報活動又は重要な情報活動の失敗に関する報告であって、a 項第 1 号の規定に基づいて連邦議会両院の情報委員会に提出されるものは、書面により、かつ、次に掲げる内容を含む。

- (1) 当該報告に関連する全ての事実の簡明な記述
- (2) 当該報告に含まれる情報活動又は情報活動の失敗の重要性についての説明

#### (c) 報告の基準及び手続

国家情報長官は、a 項に規定する省庁、機関及び組織の長と協議の上、b 項に規定する報告に適用される基準及び手続を定める。

### 第 3093 条 大統領による秘密活動の承認及び報告

#### (a) 大統領の指令書

大統領は、合衆国政府の省庁、機関又は組織による秘密活動の実施につき、当該活動が合衆国の特定の外交政策の目的を支援するために必要であり、かつ、合衆国の国家安全保障上重要であると認定しない限り、授権してはならない。当該認定は、次に掲げる条件を全て満たす指令書に記載する。

- (1) 各指令書は、書面による。ただし、合衆国による即時の活動が必要であり、かつ、書面による指令書を準備する時間がない場合には、この限りでない。この場合には、大統領の決定の書面による記録を同時に作成し、当該決定から遅くとも 48 時間以内に可能な限り速やかに、指令書に要約する。
- (2) 第 1 号により許容される場合を除き、指令書は、既に実施された秘密活動又はその一部について、授権し、又は承認することはできない。

- (3) 各指令書には、当該秘密活動について資金を提供し、又はその他密接に関与することを授権された合衆国政府の省庁、機関若しくは組織を明記する。その関与の程度にかかわらず、秘密活動に関与するよう指示された中央情報局〔Central Intelligence Agency〕を除く合衆国政府の省庁、機関又は組織の被用者、契約者又は契約代理人は、中央情報局の方針及び規則、又は当該省庁、機関若しくは組織が当該関与について規律するために定める書面による方針若しくは規則に従う。
- (4) 各指令書には、合衆国政府の構成員、契約者又は契約代理人その他の合衆国政府の方針及び規則に服する者ではない第三者が、当該秘密活動に資金を提供し、その他密接に関与し、又は合衆国のために当該秘密活動を実施することが想定されるか否かを明記する。
- (5) 指令書は、合衆国の憲法又は制定法に違反する活動について、授権することができない。
- (b) 連邦議会両院の情報委員会への報告及び情報の提供
- 機微な情報源及び情報収集方法その他特に機微な事項に関する秘密指定情報を不正な開示から保護するための十分な考慮に反しない範囲で、国家情報長官及び秘密活動に関わる全ての合衆国政府の省庁、機関及び組織の長は、次に掲げることを行う。
- (1) 合衆国政府の省庁、機関又は組織が責任を有し、従事し、又はこれらのために、若しくはこれらの代わりに実施される全ての秘密活動について、重大な失敗も含め、連邦議会両院の情報委員会が完全かつ最新の情報提供を受けられるようにすること。
- (2) 合衆国政府の省庁、機関又は組織が保有し、保管し、又は管理する秘密活動（現在実施されている、又は既に実施された秘密活動の法的根拠を含む。）に関する情報又は資料であって、連邦議会両院の情報委員会のいずれかがその授権された責務を果たすために要求したものを、連邦議会両院の情報委員会に提供すること。
- (c) 報告の時期及び指令書へのアクセス
- (1) 大統領は、a項に基づいて承認された指令書について、第2号及び第3号で別定める場合を除き、承認後可能な限り速やかに、かつ、指令書により授権した秘密活動の開始前に、書面により連邦議会両院の情報委員会に確実に報告するようにする。
- (2) 大統領は、指令書のアクセス制限が合衆国の極めて重要な国益に影響を及ぼす非常事態に対応するため必要不可欠であると認めた場合には、指令書について、連邦議会両院の情報委員会の委員長及び少数党筆頭委員、下院議長、下院の少数党院内総務、上院の多数党及び少数党院内総務その他大統領が加える議会指導部の議員に限って報告することができる。
- (3) 大統領は、第1号又は第2号に基づいて指令書について報告しなかった場合には、連邦議会両院の情報委員会に適時に完全な情報を提供し、事前に通知できなかったことについての理由書を提出する。
- (4) 第1号、第2号又は第3号に規定する場合には、大統領が署名した指令書の写しを、連邦議会各院の情報委員会の委員長に提出する。
- (5)(A) 指令書又はd項第1号に基づいて提出される通知書へのアクセスがこの項第2

号に規定する議員に限られる場合には、当該アクセス制限に係る理由書も併せて提出する。

(B) 大統領は、(A) 又はこの (B) による理由書の提出後 180 日以内に、次に掲げることが確実に行われるようにする。

(i) 連邦議会両院の情報委員会の全委員が指令書又は通知書にアクセスできるようにすること。

(ii) 第 2 号に規定する議員に対し、当該指令書又は通知書へのアクセス制限の継続が合衆国の極めて重要な国益に影響を及ぼす非常事態に対応するために必要不可欠であるとする理由書を提出すること。

(d) 以前に承認された活動の変更

(1) 大統領は、連邦議会両院の情報委員会、又は c 項第 2 号に該当する場合は同号に規定する議員に対し、以前に承認した秘密活動の重大な変更又は以前に承認した指令書に基づく重大な活動の開始について、c 項に基づいて報告する指令書と同様の方法で、書面により確実に通知するようにする。

(2) 大統領は、ある活動が第 1 号に規定する重大な開始に当たるか否かを認定するに当たっては、当該活動が次に掲げる事項に該当するか否かを考慮する。

(A) 人命を失う重大な危険性を有すること。

(B) 調査、企画又は作戦に関する権限を含む既存の権限の拡大を要すること。

(C) 相当な金額の資金その他の資源を支出する結果となること。

(D) 第 3094 条に基づく通知を必要とすること。

(E) 情報源又は情報収集方法を開示する重大な危険性を生じさせること。

(F) 当該活動が不正に開示された場合に、合衆国の外交関係に深刻な損害を与える合理的に予見可能な危険性が存在すること。

(e) 「秘密活動」の定義

この節において「秘密活動」とは、外国の政治、経済又は軍事の状況に影響を及ぼす合衆国政府の活動であって、合衆国政府の役割が明白でないように、又は公に認識されないようにされたものをいうが、次に掲げる活動を含まない。

(1) 第一義的な目的が情報の入手である活動、伝統的な防諜活動、合衆国政府のプログラム運用上の安全を改善若しくは維持する伝統的な活動又は行政活動

(2) 伝統的な外交若しくは軍事の活動又は当該活動への定常的支援

(3) 合衆国政府の法執行機関による伝統的な法執行活動又は当該活動への定常的支援

(4) 秘密活動に定常的支援を行う活動(第 1 号、第 2 号又は第 3 号に規定する活動を除く。)であって、その他の合衆国政府の在外機関が行うもの

(f) 合衆国の政治過程等に影響を及ぼす目的の秘密活動の禁止

秘密活動は、合衆国の政治過程、世論、政策又はメディアに影響を及ぼすことを目的として行うことはできない。

(g) 指令書又は通知書へのアクセスを制限する場合の通知及び一般的説明並びに記録及び説明書の維持

- (1) 大統領は、c 項に基づいて報告される指令書又は d 項第 1 号に基づいて提出される通知書に対して、c 項第 2 号の規定に従って連邦議会各院の情報委員会の全委員がアクセスすることができない場合には、当該委員会の全委員に対して、当該指令書又は通知書が c 項第 2 号に規定する議員のみに提出されたことを通知する。
- (2) 大統領は、c 項に基づいて報告される指令書又は d 項第 1 号に基づいて提出される通知書に対して、c 項第 2 号の規定に従って連邦議会各院の情報委員会の全委員がアクセスすることができない場合には、当該委員会の全委員に対して、適宜、当該委員会の全委員に情報を完全には提供できない理由に反しない、指令書又は通知書に関する一般的な説明書を提出する。
- (3) 大統領は、次に掲げるものを維持する。
  - (A) c 項に基づいて報告される指令書又は d 項第 1 号に基づいて提出される通知書を受領した議員名、及び当該議員が当該指令書又は通知書を受領した日付の記録
  - (B) c 項第 5 号に基づいて提出される理由書
- (h) 秘密活動の不正な公開に対応するための計画  
秘密活動の一部として実施される各種の活動について、大統領は、当該各種活動の不正な公開に対応するための計画を書面により定める。

※ 本文中、[ ] 内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、( ) 内の語句は原文の ( ) 内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Office of the Law Revision Counsel, 50 USC CHAPTER 44, SUBCHAPTER III. <<http://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter44/subchapter3&edition=prelim>> を用いた。また、廣瀬淳子「アメリカの情報機関と連邦議会の監視機能の強化—2010 年度以降の情報機関授權法—」『外国の立法』No.252, 2012.6, pp.137-146. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3497221\\_po\\_02520008.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3497221_po_02520008.pdf?contentNo=1)> を参照した。

(2) 第 94 議会上院決議第 400 号

ここに決議する。この決議は、合衆国政府の情報活動及び情報プログラムを監視し、継続的に調査し、並びにこれらに関する適切な立法提案を上院に提出し、報告するため、情報特別委員会と称する新たな上院の特別委員会を設置することを目的とする。この目的を達成するため、情報特別委員会は、合衆国の各所管省庁及び機関が、行政府及び立法府により国の安全保障及び重大な国益に影響を及ぼす決定が正しく行われるために必要な十分かつ適時の情報を提供することを保証するよう、最大限努める。さらに、この決議は、合衆国の情報活動が合衆国の憲法及び法律に従うことを保証するため、立法府が当該活動を注意深く監視することを目的とする。

第 2 条<sup>(1)</sup> (a)(1) 情報特別委員会（以下「特別委員会」という。）と称する特別委員会を設置する。特別委員会は、次に掲げる者を含む 15 人以下の委員で構成する。

- (A) 歳出委員会〔Committee on Appropriations〕委員 2 人
- (B) 軍事委員会〔Committee on Armed Services〕委員 2 人
- (C) 外交委員会〔Committee on Foreign Relations〕委員 2 人
- (D) 司法委員会〔Committee on the Judiciary〕委員 2 人
- (E) 上院議員全体の中から任命された委員 7 人以下

(2) 第 1 号 (A) から (D) までに掲げる各委員会から任命される委員は、2 つの主要政党に所属する委員が同数になるよう構成され、上院の多数党及び少数党の院内総務の推薦に基づき、上院議長代行により任命される。第 1 号 (E) に基づいて任命される委員は、多数党委員が少数党委員より 1 人多くなるよう、多数党院内総務が多数党委員を、少数党院内総務が少数党委員を任命する。

(3)(A) 上院の多数党院内総務及び少数党院内総務は、役職指定により特別委員会の委員となるが、委員会において表決権を有さず、定足数の算定に当たって算入されない。

(B) 軍事委員会の委員長及び〔少数党〕筆頭委員（既に特別委員会の委員となっている場合を除く。）は、役職指定により特別委員会の委員となるが、委員会において表決権を有さず、定足数の算定に当たって算入されない。

(b) 各議会期の初めにおいて、上院の多数党院内総務は、特別委員会の委員長を選任し、〔上院〕少数党院内総務は、当該委員会の副委員長を選任する。

副委員長は、委員長が不在の場合に、委員長を代理する。特別委員会の委員長及び副委員長は、上院規則第 25 条第 4 項 e 号 (1) に規定する他の委員会の委員長又は少数党筆頭委員と兼任することができない。

<sup>(1)</sup> 本決議は第 2 条から始まっているように見えるが、冒頭の「ここに決議する。」以下の段落が第 1 条である。U.S. Congress, Senate, Senate Committee on Intelligence Activities, *Report of the Committee on Government Operations, United States Senate to Accompany S. Res. 400 Resolution to Establish a Standing Committee of the Senate on Intelligence Activities, and for other Purposes*, S. Rep. No. 94-675, 94th Cong., 2nd Sess., 1976, p.11.

- (c) 特別委員会に、複数の小委員会を設置することができる。各小委員会には、特別委員会の委員長及び副委員長によりそれぞれ選任された小委員長及び副小委員長を置く。

第3条 (a) 次に掲げる事項に関する全ての法案、教書、請願、陳情その他の案件は、特別委員会に付託する。

- (1) 国家情報長官室〔Office of the Director of National Intelligence〕及び国家情報長官〔Director of National Intelligence〕
  - (2) 中央情報局〔Central Intelligence Agency〕及び中央情報局長官〔Director of the Central Intelligence Agency〕
  - (3) 国防情報局〔Defense Intelligence Agency〕、国家安全保障局〔National Security Agency〕その他国防省〔Department of Defense〕、国務省〔Department of State〕、司法省〔Department of Justice〕及び財務省〔Department of the Treasury〕の機関の情報活動その他の活動を含む他の全ての政府の省庁及び機関による情報活動
  - (4) 政府の省庁又は機関の組織編成又は組織再編であって、情報活動に関する職務又は活動に関係するもの
  - (5) 次に掲げる事項に対する直接及び間接の歳出予算の授権
    - (A) 国家情報長官室及び国家情報長官
    - (B) 中央情報局及び中央情報局長官
    - (C) 国防情報局
    - (D) 国家安全保障局
    - (E) 他の国防省の機関及び下位組織の情報活動
    - (F) 国務省の情報活動
    - (G) 連邦捜査局〔Federal Bureau of Investigation〕の情報活動
    - (H) (A)、(B)、(C)又は(D)に規定する機関の後継の省庁、機関又はその下位組織の活動及び(E)、(F)又は(G)に規定する省庁、機関、局又はその下位組織の後継の省庁、機関又はその下位組織の活動で、(E)、(F)又は(G)に規定する省庁、機関又はその下位組織の活動の範囲に属するもの
- (b)(1) 特別委員会が報告した法案であって常任委員会の所管事項を含むものは、a項第1号、第2号、第5号(A)又は第5号(B)に規定された事項を含むものを除き、当該常任委員会の委員長の求めにより、当該常任委員会において当該事項を審査するために付託され、附則を含む当該法案全体が付託された日から10日以内に、当該常任委員会により上院に報告される。特別委員会以外の委員会が報告した法案であって特別委員会の所管事項を含むものは、特別委員会の委員長の求めにより、特別委員会において当該事項を審査するために付託され、附則を含む当該法案全体が付託された日から10日以内に、特別委員会により上院に報告される。
- (2) 委員会が付託された法案をこの項に規定する期間内に報告しない場合には、法案が当該委員会に付託された日から10日後に、当該委員会は、当然に当該法案の付託を解除される。ただし、上院が別に定める場合、又は多数党院内総務若しくは少数党院内

総務がその日より前に当該法案を次に付託された委員会のために5日間の追加を求めた場合には、この限りでない。委員会が5日の期間内に法案について報告しなかった場合において、上院が別に定めないときは、追加された5日間の終了時に、当該委員会は、当然に当該法案の付託を解除される。

- (3) この項の規定に基づいて10日又は5日の期間を計算するに当たっては、上院が会議を開かない日を除く。
- (4) この項に規定する報告及び付託の手続は、上院規則を厳守して行う。当該規則に従い、法案が付託された委員会は、付託された法案本則及びその附則の条文にいかなる変更又は改変も加えてはならないが、修正案の形式で同様の変更又は改変を提案することはできる。
- (c) この決議の規定は、情報活動が他の委員会の所管事項に直接の影響を及ぼす場合に、当該委員会が情報活動を調査し、検証する権限を妨げ、又はその他の方法により制限するものと解釈してはならない。
- (d) この決議の規定は、政府の省庁又は機関の情報活動であって常任委員会の所管事項にも関係するものの成果物に、当該委員会が完全かつ速やかにアクセスする権限を修正し、制限し、又はその他の方法により変更するものと解釈してはならない。

**第4条 (a)** 上院に対する説明責任のために、特別委員会は、4半期に1回以上、定例的かつ定期的に、合衆国の諸省庁及び諸機関の情報活動の類型及び範囲について、上院に報告する。特別委員会は、上院又は他の適切な委員会の注意を必要とする事案について、速やかにこれらの注意を喚起する。特別委員会は、国の安全を保護するため、報告するに当たって、第8条c項第2号の規定に合致する方法により行う。

(b) 特別委員会は、国家情報長官、中央情報局長官、国防長官〔Secretary of Defense〕、国務長官〔Secretary of State〕及び連邦捜査局長官〔Director of the Federal Bureau of Investigation〕から年次報告書の提出を受ける。これらの報告書においては、当該機関又は当該省庁の情報活動及び合衆国又はその国益に対抗して行われた外国による情報活動を検証する。各報告書の秘密指定されない版は、特別委員会の判断により、公衆の閲覧に供することができる。ただし、この報告書において合衆国のために情報活動に従事する者の氏名を公開し、又は使用された情報収集方法、報告書が基礎とする情報源若しくは情報活動に支出することが授権された資金額を明らかにすることを要するものと解釈してはならない。

(c) 毎年3月15日以前に、特別委員会は、その所管事項に関し、1974年議会予算法〔Congressional Budget Act of 1974〕第301条c項<sup>(2)</sup>に規定する見解及び見積りを上院予算委員会〔Committee on the Budget of the Senate〕に提出する。

**第5条 (a)** この決議の適用上、特別委員会は、その判断により、次の事項を行う権限を有

<sup>(2)</sup> 合衆国法典第2編第17A章第632条d項

する。

- (1) その所管事項についての調査
  - (2) 上院の予備費からの支出
  - (3) 職員の雇用
  - (4) 聴聞会の開催
  - (5) 上院の会期中、休会中及び閉会中のいつでもいかなる場所においても会議及び活動を行うこと。
  - (6) 召喚状又はその他の方法により、証人の出席及び書簡、書籍、書類又は文書の提出を求めること。
  - (7) 宣誓証言又はその他の証言の聴取
  - (8) 1946年立法府改革法〔Legislative Reorganization Act of 1946〕第202条i項<sup>(3)</sup>の規定に従い個人顧問又は顧問団体の役務の調達
  - (9) 政府の関連する省庁又は機関及び議院規則・管理委員会〔Committee on Rules and Administration〕の事前承認を得て、当該省庁又は当該機関の職員の役務を費用弁償により使用すること。
- (b) 特別委員会の委員長又は委員は、証人に宣誓をさせることができる。
- (c) 特別委員会が承認する召喚状は、その委員長、副委員長又は委員長により指名された委員の署名を経て発行することができ、召喚状に署名を行った委員長又は委員により指名された者が送達することができる。

**第6条** 特別委員会の被用者又は契約その他により当該委員会のために若しくは当該委員会の要求に応じて業務を遂行する者は、次の場合に限り、秘密指定情報〔classified information〕にアクセスすることができる。

- (1) 上院規則（倫理特別委員会〔Select Committee on Ethics〕の所管を含む。）及び特別委員会の規則により義務付けられる当該委員会の雇用期間中又は契約合意期間中及びその後の秘密指定情報の秘密を守ることに、書面により、かつ、宣誓の上、同意した場合
- (2) 国家情報長官と協議の上特別委員会が定める適切な適性評価を受けた場合  
当該被用者その他の者に要求する適性評価の種類は、国家情報長官との協議の上で行う特別委員会の決定の範囲内で、それらの者が当該委員会によりアクセスを許可される秘密指定情報の機微性に応じるものとする。

**第7条** 特別委員会は、当該委員会の保有する、当事者のプライバシー又は憲法上の権利を不当に侵害する情報が、当該当事者の同意なく開示されることを防止するために必要と認められる規則及び手続を定め、実施する。ただし、特別委員会が当事者のプライバシーの侵害よりも秘密指定情報の開示による国益が明らかに重要であると認めた場合に

<sup>(3)</sup> 合衆国法典第2編第43章第4301条i項

当該情報の公開を妨げるものと解釈してはならない。

- 第 8 条 (a)** この条の規定に反しない限りにおいて、特別委員会は、その保有する情報の開示が公益に資すると認めた後に、これを公開することができる。この条の規定に基づいて情報を開示するために当該委員会の措置が必要な場合には常に、当該委員会は、委員が当該事案についての表決を要求してから 5 日以内に会議を開き、表決を行う。特別委員会の委員は、当該情報の開示が当該委員会の議決を要する場合には、当該情報の開示の問題についての当該委員会の議決が行われるまで、又は当該委員会の議決が行われた後であっても、この条に規定する場合を除き、情報を開示してはならない。
- (b)(1) 特別委員会が、所定の秘密保全手続に基づき秘密指定された情報であって、行政府から当該委員会に提出され、かつ、行政府が秘密とすることを要求したものを公開する議決を行う場合には、次に掲げることを行う。
- (A) まず、上院の多数党院内総務及び少数党院内総務に当該議決について通知すること。
- (B) 次に、当該議決について大統領に通知する前に、多数党院内総務及び少数党院内総務と協議すること。
- (2) 特別委員会は、開示を行う議決の通知を多数党院内総務、少数党院内総務及び大統領に送付した日から 5 日の期間が経過した後、当該情報を公開することができる。ただし、大統領が、当該 5 日の期間が経過するまでに、自ら書面により、当該情報の開示に反対し、その理由を示し、開示によって生じる合衆国の国益に対する脅威が開示による公益を上回る程重大である旨を証明して特別委員会に通知した場合には、この限りでない。
- (3) 大統領が、自ら書面により、第 2 号に規定するところに従って情報の開示に反対する旨を上院の多数党院内総務、少数党院内総務及び特別委員会に通知した場合には、多数党院内総務及び少数党院内総務は合同で、又は特別委員会は過半数の議決により、当該情報の開示の問題を上院の審議に付すことができる。
- (4) 第 3 号の規定に基づき、特別委員会が当該情報の開示の問題を上院の審議に付す議決を行った場合には、委員長は、当該議決が行われた日以後で上院が最初に開会する日までに、当該案件を審議のために上院に報告する。
- (5) 上院に当該案件が報告された日から 4 開会日目の上院の会議開始の 1 時間後に、又はそれより前であって上院の多数党院内総務及び少数党院内総務が上院規則第 17 条第 5 項に従って合意した時点で、上院は、秘密会を開き、当該案件を議題とする。秘密会において当該案件を審議するに当たっては、上院は、次に掲げることを行うことができる。
- (A) 議題となっている情報の全部又は一部の公開を承認すること。この場合において、特別委員会は、開示を命じられた情報を公開する。
- (B) 当該情報の全部又は一部の公開を承認しないこと。この場合において、特別委員会は、公開しないよう命じられた情報を公開してはならない。

(C) 当該案件の全部又は一部を特別委員会に再付託すること。この場合において、当該委員会は、当該情報の公開に関して最終的な決定を行う。

秘密会における当該案件の審議の終了時は、当該案件が上院に報告された日から、9 開会日目の会議終了以前、又は上院規則第 17 条第 5 項に基づいて多数党及び少数党の院内総務が合意した日から 5 日目の会議終了以前でなければならないが、(そのいずれの場合であっても) 当該案件の審議の終了時において、上院は、直ちに公開の会議において、討論を用いず、かつ、表決の対象である情報を明らかにすることなく、当該案件の処理に関する表決を行う。上院は、当該案件について表決し、この号の (A)、(B) 及び (C) の規定に従って当該案件を処理する。この項の規定に基づく情報の開示についての上院の表決は、上院規則第 13 条に規定する手続に従って時間内に表決についての再審議の動議を提出する上院議員の権利の行使を妨げず、当該情報の開示は、その権利に合致して行う。

- (c)(1) 特別委員会が保有する情報のうち、合衆国の省庁又は機関の適法な情報活動に関するもので、所定の秘密保全手続に基づき秘密指定され、かつ、この条 a 項又は b 項に基づいて当該委員会が開示すべきでないとして決定したものは、上院の秘密会における場合又は第 2 号に規定する場合を除き、上院議員、上院の幹部職員又は被用者によりいかなる者に対しても利用に供することができない。
- (2) 特別委員会は、当該委員会が当該情報の秘密性を保護するために定める規則に基づいて、第 1 号に規定する情報を他の委員会又は他の上院議員の利用に供することができる。特別委員会が当該情報を利用に供する場合には、当該委員会は、特定の情報について、当該情報を受領した委員会又は上院議員を記載した書面による記録を作成する。この規定に基づき情報を受領した上院議員又は委員会は、上院の秘密会における場合を除き、当該情報を開示してはならない。
- (d) 倫理特別委員会は、c 項の規定に違反した上院の議員、幹部職員又は被用者による情報活動に関する情報の不正な開示を調査し、立証されたと認める違反の申立てに関して上院に報告する義務を負う。
- (e) 当該調査の対象となった者の要求に基づき、倫理特別委員会は、調査の終結時にその者に対して、調査の概要を調査結果と共に開示する。倫理特別委員会が調査の終結時に上院の議員、幹部職員又は被用者による重大な守秘義務違反又は不正な開示があったと認めた場合には、当該委員会は、調査結果を上院に報告し、議員の場合にあっては戒告、委員会の委員の解任又は上院からの除名、幹部職員又は被用者の場合にあっては免職又は議会侮辱による処罰等の適切な措置を勧告する。

**第 9 条** 特別委員会は、大統領により特別委員会との連絡役に指定された大統領の個人的代理が特別委員会の非公開会議に出席することを許可する権限を有する。

**第 10 条** 第 94 議会上院決議第 21 号 [S. Res. 21 of the 94th Congress] によって設置された情報活動に関する政府活動〔調査〕特別委員会 [Select Committee to Study Governmental

Operations with Respect to Intelligence Activities] の設置終了時に、その定める適切な条件の下で、当該委員会が保有、保管又は管理する全ての記録、ファイル、文書その他の資料は、特別委員会に移管する。

- 第 11 条 (a)** 上院の総意として、合衆国の各省庁及び各機関の長は、これらが責任を有し、又は従事する情報活動について、予定される重大な活動を含め、特別委員会が、完全かつ最新の情報の報告を受けられるようにするものとする。ただし、これは、予定された情報活動の遂行についての前提条件となるわけではない。
- (b) 上院の総意として、情報活動に関与する合衆国の省庁又は機関の長は、特別委員会の所管事項について当該委員会の要求があった場合には、当該省庁若しくは当該機関又はこれらから給与を支払われる者が保有、保管又は管理する情報又は文書を提供するものとする。
- (c) 上院の総意として、合衆国の各省庁及び各機関は、個人の憲法上の権利の侵害、法律違反、又は大統領令、大統領指示、若しくは省庁若しくは機関の規則若しくは規程の違反に当たる情報活動を発見した場合には、直ちに特別委員会に報告するものとする。さらに、各省庁及び各機関は、特別委員会に対して、当該違反について当該省庁又は当該機関が採った措置又は採ることとなる措置について報告するものとする。

**第 12 条** 上院規則の規定に反しない限りにおいて、暫定予算に関する法案若しくは決議案又はこれらに対する修正案若しくはこれらについての両院協議会報告書に規定する場合を除き、1976 年 9 月 30 日以後に開始する会計年度について、次に掲げる活動を行う合衆国の省庁若しくは機関又はこれらによる使用には、資金を支出してはならない。ただし、当該会計年度において当該活動を行うための資金が、当該会計年度又は前の会計年度に上院が可決した法案又は両院合同決議により授権されていた場合には、この限りでない。

- (1) 国家情報長官室及び国家情報長官の活動
- (2) 中央情報局及び中央情報局長の活動
- (3) 国防情報局の活動
- (4) 国家安全保障局の活動
- (5) 国防省のその他の機関及び下位組織の情報活動
- (6) 国務省の情報活動
- (7) 連邦捜査局の情報活動

**第 13 条 (a)** 特別委員会は、次に掲げる事項について、情報活動の計画並びに情報の収集、利用、保全及び流通の有効性に関連する全ての面を考慮して調査を行う。

- (1) 合衆国の対外情報機関の分析能力の質並びに情報分析及び政策形成をより緊密に統合する手段
- (2) 情報活動に従事する行政府の省庁及び機関の権限の範囲及び類型並びに各情報機関

及び省庁の所管を拡大することの是非

- (3) 情報活動の実施、監視及び説明責任の有効性を最大化し、重複及び繰り返しを削減し、並びに対外情報機関の人員の士気を向上させるための行政府における情報活動の編成
- (4) 秘密の〔covert〕及び内密の〔clandestine〕活動の管理並びにこれらの活動について議会が情報提供を受ける手続
- (5) 情報活動に係る秘密の保護を向上させ、秘密とするやむを得ない理由がない情報の開示を行うために法律、上院規則若しくは上院議事手続、大統領令又は行政府の規則若しくは規程を改正することの望ましさ
- (6) 情報活動に関する上院常任委員会の設置の望ましさ
- (7) 議会の各議院の個別の委員会の代わりに情報活動に関する上院及び下院の合同委員会を設置することの望ましさ又は議会の各議院の情報活動に関する委員会が情報機関から合同で概要説明を受け、機微情報の保護に関する方針を調整する手続を定めることの望ましさ
- (8) 政府の情報活動に対する資金の授権及び当該資金額の開示が公益に資するか否か
- (9) 情報活動の運用を規律し、明確にし、及び強化するために行政府又は立法府が定める方針又は指針に使用される用語の統一的な定義一覧の作成
- (b) 特別委員会は、その判断により、この条により求められる特別調査から、第 94 議会上院決議第 21 号によって設置された情報活動に関する政府活動調査特別委員会によって適切に調査が行われたと認める事項を除くことができる。
- (c) 特別委員会は、この条に規定する調査の結果を 1977 年 7 月 1 日までに、及びそれ以降は適宜、適切と認める立法その他の措置の勧告を付して上院に報告する。

第 14 条 (a) この決議において、「情報活動」には、次に掲げる活動を含む。

- (1) 外国又は外国の政府、政治団体、政党、軍隊、活動組織その他の団体に関する情報及び合衆国の国防、外交政策、国家安全保障又は関連政策に関する情報の収集、分析、提供、流通又は使用並びにこれらの活動を支援するその他の活動
  - (2) 合衆国に向けられた同様の活動に対抗して行われる活動
  - (3) 合衆国と、外国の政府、政治団体、政党、軍隊、活動組織その他の団体との関係に影響を及ぼす秘密の又は内密の活動
  - (4) 合衆国、その準州及び属領における個人並びに合衆国の在外国民であって、その政治活動及び関連活動が合衆国の国内治安に対する脅威となり、又は合衆国の省庁、機関、局、官職、部署、支部又は被用者により、脅威となるとみなされるものの活動並びに当該個人に対して行われる秘密の又は内密の活動についての情報の収集、分析、提供、流通又は使用
- ただし、国の政策形成機能に資さない戦術上の対外軍事情報活動は含まない。
- (b) この決議において「省庁又は機関」には、連邦政府に置かれる全ての組織、委員会、評議会、機構又は官職を含む。

(c) この決議の適用上、省庁、機関、局又は下位組織には、現在これらが行っている情報活動に後継の省庁、機関、局又は下位組織が従事する限りにおいて、当該後継組織を含む。

**第 15 条 (a)** 特別委員会が選任した委員会職員に加えて、当該委員会は、その各委員の指定された代理として勤務するため各委員につき被用者 1 人を雇用し又は任命する。特別委員会は、各委員が当該委員会における当該委員の指定された代理として勤務する者として選任した被用者のみを雇用又は任命する。

(b) 特別委員会は、指定された代理の役職に充てる者を雇用できるようにするため、議院規則・管理委員会の決定するところにより、予算の補正を受ける。指定された代理は、特別委員会内に執務場所及び適切な設備を有する。指定された代理は、委員長及び副委員長が決定するところにより、特別委員会職員と同様に、委員会職員、情報、記録及びデータベースにアクセスすることができる。

(c) 指定された被用者は、関連する制定法、上院規則及び特別委員会による雇用に要する委員会適性評価の全ての要件を満たすものとする。

(d) 特別委員会が人件費として使用できる資金については、次に定めるところによる。

(1) 委員長が管理する資金は、60% 以下とする。

(2) 副委員長が管理する資金は、40% 以上とする。

**第 16 条** この決議の規定は、法律で別に承認されないいかなる慣行又は活動の実施についても上院が黙認したものと解釈してはならない。

**第 17 条 (a)(1)** b 項に規定する場合を除き、特別委員会は、上院の助言及び承認を要する情報コミュニティーにおける全ての役職に充てるため大統領が指名した文官の任命について、検証し、聴聞を実施し、及び報告することを所管する。

(2) 指名された者が任命される予定の行政府の省庁を所管する他の委員会は、その者に対する聴聞及び面接を行うことができるが、特別委員会のみが当該指名について報告する。

(b)(1) 国家安全保障担当司法次官補〔Assistant Attorney General for National Security〕又は後任者の承認に関しては、当該役職に就くために大統領によって指名された者については、司法委員会に付託するものとし、報告された場合には、特別委員会に付託され、20 暦日以内に審査する。ただし、上院の休会中に 20 暦日が経過する場合には、特別委員会は、上院が招集された後、上院での指名の報告のために更に 5 暦日の審査日を有する。

(2) (1) に規定する期間が経過した時に特別委員会が指名について報告しなかった場合には、当該指名は当然に特別委員会への付託を解除され、〔本会議の〕行政案件議案目録に掲載される。

- ※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、（ ）内の語句は原文の（ ）内の語句を訳出したものである。
- ※ 訳出に当たっては、原文は、Rules of Procedure for the Select Committee on Intelligence United States Senate, 113<sup>th</sup> Congress. <<http://www.intelligence.senate.gov/pdfs113th/sprt1137.pdf>> を用いた。

(3) 第 108 議会上院決議第 445 号 (第 301 条 (抄)、第 401 条及び第 402 条)

### 第 3 章 委員会の地位

#### 第 301 条 委員会の地位

(a) 〔略〕

(b) 情報活動

情報特別委員会は、上院規則の適用上、同規則第 25 条第 2 項に掲げる委員会として扱う。

### 第 4 章 情報活動に関する小委員会

#### 第 401 条 情報活動の監視に関する小委員会

(a) 設置

情報特別委員会に、同委員会によって設置された他の小委員会に加えて、監視小委員会を設置する。

(b) 責務

監視小委員会は、情報活動を継続的に監視する責務を負う。

#### 第 402 条 情報活動への歳出予算に関する小委員会

(a) 設置

歳出委員会〔Committee on Appropriation〕に、情報活動小委員会を設置する。

歳出委員会は、第 109 議会の招集後可能な限り速やかに 13 の小委員会に再編する。

(b) 所管事項

歳出委員会情報活動小委員会は、上院歳出委員会が定める情報活動に関する財源について所管する。

※ 訳出に当たっては、原文は、Rules of Procedure for the Select Committee on Intelligence United States Senate, 113th Congress. <<http://www.intelligence.senate.gov/pdfs113th/sprt1137.pdf>> を用いた。

(4) 上院規則（第 29 条第 5 項）

第 29 条 秘密会

5. 上院の委員会、小委員会及び部局の議事・事務及び手続を含む上院の極秘の〔secret〕又は秘密の〔confidential〕議事・事務又は手続を開示した上院の議員、幹部職員又は被用者は、上院議員にあつては上院からの除名に、幹部職員又は被用者にあつては免職及び議会侮辱の罰に処する。

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Rules of the Senate, Rule XXIX Executive Session. <<http://www.rules.senate.gov/public/index.cfm?p=RuleXXIX>> を用いた。

(5) 上院情報特別委員会議事規則（第 1 条、第 2 条、第 9 条及び第 10 条）

**第 1 条 委員会の招集**

- 1.1. 情報特別委員会の議事を行うための同委員会の定例日は、委員長が別に指示する場合を除き、毎月隔週火曜日とする。
- 1.2. 委員長は、追加の会議を必要と認める場合には、これを通知した上で招集する権限を有し、他の委員に当該権限を委任することができる。
- 1.3. 委員会の特別の会議は、委員会事務官に提出された 5 人以上の委員の書面による求めに基づき、いつでも招集することができる。
- 1.4. 定例日以外に委員会の会議を開く場合においては、委員会事務官は、全委員に対して会議の時間及び場所を通知し、非常事態を除き、ワシントン・コロンビア特別区内で会議が開かれる場合にあっては会議の 24 時間前までに、ワシントン・コロンビア特別区外で会議が開かれる場合にあっては会議の 48 時間前までに、適切な通知を行う。
- 1.5. 委員 5 人が書面により委員会の会議の招集を求めた場合において、当該書面が提出された日を含む 7 暦日以内に委員長が会議を招集しなかったときは、当該委員は、書面による通知を委員会事務官に提出することにより会議を招集することができる。委員会事務官は、会議の日時を書面により速やかに各委員に通知する。

**第 2 条 会議の手続**

- 2.1. 委員会の会議は、上院規則第 26 条第 5 項 b 号に規定する場合を除き、公開する。
- 2.2. 首席補佐官〔Staff Director〕は、全ての委員会の議事の記録を作成し、又は作成されるようにする義務を負う。
- 2.3. 委員長、又は委員長が不在の場合には副委員長は、委員会の全ての会議を主宰する。委員長及び副委員長が会議に不在の場合には多数党筆頭委員が、又は多数党委員が不在の場合には少数党筆頭委員が主宰する。
- 2.4. この規則に別に定める場合を除き、委員会の議決は、出席し、投票した議員の過半数により決する。委員会の議事を行うための定足数は、秘密会を開く場合も含め、委員の 3 分の 1 以上とするが、証人からの聴取、宣誓証言の聴取及び宣誓の下での証拠の受領については、定足数を議員 1 人とすることができる。
- 2.5. 〔略〕
- 2.6. 〔略〕

**第 9 条 秘密指定資料又は委員会機微資料〔CLASSIFIED OR COMMITTEE SENSITIVE MATERIAL〕の取扱手続**

- 9.1. 委員会職員の事務室は、厳重な警戒の下に運営する。少なくとも合衆国議事堂警察官〔United States Capitol Police Officer〕1 人が委員会室の入口に入室を監視するために常駐する。委員会室に立ち入る前に、全ての者は、身分を明らかにし、求めにより身分証明書を提示する。

9.2. 秘密指定文書及び秘密指定資料〔classified documents and material〕は、委員会の機微隔離情報<sup>(4)</sup>施設〔Sensitive Compartmented Information Facility〕(SCIF)に設置された、承認された秘密保全機能を有する格納庫に保管する。当該文書その他の資料の複写、複製又は委員会事務室からの持出しは、委員会の議事の遂行のため必要であり、かつ、10.3.の規定に従う場合を除き、禁止する。秘密指定文書又は秘密指定資料であって、委員会室から承認された目的のために持ち出したものは全て、夜間中の保管のため、委員会の機微隔離情報施設に返却しなければならない。

9.3. 「委員会機微〔情報又は委員会機微資料〕」とは、上院規則第29条第5項にいう情報特別委員会の秘密の議事又は審議に係る情報又は資料であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 委員会が保有し、又は管理するもの
- (2) 委員会の秘密会において議論され、又は提示されたもの
- (3) 委員会の委員又は職員の作成物であるもの
- (4) 当該文書を作成した委員又は職員により適切に特定され、又は記号が付されたもの
- (5) 委員長及び副委員長（又はこれらの者の代理として首席補佐官及び少数党首席補佐官）により指定されたもの

委員会機微文書及び委員会機微資料で秘密指定されたものは、9.2.に規定する秘密指定文書及び秘密指定資料と同じ方法により取り扱う。秘密指定されていない委員会機微文書及び委員会機微資料は、不正な開示から保護するように保管する。

9.4. 各委員は、常に、その出所を問わず受領した全ての文書その他の資料にアクセスすることができる。首席補佐官は、適切な秘密保全手続きに基づき、委員会が保有する全ての秘密指定文書その他の秘密指定資料に番号を付し、特定する文書管理・説明責任登録簿〔document control and accountability registry〕の管理をつかさどるものとし、当該登録簿は、委員会のいかなる委員の利用にも供することができる。

9.5. 情報特別委員会が秘密指定資料を上院の他の委員会又は情報特別委員会の委員でない上院議員の利用に供する場合には、当該資料には、受領者に対して、口頭又は書面により、第94議会上院決議第400号〔S. Res. 400 of the 94th Congress〕第8条の規定に従って、当該資料を保護する責任に関して指摘する通告を必ず伴わせる。委員会の秘密保全係長〔Security Director〕は、確実に当該通告が行われるようにし、提供された特定の情報及び当該情報を受領した委員会又は上院議員を記載する書面による記録を管理する。

9.6. 委員会に提供された秘密指定情報〔classified information〕へのアクセスは、委員会の定めるところに従い、適切な適性評価を受け、かつ、知る必要性を有する職員並び

<sup>(4)</sup> 機微隔離情報とは、情報源、情報収集方法又は情報分析過程に係り、又はそれらに由来する秘密指定情報であって、国家情報長官により定められ、監督される正式のアクセス管理システムにより保護されることが必要なものをいう。Office of the Director of National Intelligence, *Glossary of Security Terms, Definitions, and Acronyms*, Intelligence Community Standard Number 2008-700-1, effective date remains: 4 April 2008, p.24. <[http://www.ncix.gov/publications/policy/docs/ICS\\_700-01\\_Glossary\\_of\\_Security\\_Terms\\_Definitions\\_and\\_Acronyms.pdf](http://www.ncix.gov/publications/policy/docs/ICS_700-01_Glossary_of_Security_Terms_Definitions_and_Acronyms.pdf)>

に委員会の指示に基づき首席補佐官及び少数党首席補佐官に限定される。

9.7. 委員会の委員又は職員は、秘密指定され、又は委員会機微である文書、資料、概要説明、証言その他の情報で委員会が保有するものの内容について全部、一部又は要約を、この規則に定める者以外の者に開示してはならない。委員会の委員及び職員は、秘密指定され、又は委員会機微である情報を行政府に所属する者、下院常設情報特別委員会の委員及び職員並びに上院の議員及び職員に開示する場合において、次に掲げる条件が全て満たされるときには、事前の承認を要しない。

- (1) 秘密指定情報については、当該情報の受領者が適切な適性評価を受けている（又は職権により当該情報にアクセスすることができる）こと。
- (2) 全ての情報について、当該情報の受領者が、政府の公務上の目的で当該情報を知る必要性を有すること。
- (3) 全ての情報について、当該情報を提供する委員会の委員及び職員は、委員会の立法又は行政監視上の職務の遂行に日常的に従事していること。

その他の場合においては、秘密指定情報及び委員会機微情報は、委員会関係者以外の者（議会両院の委員会、議員、議会職員又は情報活動を支援する所定の民間人を含む。）には、委員長及び副委員長又はこれらの代理としての首席補佐官及び少数党首席補佐官の事前の承認を得て、かつ、秘密指定情報が、適切な適性評価を受け、政府の公務上の目的で当該情報を知る必要性を有する者にのみ開示されるという要件を満たしている場合に限り、開示することができる。委員会が保有する秘密指定情報の公開は、第94議会上院決議第400号第8条の規定に従う場合に限り、承認することができる。

9.8. 9.7.の規定に対する違反は、第94議会上院決議第400号第8条の規定に基づき、倫理特別委員会〔Select Committee on Ethics〕への付託の事由となる。上院決議第400号第8条の規定に基づく倫理特別委員会への付託の前に、委員長及び副委員長は、多数党院内総務及び少数党院内総務に通知する。

9.9. 委員会に提出された証言、文書その他の資料の処理について委員会が決定する前に、委員会の委員は、委員会の委員又は職員が入手した全ての関係する証言、文書その他の資料を精査する合理的な機会を有する。

9.10. 委員会の非公開会議への委員会関係者以外の者の出席は、最低限とし、適切な適性評価を受け、かつ、公務の遂行上審議中の情報を知る必要性を有する者に限る。委員会の秘密保全係長は、非公開会議において出席者が作成した覚書が会議の終了時に委員会室の保管場所に返却され、委員会の秘密保全手続に従う場合に限り、関係する省庁、機関、官職、委員会その他の組織の利用に供することができるよう要求することができる。

## 第10条 職員

10.1. この規則において、委員会職員には、委員会の被用者、委員会の顧問、その他契約又はその他の方法により、委員会のために又は委員会の要求により勤務している者を含む。委員会は、職員が行う全業務を可能な限り常勤の被用者に行わせる。いかな

- る者も、適切な適性評価を受けない限り、委員会の職員として雇用され、又は委員会のために勤務することができない。
- 10.2. 委員会職員の任命は、委員長及び副委員長の合同での同意、又はその両方若しくは一方の提案に基づく委員会の多数決による承認によって行う。同意又は承認の後、委員長は、書面により、上院の財務担当官〔Financial Clerk of the Senate〕に対して、委員会職員の任命を認証する。委員会職員は、当該職員が第 94 議会上院決議第 400 号第 6 条に規定する適切な適性評価を受けない限り、いかなる秘密指定情報にもアクセスすることができず、委員会室に定例的に出入りすることもできない。
- 10.3. 委員会職員は、委員会の委員長及び副委員長の監督の下で、一体として委員会のために勤務する。委員会職員は、首席補佐官の直接の監督及び管理の下で、職務を遂行し、委員会職員の人事並びに秘密指定文書及び秘密指定資料の保全及び管理を含む日常業務の運用を行う。全ての委員会職員は、委員会の情報機関の監視の問題に専念する。少数党首席補佐官及び少数党法律顧問は、全ての事項について完全に報告を受け、委員会が保有する全ての資料にアクセスすることができる。
- 10.4. 委員会職員は、全ての見解について委員会及び上院で十分に審議されるよう、追加の見解、個別の見解及び少数党の見解の作成及び提出の補佐を含め、少数党の見解の表明に当たって多数党と同様に十分に少数党を補佐する。
- 10.5. 委員会職員は、第 94 議会上院決議第 400 号第 8 条及びこの規則の規定に従う場合又は委員会の設置終了後において上院が定める方法による場合を除き、いかなる目的であっても、又はいかなる司法手続その他の手続との関連においても、その在職中又は退職後を問わずいつでも、委員会の委員又は職員以外の者と、委員会活動の内容又は手続について議論してはならない。委員長は、首席補佐官及び首席補佐官が指名した者について、副委員長は、少数党首席補佐官及び少数党首席補佐官が指名した者について、秘密指定情報又は委員会機微情報を明らかにすることなく報道機関と連絡を取ることを承認することができる。
- 10.6. 委員会職員は、当該職員が、雇用条件として、第 94 議会上院決議第 400 号第 6 条の規定に従って情報特別委員会が公示する非開示の同意の条件を遵守すること及び委員会の行為規範を遵守することについて書面により同意しない限り、及び同意するまでは、委員会に雇用されない。
- 10.7. 委員会職員の雇用の必要条件として、各委員会職員は、委員会職員として雇用されていることにより取得した情報に関する証言の要求について、委員会職員としての在職中又は退職後を問わずいつでも、委員会に届け出ることについて、書面により同意しなければならない。当該情報は、第 94 議会上院決議第 400 号第 8 条及びこの規則の規定に基づいて委員会の指示に従う場合又は委員会の設置終了後において上院が定める方法による場合を除き、当該要求に対して開示してはならない。
- 10.8. 委員会職員がこの規則の規定を遵守しない場合には、委員会は、直ちに採るべき処分を検討する。当該懲戒処分は、委員会職員の即時解雇等を含む。
- 10.9. 委員会職員のうち、情報活動に関する職務を遂行する省庁及び機関のプログラ

ム及び活動の監査を実施することができる者を置く。監査を担当する者は、委員会の委員長及び副委員長が特に承認した監査及び監視計画を首席補佐官及び少数党首席補佐官を介して合同で実施する。委員長及び副委員長は、合同で職員を当該担当者に配属し、監査の実施についての主たる責任を負う職員は、認められた監査基準に従った訓練又は経験による資格要件を満たすものとする。

10.10. 委員会の活動場所では、被用者による規制薬物の違法な使用、保有、販売又は流通を禁じる。委員会職員による当該方針の違反は、雇用終了の事由となる。さらに、委員会職員による規制薬物の活動場所内その他の場所における違法な使用が行われた場合には、当該職員の適性評価の再審査を行うこととし、委員会における雇用終了の事由とすることができる。

10.11. 委員会の職員に影響を及ぼす全ての人事措置は、人種、皮膚の色、宗教、性別、国籍、年齢、社会的不利又は障害による差別なく行う。

※ 本文中、[ ] 内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、( ) 内の語句は原文の ( ) 内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Rules of Procedure for the Select Committee on Intelligence United States Senate, 113<sup>th</sup> Congress. <<http://www.intelligence.senate.gov/pdfs113th/sprt1137.pdf>> を用いた。

(6) 下院規則（第 10 条第 11 項及び第 23 条第 13 項）

第 10 条 委員会の組織

常設情報特別委員会

11.(a)(1) 常設情報特別委員会（以下、この項において「特別委員会」という。）を設置する。特別委員会は、20 人以下の議員、派遣委員〔Delegates〕<sup>(5)</sup> 又は常駐弁務官〔Resident Commissioner〕<sup>(6)</sup> をもって構成され、そのうち同一の政党に所属する者は、12 人以下とする。特別委員会には、次に掲げる各委員会に所属する議員、派遣委員又は常駐弁務官を少なくとも 1 人含む。

- (A) 歳出委員会〔Committee on Appropriations〕
- (B) 軍事委員会〔Committee on Armed Services〕
- (C) 外交問題委員会〔Committee on Foreign Affairs〕
- (D) 司法委員会〔Committee on the Judiciary〕

(2) 議長及び少数党院内総務は、特別委員会の役職指定委員とする。ただし、これらの者は、特別委員会において表決権を有さず、定足数の算定に当たって算入されない。

(3) 議長及び少数党院内総務は、これらの者に係る事務を行う職員各 1 人を役職指定委員としての議長又は少数党院内総務を補佐する者に指定することができる。当該職員は、特別委員会の職員と同様に委員会の会議、聴聞会、概要説明及び資料にアクセスすることができ、この項に基づき当該委員会の職員と同じ秘密保全上の適性評価及び守秘義務に服する。

(4)(A) (B) の規定により許可される場合を除き、議長及び少数党院内総務を除く議員、派遣委員又は常駐弁務官は、連続する 6 議会期の期間に 4 議会期を超えて特別委員会の委員を務めることができない（この場合において、1 議会期における 1 会期の全期間に満たない在職期間は算入しない。）。

(B) 議員、派遣委員又は常駐弁務官が特別委員会の委員長又は少数党筆頭委員に任命された場合には、当該委員会の任期は、制限されない。

(b)(1) 法案、教書、請願、陳情その他の案件であって次に掲げる事項に関係するものは、特別委員会に付託する。

- (A) 中央情報局〔Central Intelligence Agency〕、国家情報長官〔Director of National Intelligence〕及び 1947 年国家安全保障法〔National Security Act of 1947〕第 3 条第 6 項<sup>(7)</sup> に規定する国家情報プログラム
- (B) 国防省〔Department of Defense〕の戦術的情報活動及び情報関連活動を含む政府の他の全ての省庁及び機関による情報活動及び情報関連活動
- (C) 政府の省庁又は機関の組織編成又は組織再編であって、情報活動又は情報関連活動を含む職務又は活動に関係するもの

<sup>(5)</sup> コロンビア特別区、米領サモア、グアム、北マリアナ諸島、ヴァージン諸島から選出された準議員。

<sup>(6)</sup> プエルトリコから選出された準議員。

<sup>(7)</sup> 合衆国法典第 50 編第 44 章第 3003 条第 6 項

- (D) 次に掲げる事項に対する直接及び間接の歳出予算の授権
- (i) 中央情報局、国家情報長官及び 1947 年国家安全保障法第 3 条第 6 項に規定する国家情報プログラム
  - (ii) 国防省の戦術的情報活動及び情報関連活動を含む政府の他の全ての省庁及び機関による情報活動及び情報関連活動
  - (iii) 省庁、機関、下部組織又はプログラムであつて、(i) 若しくは (ii) に掲げる機関又はプログラムの後継であるもの
- (2) 特別委員会により最初に報告された法案 ((1)(A) 又は (1)(D)(i) に規定する事項に専ら関係する規定を除く。) であつて常任委員会の所管事項も含むものは、議長により、当該常任委員会に付託される。他の委員会により最初に報告された法案であつて特別委員会の所管事項も含むものは、特別委員会の委員長により要求された場合には、議長により、特別委員会に付託される。
- (3) この項の規定は、情報活動又は情報関連活動が他の委員会の所管事項にも直接に影響を及ぼす場合に、当該委員会が当該活動を調査し、検証する権限を妨げ、又はその他の方法により制限するものと解釈してはならない。
- (4) この項の規定は、政府の省庁又は機関による情報活動及び情報関連活動であつて常任委員会の所管事項にも関係するものの成果物に、当該委員会が完全かつ速やかにアクセスする権限を修正し、制限し、又はその他の方法により変更するものと解釈してはならない。
- (c)(1) 下院に対する説明責任のために、特別委員会は、合衆国の諸省庁及び諸機関による情報活動並びに情報関連活動の類型及び範囲について、定例的かつ定期的に下院に報告する。特別委員会は、下院又は他の適切な委員会の注意を必要とする事案について、速やかにこれらの注意を喚起する。特別委員会は、報告するに当たって、国の安全を保護するために、g 号の規定に合致する方法により行う。
- (2) 特別委員会は、国家情報長官、中央情報局長官 [Director of the Central Intelligence Agency]、国防長官 [Secretary of Defense]、国務長官 [Secretary of State] 及び連邦捜査局長官 [Director of the Federal Bureau of Investigation] から年次報告書の提出を受ける。これらの報告書は、当該機関又は当該省庁の情報活動及び情報関連活動並びに合衆国又はその国益に対抗して行われた外国による情報活動及び情報関連活動を検証する。各報告書の秘密指定されない版は、特別委員会の判断により、公衆の閲覧に供することができる。ただし、この報告書において合衆国のための情報活動若しくは情報関連活動に従事する者の氏名を公開し、又は使用された情報収集方法、報告書の基となった情報源若しくは情報活動及び情報関連活動に支出することが授権された資金額を明らかにすることを要するものと解釈してはならない。
- (3) 大統領が合衆国法典第 31 編第 1105 条 a 項の規定に基づき予算を提出してから 6 週間以内に、又は予算委員会 [Committee on the Budget] が要求した時に、特別委員会は、その所管事項に関して、1974 年議会予算法 [Congressional Budget Act of 1974] 第 301

条 d 項<sup>(8)</sup>に規定する見解及び見積りを予算委員会に提出する。

- (d)(1) (2)に規定する場合を除き、この条第 8 項 a 号、b 号及び c 号並びに第 9 項 a 号、b 号及び c 号並びに第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、この項の規定に反しない限り、特別委員会に適用する。
- (2) 特別委員会の規則に基づき証言を聴取し、又は証拠を受領するために必要な数の委員が出席している場合には、第 11 条第 2 項 g 号 (2) 第 1 文に規定する要件にかかわらず、当該委員会は、出席委員の過半数が証言又は証拠により国の安全が危険にさらされるおそれがあると認める場合には、聴聞会を非公開とする議決を行うことができる。
- (e) 特別委員会の被用者又は契約その他により当該委員会のために若しくは当該委員会の要求に応じて業務を遂行する者は、次に掲げる条件のいずれをも満たす場合に限り、秘密指定情報へのアクセスについて、当該委員会により許可を受けることができる。
- (1) その者の特別委員会の雇用期間中又は契約合意期間中及びその後の秘密指定情報の秘密保全に関して、書面により、かつ、倫理委員会〔Committee on Ethics〕及び特別委員会の所管事項を含む下院規則により義務付けられる宣誓の上、同意すること。
- (2) 国家情報長官と協議の上特別委員会が定める適切な適性評価であって、当該被用者等が特別委員会によりアクセスを許可される秘密指定情報〔classified information〕の機微性に応じたものを受けること。
- (f) 特別委員会は、当該委員会の保有する、当事者のプライバシー又は憲法上の権利を不当に侵害する情報が、当該当事者の同意なく開示されることを防止するために必要と認められる規則及び手続を定め、実施する。ただし、特別委員会が特定の個人のプライバシーの侵害よりも秘密指定情報の開示による国益が明らかに重要であると認めた場合に当該情報を公開することを妨げるものと解釈してはならない。
- (g)(1) 特別委員会は、その保有する情報の開示が公益に資すると認めた後に、これを公開することができる。情報の開示に関して、この号の規定により、特別委員会は、次に掲げることを行う必要がある。
- (A) 特別委員会は、委員が当該事案についての表決を要求してから 5 日以内に会議を開き、表決を行う。
- (B) 特別委員会の委員は、当該事案に関して当該委員会による表決が行われるまで、又は当該事案に関して当該委員会による表決が行われた後であっても、この号に規定する場合を除き、開示を行うことができない。
- (2)(A) 特別委員会が、所定の秘密保全手続に基づき秘密指定された情報であって、行政府から当該委員会に提出され、かつ、行政府が秘密とすることを要求したものの開示を行う議決を行った場合には、当該委員会は、当該議決について大統領に通知する。
- (B) 特別委員会は、開示を行う議決の通知を大統領に送付した日から 5 日の期間が経過した後、当該情報を公開することができる。ただし、大統領が、当該 5 日の期間

<sup>(8)</sup> 合衆国法典第 2 編第 17A 章第 632 条 d 項

- が経過する前に、自ら書面により、当該情報の開示に反対し、その理由を示し、開示によって生じる合衆国の国益に対する脅威が開示による公益を上回る程重大である旨を証明して特別委員会に通知した場合には、この限りでない。
- (C) 大統領が、自ら書面により、(B)に規定するところに従って情報の開示に反対する旨を特別委員会に通知した場合には、当該委員会は、過半数の議決により、当該情報の開示の問題をこれに関する勧告を付して下院の審議に付すことができる。特別委員会は、下院の許可なく、当該情報を公開することができない。
- (D) (C)の規定に基づき、特別委員会が情報の開示の問題を下院に提起する議決を行った場合には、委員長は、当該議決が行われた日以後で下院が最初に開会する日までに、当該案件を審議のために下院に報告する。
- (E) (C)に規定する勧告が報告された後、下院が開会している4暦日以内に、(D)の規定に基づき報告された案件を秘密会において審議する動議を特別委員会の委員長が下院に提出しなかった場合において、当該動議が議員、派遣委員又は常駐弁務官により提出されたときは、当該動議は、優先案件となる。いずれの場合においても、当該動議は、討論を用いずに、又は下院が散会するという動議以外の動議をその間認めることなく、議決される。
- (F) 下院により(E)に規定する秘密会とする動議が可決された場合には、議長は、委員長の求めに応じて休憩を宣告することができる。休憩の期間が満了した後、秘密会において審議されるべき問題は、「本院は、特別委員会の勧告を承認すべきか」とする。
- (G) (F)に規定する問題に関する討論は、2時間を上限とし、特別委員会の委員長及び少数党筆頭委員により、等しく配分され、管理される。この討論の後に、下院が散会するという動議以外の動議をその間認めることなく、勧告の承認に関する問題について、先決問題が命じられたものとみなす。下院は、表決の対象である情報を明らかにすることなく、公開の会議において問題について表決を行う。特別委員会の勧告が承認されなかった場合には、当該問題は、再度勧告を行うために当該委員会に再付託されたものとみなす。
- (3)(A) 特別委員会が保有する情報のうち、合衆国の省庁又は機関による適法な情報活動又は情報関連活動に関するもので、所定の秘密保全手続に基づき秘密指定され、かつ、当該委員会が(1)又は(2)の規定に基づき開示すべきでないとしたものは、(B)に規定する場合を除き、下院の議員、派遣委員若しくは常駐弁務官、幹部職員又は被用者によりいかなる者に対しても利用に供することができない。
- (B) 特別委員会は、その定める規則に基づき、(A)に規定する情報を委員会又は議員、派遣委員若しくは常駐弁務官の利用に供し、特別委員会の公衆に開示されない聴聞会への議員、派遣委員又は常駐弁務官の傍聴を認めることができる。特別委員会が当該情報を利用に供する場合には、当該委員会は、特定の情報について、当該情報を受領した委員会又は議員、派遣委員若しくは常駐弁務官を記載した書面による記録を作成する。この規定に基づき情報を受領した議員、派遣委員又は常駐弁務官及

- び委員会は、下院の秘密会における場合を除き、当該情報を開示してはならない。
- (4) 倫理委員会は、(3)の規定に違反した下院の議員、派遣委員若しくは常駐弁務官、幹部職員又は被用者による情報活動又は情報関連活動に関する情報の不正な開示を調査し、立証されたと認める違反の申立てに関して下院に報告する。
- (5) (4)に規定する調査の対象となった者の要求に基づき、倫理委員会は、調査の最終時にその者に対して、調査の概要を調査結果と共に開示する。倫理委員会が調査の最終時に下院の議員、派遣委員若しくは常駐弁務官、幹部職員又は被用者による重大な守秘義務違反又は不正な開示があったと認めた場合には、当該委員会は、調査結果を下院に報告し、適切な措置を勧告する。勧告には、議員の場合にあっては戒告、委員会の委員の解任又は下院からの除名、幹部職員又は被用者の場合にあっては免職又は議会侮辱に対する処罰を含めることができる。
- (h) 特別委員会は、大統領により特別委員会との連絡役に指定された大統領の個人的代理が特別委員会の非公開会議に出席することを許可することができる。
- (i) 下院規則の規定に反しない限りにおいて、暫定予算に関する法案若しくは両院合同決議案又はこれらに関する修正案若しくは両院協議会報告書に規定する場合を除き、会計年度について、次に掲げる活動を行う合衆国の省庁若しくは機関又はこれらによる使用には、資金を支出することができない。ただし、当該会計年度において当該活動を行うための資金が、当該会計年度又は前の会計年度に下院が可決した法案又は両院合同決議案により授権されていた場合には、この限りでない。
- (1) 国家情報長官及び国家情報長官室〔Office of the Director of National Intelligence〕の活動
- (2) 中央情報局の活動
- (3) 国防情報局〔Defense Intelligence Agency〕の活動
- (4) 国家安全保障局〔National Security Agency〕の活動
- (5) 国防省のその他の機関及び下位組織の情報活動及び情報関連活動
- (6) 国務省〔Department of State〕の情報活動及び情報関連活動
- (7) 連邦捜査局の情報活動及び情報関連活動
- (8) 行政府のその他の全ての省庁及び機関の情報活動及び情報関連活動
- (j)(1) この項において、「情報活動及び情報関連活動」には、次に掲げるものを含む。
- (A) 外国又は外国の政府、政治団体、政党、軍隊、活動組織その他の団体に関する情報及び合衆国の国防、外交政策、国家安全保障又は関連政策に関する情報の収集、分析、提供、流通又は使用並びにこれらの活動を支援するその他の活動
- (B) 合衆国に対する同様の活動に対抗して行われる活動
- (C) 秘密の〔covert〕又は内密の〔clandestine〕活動であって、合衆国と外国の政府、政治団体、政党、軍隊、活動組織その他の団体との関係に影響を及ぼすもの
- (D) 合衆国、その準州及び属領における個人並びに合衆国の在外国民であって、その政治活動及び関連活動が合衆国の国内治安に対する脅威となり、又は合衆国の省庁、機関、局、官職、部署、支部又は被用者により、脅威となるとみなされるものの活

動に関する情報の収集、分析、提供、流通又は使用

(E) 秘密の又は内密の活動であって (D) に掲げる者に対して行われるもの

(2) この項において「省庁又は機関」には、連邦政府に置かれる全ての組織、委員会、評議会、機構又は官職を含む。

(3) この項の適用上、省庁、機関、局又は下位組織には、現在これらが行っている情報活動又は情報関連活動に後継の省庁、機関、局又は下位組織が従事する限りにおいて、当該後継組織を含む。

(k) 第 22 条第 12 項 a 号の規定は、常設情報特別委員会により報告された立法（又はその一部）に関する両院協議会の会議には適用しない。

### 第 23 条 職務行為規範

下院により、及び下院のために、「職務行為規範」と称する行為規範を次のとおり定める。

1. ～ 12. [略]

13. 下院の議員、派遣委員、常駐弁務官、幹部職員又は被用者は、秘密指定情報にアクセスする前に、次の宣誓（又は誓約）を行う。

「私は、下院における在職中受領した秘密指定情報について、下院により承認された場合又は下院規則に従って承認された場合を除き、開示しないことを厳粛に宣誓する（又は誓約する）。」

当該宣誓書（又は誓約書）の写しは、議員、派遣委員又は常駐弁務官の場合には立法局長〔Clerk〕により、幹部職員又は被用者の場合には衛視長〔Sergeant-at-Arms〕により、下院の記録として保管する。立法局長は、宣誓に署名した者の氏名を公的記録事項として、（宣誓があった場合には）週内に宣誓に署名した各議員、派遣委員又は常駐弁務官の氏名がその週の最終立法日の会議録の指定された箇所に公表されるようにするとともに、下院の適切な事務室において、当該氏名の累積一覧を毎日公衆の閲覧に供するようにする。

14. ～ 18. [略]

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、（ ）内の語句は原文の（ ）内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Rules of the House of Representatives, 113<sup>th</sup> Congress. <<http://clerk.house.gov/legislative/house-rules.pdf>> を用いた。

- (7) 下院常設情報特別委員会議事規則（第1条～第5条、第11条～第14条、第19条及び第21条）

### 第1条 会議日

委員会〔Full Committee〕の定例日 委員会の議事を行うための会議の定例日は、委員長が別に指示する場合を除き、毎月第1木曜日とする。

### 第2条 開催通知

#### (a) 総則

委員会の会議を開催する場合には、首席事務官〔Chief Clerk〕は、全委員に対して適切な通知を行う。この通知には、会議の開催日時、場所及び議題を記載し、下院規則第11条第2項g号(3)の規定に従って作成する。

#### (b) 聴聞会

d項に規定する場合を除き、委員会の聴聞会は、通知から1週間を経過した日以後でなければ開催することができない

#### (c) 議事を行うための会議

d項に規定する場合を除き、議事を行うための会議は、委員が通知を受け取った日から3日を経過した日以後でなければ開催することができない。

#### (d) 例外

聴聞会又は議事を行うための会議は、次に掲げる場合には、他に規定する場合よりも早期に開催することができる（この場合において、委員長は可能な限り速やかに通知を行う。）。)

(1) 委員長が、少数党筆頭委員の同意を得て、相当の理由があると認めた場合

(2) 委員会が、委員会規則において議事を行うために必要とされる数の委員の出席の下で、過半数をもって開催を決定した場合

#### (e) 定義

この規則において「通知」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 書面による通知

(2) ファクシミリ送信、通常郵便又は電子メールによる通知

### 第3条 委員会の会議の準備

#### (a) 総則

指定された委員会職員は、委員長の指示に従い、委員会の会議の前に十分な余裕を持って、次に掲げる目的のため、委員に対して概要説明を行う。

(1) 当該会議の準備について委員を補佐すること。

(2) 会議において審議することを委員が求める案件を決定すること。

#### (b) 概要説明資料

(1) 当該概要説明資料は、委員の要求に応じて、関連する全文書その他当該会議におい

て審議する案件に関して委員会が取得した資料の一覧を含む。

- (2) 首席補佐官〔Staff Director〕は、委員会の会議において提示される証拠、文書その他の資料について、委員長に提案することもできる。

#### 第4条 会議の公開

(a) 総則

下院規則第11条の規定に基づき、b項及びc項に規定する制限に反しない限り、委員会の議事を行うための会議及び聴聞会は、公開する。

(b) 会議

委員会が、過半数の委員が出席する公開の会議において記名投票により、議論する案件の公開が次に掲げることのいずれかを生じさせるおそれがあると認める場合には、法案の逐条審査を含む委員会の議事を行うための会議若しくは聴聞会又はそれらの一部は、非公開とする。

- (1) 国の安全を危険にさらすこと。
- (2) 法律の執行に係る機微情報を漏えいすること。
- (3) 個人の名誉を傷つけ、品位を落とし、又は罪を負わせること。
- (4) その他法律又は下院規則に違反すること。

(c) 聴聞会

委員会は、過半数の委員が出席しているか否かに関わらず、少なくとも2人の委員が出席しており、そのうちの1人が少数党の委員であり表決に参加している場合には、下院規則第10条第11項d号(2)の規定に基づき、聴聞会を非公開とすることを表決で決することができる。

(d) 概要説明

委員会への概要説明は、非公開とする。

#### 第5条 定足数

(a) 聴聞会

証言の聴取又は証拠の受領については、定足数は委員2人とし、そのうちの少なくとも1人は多数党の委員でなければならない。

(b) その他の委員会審議

第4条c項に規定する聴聞会を非公開とする動議の審議を除き、委員会のその他の全案件の処理については、定足数は、委員の過半数とする。

#### 第11条 委員会職員

(a) 定義

この規則において、「委員会職員」又は「委員会の職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 委員会の被用者
- (2) 委員会の顧問

- (3) 他の政府機関の被用者で、委員会に出向しているもの
- (4) その他契約又はその他の方法により、委員会のために又は委員会の要求により勤務している者
- (b) 委員会職員の任命及び秘密保全の要件
  - (1) 委員長の権限
 

第2号に規定する場合を除き、委員会職員は、委員長により任命され、解任され、委員長の全般的監督及び指揮の下で勤務する。
  - (2) 少数党委員に対する職員の補佐
 

第3号及び第4号並びに委員会規則において別に定める場合を除き、委員会の少数党委員のための委員会職員は、少数党筆頭委員により任命され、解任され、当該委員の全般的監督及び指揮の下で勤務する。
  - (3) 適性評価の要件
 

委員会職員志願者に対する雇用の提供は、全て次に掲げる事項を条件とする。

    - (A) 背景調査の結果
    - (B) 適切な適性評価の要件を満たしているとする委員長の認定
  - (4) 秘密保全の要件
 

第2号の規定にかかわらず、委員長は、秘密指定情報〔classified information〕の保全及び非開示に関して、委員会職員を監督し、指揮する。委員会職員は、委員長が少数党筆頭委員と協議して定める秘密指定情報の保全及び非開示を確保するために必要な要件を遵守する。

## 第12条 委員会の秘密指定活動に関する議論の制限

- (a) 禁止
  - (1) 総則
 

この規則及び下院規則に別に定める場合を除き、委員会の委員及び職員は、その在職中又は退職後を問わずいつでも、次に掲げる事項について議論若しくは開示をし、又は議論若しくは開示をさせてはならない。

    - (A) 委員会活動のうち秘密指定された内容
    - (B) 委員会が秘密会において受領した情報
    - (C) 委員会が出所を問わず受領した秘密指定情報
    - (D) この規則又は下院規則に従って公衆に開示されなかった聴聞会の内容
  - (2) 議事の非開示
    - (A) 下院規則及びこの規則に従って委員会が指示する場合を除き、委員会の委員及び職員は、在職中又は退職後を問わずいつでも、司法手続その他の手続に関連して、委員会活動の内容又は手続について、委員又は職員以外の者と議論してはならない。
    - (B) 委員会の設置終了後も、委員会の委員及び職員は、これらの事項について、委員会の秘密指定された活動に係る議論に関して下院が定めるところに従う。
  - (3) 例外

- (A) a 項第 1 号の規定にかかわらず、委員会の委員及び職員は、a 項第 1 号に規定する事項について、次に掲げる者に対して議論し、開示することができる。
- (i) 上院情報特別委員会の委員及び職員であって当該委員会の委員長が指定するもの
  - (ii) 下院及び上院の各歳出委員会〔Committee on Appropriations〕の委員長及び少数党筆頭委員並びに当該委員会の委員長が指定する職員
  - (iii) 下院歳出委員会国防小委員会〔Subcommittee on Defense of the House Committee on Appropriations〕の小委員長及び少数党筆頭小委員並びに当該小委員長が指定する職員並びに委員会規則第 14 条 g 項第 1 号<sup>9)</sup>に従って委員長が指定する小委員
- (B) a 項第 1 号の規定にかかわらず、委員会の委員及び職員は、下院及び上院の軍事委員会の委員長及び少数党筆頭委員並びに当該委員会の委員長が指定する職員に対して、各年度の国防授権法案の成立に資するために必要な予算関連情報に限り、議論し、開示することができる。
- (C) a 項第 1 号の規定にかかわらず、委員会の委員及び職員は、国家情報プログラムに規定する機関又はプログラムを所管する下院歳出委員会の小委員会の小委員長及び少数党筆頭小委員並びに当該小委員長が指定する職員に対して、国家情報プログラムに規定する機関又はプログラムの歳出予算が含まれる歳出予算法案の成立に資するために必要な予算関連情報に限り、議論し、開示することができる。
- (D) 委員長は、情報コミュニティーを構成する機関の監察総監による委員長に対する書面による要求に基づき、少数党筆頭委員と協議の上、委員会の速記録若しくは文書であって、委員会における偽証その他の不適切な行為の申立てに係る調査又はその他監察総監による調査に関係するものへのアクセスを承認することができる。
- (E) 情報コミュニティーを構成する機関の代表者が委員会に対して証言し、情報を提供し、又は概要説明若しくは聴聞会に出席した場合には、当該機関の長の書面による要求に基づき、委員長は、少数党筆頭委員と協議の上、当該機関による確認のため、委員会の概要説明又は聴聞会の速記録を閲覧に供することができる。
- (F) 委員会の委員及び職員は、その他委員会の指示する事項について議論し、開示することができる。
- (4) 非公開の議事の記録
- 秘密会において受領した情報及び公衆に開示されない聴聞会又は概要説明の内容を含め、この規則の他の規定に基づき委員会の委員及び職員による開示が禁止される資料等を記録するいかなる記録又は覚書も、その記録者を問わず、この規則に反しない限り引き続き委員会資料とし、この規則に従って委員会が承認する場合を除き、公に議論され、開示され、又は公に議論させ、開示させることができない。
- (b) 非開示の同意
- (1) 総則

<sup>9)</sup> 原文では、第 12 条 g 項第 1 号となっているが、相当する規定がなく、第 14 条 g 項第 1 項のことと考えられる。

委員会の全職員は、下院規則及びこの規則に従って委員会が承認する場合を除き、在職中に保有するに至った秘密指定情報を、委員会の委員又は職員以外の者に漏えいせず、又は漏えいさせないことについて、職員となる前に、雇用条件として、書面により同意しなければならない。

(2) その他の要件

委員会の設置終了後も、委員会の委員及び職員は、在職中に受領した秘密指定情報の保護に関して、下院の決定に従わなければならない。

(3) 職員に対する証言の要求

(A) 委員会の全職員は、在職中に受領した秘密指定情報に関して、在職中又は退職後に受領した証言の要求を直ちに委員会に届け出ることについて、雇用条件として、書面により同意しなければならない。

(B) 委員会職員は、証言の要求への対応に当たって、下院規則及びこの規則に従って委員会が承認する場合を除き、秘密指定情報を開示してはならない。

(C) 委員会の設置終了後も、委員会職員は、在職中に受領した秘密指定情報を含む証言の要求について、下院の決定に従うこととする。

### 第 13 条 秘密指定資料

(a) 秘密指定情報の受領

(1) 総則

所定の秘密保全手続に従って秘密指定され、出所を問わず委員会に提出されたいかなる情報についても、委員会は、当該秘密指定情報を秘密会資料として受領する。

(2) 秘密指定資料の職員による受領

秘密指定情報の受領について、委員会職員は、委員会に代わって情報を受理する権限を有する。

(b) 秘密指定情報の非開示

出所を問わず委員会が受領した秘密指定情報は、下院規則及びこの規則に従って委員会が承認する場合を除き、委員会の委員又は職員以外の者にいかなる形であれ開示してはならない。

(c) 非独占資料に関する例外

(1) 非独占資料

行政府により委員会に提供された資料は、委員会の委員以外の議員による検証の目的でその全部又は一部が提供された場合には、委員会により非独占資料として受領され、又は保有される。委員会に提供された秘密指定情報は、行政府が特に書面により別段の説明を行わない限り、独占資料として提供されたものとみなす。

(2) 委員以外の議員によるアクセス

非独占資料として受領した資料については、第 14 条 f 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、委員長は、少数党筆頭委員と協議の上、同項第 4 号に規定する要件に従って、委員以外の議員に当該資料へのアクセスを承認することができる。

#### 第 14 条 秘密指定情報の取扱いに関する手続

##### (a) 秘密保全措置

###### (1) 厳重な秘密保全

委員会室は、首席補佐官の直接の監督の下で委員会秘密保全・登録簿係長〔Director of Security and Registry of the Committee〕により運用される厳重な秘密保全手続に基づき運営される。

###### (2) 合衆国議事堂警察〔U.S. Capitol Police〕の常駐要件

少なくとも 1 人の合衆国議事堂警察官が、委員会室に入室する者を監視するため、委員会室の入口の外に常駐する。

###### (3) 身分証明の要件

全ての者は、委員会室に入室する前に、第 2 号に規定する合衆国議事堂警察官及び委員会の委員又は職員に対して身分を明らかにする。

###### (4) 秘密指定資料の管理

秘密指定文書は、分離し、承認された秘密保全機能を有する保管場所において管理する。

###### (5) 秘密指定資料の精査

委員会が保有する秘密指定文書は、適切な秘密保全の上で精査される。

###### (6) 秘密指定資料の持出しの禁止

秘密指定文書の委員会室からの持出しは、この規則に定める場合を除き、厳格に禁止される。

###### (7) 例外

第 6 号に規定する禁止にかかわらず、秘密指定文書又はその写しは、委員会の職務に資するため委員会室から持ち出すことができる。委員会室から持ち出された秘密指定文書の取扱いについては、適切な秘密保全手続が適用される。

##### (b) 秘密指定情報への委員によるアクセス

委員会の全委員は、常に、出所を問わず委員会が受領した秘密指定文書その他の資料全てにアクセスすることができる。

##### (c) 知る必要性

###### (1) 総則

委員会職員は、委員会が定める厳格な「知る必要性」原則に基づき、かつ、委員会の首席補佐官による指示に基づき、委員会に提供された秘密指定情報にアクセスすることができる。

###### (2) 適切な適性評価の要件

委員会職員は、隔離情報〔compartmented information〕にアクセスする前に、適切な適性評価を受けなければならない。

##### (d) 宣誓

###### (1) 要件

委員会の委員又は職員は、秘密指定情報にアクセスする前に、次の宣誓を行う。

「私は、下院常設情報特別委員会において在職中に受領した秘密指定情報について、委員会又は下院が承認する場合を除き、開示せず、開示させないことを厳粛に宣誓する（又は誓約する）。」

(2) 写し

当該宣誓書の写しは、委員会のファイルに保管する。

(e) 登録簿

(1) 総則

委員会は、次に掲げる事項を記載する登録簿を維持する。

(A) 全ての秘密指定文書であって、行政府により委員会に提供され、委員会が保有するものの内容の簡潔な記述

(B) 番号を付した当該文書の一覧

(2) 首席補佐官による指定

首席補佐官は、委員会職員のうち1人を当該登録簿の作成及び日常的管理をつかさどる者に指定する。

(3) 利用

当該登録簿は、委員会の全ての委員及び職員の利用に供する。

(f) 他の委員会の議員による要求

下院規則に従って、委員会の委員以外の議員に対して、委員会の秘密指定された速記録、記録、データ、図又はファイルへのアクセス及び秘密指定資料に関する議論を含む委員会の秘密指定された聴聞会の傍聴を、次に掲げるところに従って承認することができる。

(1) 書面による届出の要件

委員会が保有する秘密指定資料を精査し、又は委員会の聴聞会若しくは概要説明の傍聴をしようとする議員は、委員会の首席事務官に書面により届け出なければならない。当該届出には、その要求が正当化される根拠及びアクセスの必要性を明確に記載する。

(2) 委員会による審議

委員会は、委員以外の議員による要求をできるだけ速やかに審議する。委員会は、記録表決により、各要求に関する状況の全てに照らして適切な措置を決定する。決定に当たっては、委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(A) 要求された情報が、合衆国の国防又は外交関係上の秘密活動に対して有する機微性

(B) 当該情報が直接に又は間接に開示される蓋然性

(C) 要求を行った議員の所属委員会の所管事項上の利害

(D) 憲法上その他の合衆国の公益に影響を及ぼすおそれのある懸念事項

(3) 委員会の措置

議員による要求の審議の後、委員会は、当該状況において適切と認める次に掲げる

措置を含むあらゆる措置を採ることができる。

- (A) 要求の全部又は一部を承認すること。
- (B) 要求を却下すること。
- (C) 議員による要求とは別の形式により、要求された情報又は資料を提供すること。
- (D) 要求された情報又は資料を全下院議員の利用に供すること。

(4) 委員以外の議員によるアクセスの要件

この項の規定に従って委員以外の議員に秘密指定情報へのアクセスを承認する前に、要求を行う議員は、次に掲げることを行う。

- (A) 下院規則第 23 条第 13 項の規定に従って行われた宣誓の写しを委員会に提出すること。
- (B) 下院規則及びこの規則に従って委員会が承認する場合を除き、この項の規定に従って当該議員に提供された秘密指定情報を委員会の委員及び職員以外の者に漏えいしないことについて書面により同意すること。

(5) 承認される協議

議員による要求を審議するに当たって、委員会は、国家情報長官〔Director of National Intelligence〕その他委員会が必要と認める職員と協議することができる。

(6) 委員会の決定の終局性

- (A) 要求を行った議員が当該要求に関する委員会の決定又はその一部に同意しない場合には、当該議員は、委員会に書面により不同意を届け出なければならない。
- (B) これを受けて、委員会は、当該案件を審議し、必要な場合には、委員会が採るべき追加措置又は勧告を記録表決により決定する。

(g) 歳出委員会国防小委員会の指定された小委員の出席許可

f 項の規定にかかわらず、委員長は、歳出委員会国防小委員会の指定された小委員 3 人以下に対し、秘密指定資料に係る議論を含む委員会の秘密指定された聴聞会及び概要説明への出席を許可することができる。当該小委員には、出席に付随して委員会の秘密指定された速記録、記録、データ、図表又はファイルへのアクセスも承認することができる。

(1) 指定

委員長は、少数党筆頭委員と協議の上、当該小委員会の小委員のうち同一政党に所属する 2 人以下を含む 3 人を出席の資格を有する者に指定することができる。当該指定は、議会期の全期間有効とする。

(2) 出席許可

委員長は、秘密指定資料に係る議論を含む委員会の聴聞会又は概要説明への指定された小委員の出席の許可について、その都度決定することができる。委員長が指定された小委員に特定の聴聞会又は概要説明への出席を許可した場合には、指定された小委員 3 人全員が当該聴聞会又は概要説明への出席を許可される。指定された小委員は、定足数に算入されず、いかなる会議においても表決権を有しない。

(3) アクセスの要件

この項の規定に従って秘密指定情報にアクセスする前に、指定された小委員は、次に掲げることを行う。

(A) 下院規則第 23 条第 13 項の規定に従って行われた宣誓の写しを委員会に提出すること。

(B) 下院規則及びこの規則に従って委員会が承認する場合を除き、この項に従って小委員に提供された秘密指定情報を委員会の委員又は歳出委員会国防小委員会の指定された小委員若しくは承認された職員以外の者に漏えいしないことについて書面により同意すること。

(h) 下院又は他の委員会に対する助言

1947 年国家安全保障法〔National Security Act of 1947〕第 501 条（合衆国法典第 50 編第 413 条<sup>(10)</sup>）及び下院規則に従って、委員会は、次に掲げるところにより、下院又は下院の他の適切な委員会の注意が必要な事案について、これらの注意を喚起する。

(1) 委員会の委員による要求

委員会が保有する秘密会資料について下院又は他の委員会の注意を喚起することを求める委員会の委員の要求があった場合には、委員会は、当該要求を審議するためできるだけ速やかに会議を開く。

(2) 要求に係る委員会の審議

委員会は、次に掲げるもののほか、適切と認める判断基準について審議する。

(A) 当該事案の合衆国の国防又は外交関係に対する影響

(B) 当該事案の、機微な情報源及び情報収集方法との関係の有無

(C) その他当該事案により生じる、国益に影響を及ぼす問題の有無

(D) 下院の他の委員会の所管事項への当該事案の影響の有無

(3) 他の委員会の見解

これらの判断基準を精査するに当たって、委員会は、当該事案を所管する下院の常任委員会の委員を兼任する〔常設情報特別委員会の〕委員の意見又は当該常任委員会による意見提出を求めることができる。

(4) その他の助言

委員会は、要求についての審議において、行政の職員の助言を求めることができる。

(i) 資料を精査する十分な機会

委員会が保有する秘密指定情報へのアクセスを求める要求又は特定の事案に関して、下院若しくは他の委員会の注意を喚起する提案に関して委員会が決定を行う前に、委員会の委員は、委員会が保有する全ての関連する証言、文書その他の資料であって、委員会の決定に参考となる可能性のあるものを精査する十分な機会を有するものとする。

(j) 下院への通知

委員会は、この規則に規定する判断基準を審議した後、当該事案が下院の全議員の注

<sup>(10)</sup> 条文番号が変更され、現在は、合衆国法典第 50 編第 3091 条となっている。

意を喚起することが必要であるほど重大であると委員会が認め、かつ、時間的に切迫しているか、又は委員会がやむを得ないとみなす理由がある場合には、当該事案について下院の注意を喚起することができる。

(k) 下院に対する開示の方法

(1) 委員会が、特定の事案について i 項に規定する下院の注意を喚起することが必要であると記録表決により決定した場合には、委員会は、速やかに下院に報告するよう準備する。

(2) この場合において、委員会は、次に掲げる事項の可否について審議する。

(A) 直ちに下院の（多数党と少数党で発言時間を等分した）秘密会を要求すること。

(B) 下院規則第 10 条第 11 項 g 号の規定に従って、当該事案を公に開示すること。

(l) 情報源及び情報収集方法の保護の要件

特定の事案について下院又は他の委員会の注意を喚起するに当たって、委員会は、情報源及び情報収集方法の保護を十分に考慮し、当該事案に関する資料又は情報を保全するために必要な全ての措置を採る。

(m) 他の委員会による情報の利用

委員会は、特定の事案について他の委員会の注意を喚起することを決定した場合には、関係する全ての秘密指定情報を含む当該事案を、速やかに当該委員会の委員長及び少数党筆頭委員の利用に供するようにする。

(n) 資料の提供

委員会の秘密保全・登録簿係長は、この規則及び下院規則のうち秘密指定情報の取扱いに適用される部分の写しを、委員会により下院の他の委員会又は委員以外の議員の利用に供すると決定された資料と併せて提供する。

(o) 適性評価及び秘密保全機能を有する保管場所の確保

秘密保全・登録簿係長は、秘密指定資料を受領する他の委員会又は委員以外の議員が、全ての関係する規則、規程、指針、手続及び制定法に従って、当該資料を適切に保管できるようにする。

(p) 提供記録

委員会の秘密保全・登録簿係長は、秘密指定文書又は秘密指定資料であって他の委員会又は委員以外の議員に提供されたもの、当該提供の承認に当たって委員会が同意した理由、及び当該文書又は資料を受領した委員会の名称又は委員以外の議員の氏名を記載した書面による記録を管理する。

(q) その他の要件

(1) 首席補佐官の追加的権限

首席補佐官は、さらに、秘密指定情報であって、他の委員会又は委員以外の議員に提供することを委員会が承認したものを保全するために必要であると認める追加措置を採る権限を有する。

(2) 情報の出所機関への通知

委員会が行政府の機関により委員会に提供された秘密指定情報を委員以外の議員又

は他の委員会に開示することを承認した場合には、委員長は、当該秘密指定情報の提供の前に、委員会の措置について当該情報を提供した機関に通知することができる。

## 第 19 条 懲罰

### (a) 総則

委員会は、下院規則又はこの規則に従わなかったとの申立てがあつた委員会職員に懲罰を科すか否かについて、直ちに審議する。

### (b) 例外

次に掲げる事案については、委員長は、少数党筆頭委員と協議の上、必要と認められる懲罰を直ちに科すことができる。

(1) 下院の 3 日を超える休会中に生じた事案

(2) 下院の閉会中に生じた事案

### (c) 懲罰の範囲

当該懲罰には、委員会職員の即時解雇を含めることができる。

### (d) 委員への通知

委員長が b 項の規定に基づいて科した懲罰については、全ての委員に、可能な限り速やかにファクシミリ又は通常郵便により通知する。

### (e) 委員長の措置の再審議

委員会の過半数の委員は、b 項の規定に基づいて懲罰を科す旨の委員長の決定を、表決により覆すことができる。

## 第 21 条 国立公文書記録管理局に移管された委員会の記録

### (a) 総則

国立公文書記録管理局〔National Archives and Records Administration〕が保有する委員会の記録は、下院規則に従って、公衆の閲覧に供する。

### (b) 閲覧停止の通知

委員長は、少数党筆頭委員に対して、下院規則に基づき、閲覧可能な記録の公開を停止する決定について通知し、委員から書面による要求があつた場合には、公衆の閲覧の可否を決定するために当該案件を委員会に付託する。

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、( )内の語句は原文の( )内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Rules of Procedure for the Permanent Select Committee on Intelligence United States House of Representatives, 113<sup>th</sup> Congress. <<http://intelligence.house.gov/sites/intelligence.house.gov/files/documents/HPSCI%20Rules%20of%20Procedure%20-%20113th%20Congress.pdf>> を用いた。

## 2 イギリス

### (1) 2013年司法及び保安法（第1章（抄）及び第1附則）

#### 第1章 情報保安活動の監視

議会情報保安委員会〔Intelligence and Security Committee of Parliament〕による監視

##### 第1条 議会情報保安委員会

- (1) 議会情報保安委員会（この章において「ISC」という。）と称する機関を設置する。
- (2) ISCは、下院議員及び上院議員の9人をもって構成する。
- (3) ISCの各委員は、議員として所属する議院により任命される。
- (4) 次に掲げる条件を全て満たす者に限り、ISC委員となることができる。
  - (a) 首相により委員に指名されること。
  - (b) 国王の大臣<sup>(1)</sup>でないこと。
- (5) 首相は、委員の指名を決定する前に、野党第一党党首と協議しなければならない。
- (6) ISCの委員長は、委員の中から互選する。
- (7) (ISCに関して更に規定する) 第1附則を施行する。

##### 第2条 ISCの主たる職務

- (1) ISCは、次に掲げる機関の支出、運営、政策及び作戦を精査し、又はその他の方法により監視することができる。
  - (a) 国家保安局〔Security Service〕
  - (b) 秘密情報部〔Secret Intelligence Service〕
  - (c) 政府通信本部〔Government Communications Headquarters〕
- (2) ISCは、女王陛下の政府による情報又は保安に係る事項に関するその他の活動であって、了解覚書〔memorandum of understanding〕に定めるものを精査し、又はその他の方法により監視することができる。
- (3) 次に掲げるいずれかの場合に限り、ISCは、第1項又は第2項の規定に基づき、特定の作戦に係る事項を審議することができる。
  - (a) ISC及び首相が次に掲げることのいずれをも認めたとき。
    - (i) 当該事項が現に行われている情報活動又は保安活動に係る作戦の一部ではないこと。
    - (ii) 当該事項が重大な国益を有すること。
  - (b) 首相がISCに当該事項の審議を要請したとき。
  - (c) ISCによる当該事項の審議は、次に掲げる機関によりISCに対し任意に（ISCの要求に対する応諾の有無を問わない。）提供された情報の審議に限定される。

<sup>(1)</sup> 国王の大臣とは、1975年国王の大臣法（Ministers of the Crown Act 1975）の定義により、政府における役職者のことである。

- (i) 国家保安局
  - (ii) 秘密情報部
  - (iii) 政府通信本部
  - (iv) 政府の省庁
- (4) 第3項 a 号又は b 号の規定に基づく特定の作戦に係る事項の ISC による審議は、了解覚書に定める原則又は了解覚書に基づくその他の規定に合致すると ISC 及び首相が考えるものでなければならない。
- (5) この条の規定に基づく了解覚書については、次に定めるところによる。
- (a) 了解覚書には、ISC に関するその他の規定又は第2項若しくは第4項に規定する職務と同種の職務以外の ISC の職務を含めることができる。
  - (b) 了解覚書は、首相と ISC の間で合意しなければならない。
  - (c) 了解覚書は、首相と ISC の合意により改定（又は他の覚書に代替）することができる。
- (6) ISC は、この条の規定に基づく了解覚書を刊行し、その写し1部を議会に提出しなければならない。

### 第3条 ISCの報告書

- (1) ISC は、議会に対して、ISC の職務の遂行に関する年次報告書を作成しなければならない。
- (2) ISC は、適当と認める場合には、議会に対して、ISC の職務のいかなる部分についても別に報告書を作成することができる。
- (3) 議会に報告する前に、ISC は、首相に報告書を送付しなければならない。
- (4) ISC は、特定の事項が国家保安局、秘密情報部、政府通信本部又は第2条第2項に規定する活動を遂行している者の職務の継続的遂行を害するおそれがあると、首相が ISC と協議した後認めた場合には、当該事項を議会に対する報告書から削除しなければならない。
- (5) ISC による議会に対する報告書は、第4項の規定に基づく報告書からの削除事項の有無に関する記載を含まなければならない。
- (6) ISC は、議会に対して作成したいかなる報告書をも議会に提出しなければならない。
- (7) ISC は、議会に対して報告書を作成した場合には、第4項の規定に基づき削除されることとなる事項に関して、首相に対して報告書を作成することができる。

### 第4条 第1条から第3条まで及び第1附則：解釈 [略]

#### 情報機関コミッショナーによる監視

### 第5条 コミッショナーの追加的な調査職務 [略]

### 第1附則 議会情報保安委員会

### 任期

- 第1条** (1) 次項以降の規定に反しない限りで、議会期の期間において ISC 委員として任命された者は、当該議会期の期間在任する。
- (2) ISC 委員は、次に掲げる場合には、その地位を失う。
- (a) 当該委員がその者を ISC 委員に任命した議院の議員でなくなったとき。
  - (b) 当該委員が国王の大臣になったとき。
  - (c) 当該委員を ISC 委員に任命した議院において、当該委員を解任する決議が可決されたとき。
- (3) ISC 委員は、いつでも次に掲げる者に対する届出をもって辞任することができる。
- (a) ISC 委員長
  - (b) 〔辞任する委員が〕 ISC 委員長である場合には、その者を ISC の委員に任命した議院の議長
- (4) ISC 委員を退任した者は、再任されることができる。
- (5) 本則第1条第2項の規定は、欠員のある期間になされた事項の有効性に影響を及ぼさない。
- (6) 議会期の終了の直前に、ISC により、又は ISC に関してなされる過程にあった事項又は先送りされた事項は、新しい議会期においても、ISC により、又は ISC に関して、継続することができる。
- (7) ある議会期において、ISC により、又は ISC に関してなされた事項又は先送りされた事項（又はそのように取り扱われた事項）が当該議会期の終了の直前に施行され、又は有効となった場合には、当該事項は、新しい議会期にその効力が継続することが必要な限り、新しい議会期において、ISC により、又は ISC に関してなされた事項又は先送りされた事項と同様の効力を有する。

### 手続

- 第2条** (1) ISC は、第2項から第5項までの規定に反しない限りにおいて、自らの手続を定めることができる。
- (2) ISC 委員の表決が可否同数となった場合には、ISC 委員長は、第2票又は決裁票を投じる。
- (3) ISC 委員長は、ISC のいかなる会議においても委員長の不在の場合にその代理を務める者として、ISC の他の委員を任命することができる。
- (4) 第3項の規定に基づき任命された者は、第2項の規定に基づき ISC 委員長に付与された権限を行使することができない。
- (5) ISC の定足数は、3 とする。
- (6) ISC は、宣誓に基づく証言を得ることができ、この目的で宣誓をさせることができる。

### 資金提供その他の資源

- 第3条** 国王の大臣は、次に掲げることを行うことができる。

- (a) ISC に関していずれかの議院に生じた支出又は生じる予定の支出について、当該議院に支払いをすること。
- (b) ISC のために、いずれの議院にも職員、設備その他の資源を提供すること。
- (c) ISC に支払いをし、又は職員、設備その他の資源を提供すること。
- (d) その他 ISC のために、いかなる者にも支払いをし、又は職員、設備その他の資源を提供すること。

#### 情報へのアクセス

第4条(1) この条の規定は、ISC の職務の遂行に当たって ISC により要求された情報であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たすものに適用する。

- (a) 特定の作戦に係る事項に関係しないとき。
  - (b) ISC が本則第2条第3項 a 号又は b 号の規定に基づき審議している特定の作戦に係る事項に関係するとき。
- (2) 国家保安局長、秘密情報部長又は政府通信本部長が ISC により情報の開示を要請された場合には、これらの者は、当該情報の全部又は一部に関して、次に掲げることのいずれかを行わなければならない。
- (a) 本則第2条の規定に基づく了解覚書に反しない限り、かつ、了解覚書に従って、当該情報を ISC の利用に供するよう取り計らうこと。
  - (b) 国務大臣が当該情報を開示すべきでないと決定したため、当該情報を開示することができないと ISC に報告すること。
- (3) ISC が政府の省庁又はその一部に情報の開示を要請した場合には、該当する国王の大臣は、当該情報の全部又は一部に関して、次に掲げることのいずれかを行わなければならない。
- (a) 本則第2条の規定に基づく了解覚書に反しない限り、かつ、了解覚書に従って、当該情報を ISC の利用に供するよう取り計らうこと。
  - (b) 国務大臣が当該情報を開示すべきでないと決定したため、当該情報を開示することができないと ISC に報告すること。
- (4) 国務大臣は、次に掲げることのいずれかを認める場合に限り、第2項 b 号又は第3項 b 号の規定に基づき、当該情報を開示すべきでないと決定することができる。
- (a) 当該情報が次に掲げる条件のいずれをも満たすこと。
    - (i) (第5条に定義する) 機微情報〔sensitive information〕であるとき。
    - (ii) 国家安全保障上の利益のため、ISC に開示すべきでない情報であるとき。
  - (b) 当該情報が下院の省庁別特別委員会に提出するよう要求された場合には、(国家安全保障に限定されない理由に基づき) 国務大臣が提出を適切でないとみなす性質を当該情報が有すること。
- (5) 第4項 b 号の規定の適用上、情報の非開示の適否を決定するに当たって、国務大臣は、国王の大臣又は政府の省庁により定められた特別委員会に対する公務員の証拠の提供に関する指針を参照しなければならない。

- (6) 第2項の規定に従うISCに対する情報の開示は、1989年国家安全局法〔Security Service Act 1989〕又は1994年情報機関法〔Intelligence Services Act 1994〕の適用上、国家安全局、秘密情報部又は（場合により）政府通信本部の職務の適切な遂行のために必要であるとみなす。
- (7) この条において、情報の要求に関して「該当する国王の大臣」とは、次に掲げる大臣をいう。
- (a) 要求に関して本則第2条の規定に基づく了解覚書において該当する国王の大臣に指定された国王の大臣
- (b) 国王の大臣のいずれも指定されていない場合には、国王の大臣のいずれか

#### 機微情報

**第5条** 次に掲げる情報は、第4条第4項a号の規定の適用上、機微情報とする。

- (a) 次に掲げる機関が利用することができる情報源、その他の支援又は作戦に係る方法の特定に至り、又はこれらの詳細を提供するおそれがある情報
- (i) 国家安全局
- (ii) 秘密情報部
- (iii) 政府通信本部
- (iv) 情報活動又は保安活動に従事する政府の省庁の一部又は女王陛下の軍の一部
- (b) a号(i)から(iv)までに掲げる者の職務に関して、現在まで行われ、現在行われており、又は行われる予定である特定の作戦に関する情報
- (c) 連合王国外の国又は地域の政府又はその機関により提供された情報であって、当該政府がその開示に同意していないもの

#### 秘密裡に受領した情報の公表

**第6条** (1) この条の規定は、ISCによりその職務の遂行に関連して秘密裡に受領された情報に適用する。

- (2) 当該情報の公表及び開示については、次のとおりとする。
- (a) ISCは、本則第3条の規定に基づく報告書によってのみ、当該情報を公表することができる。
- (b) その他ISCは、当該情報を公表するおそれがあると認める場合には、いずれの者にも情報を開示してはならない。
- (3) 第2項に規定する情報の公表及び開示に関する制限は、次に掲げる場合には、適用しない。
- (a) ISC及び首相が、公表又は開示が国家安全局、秘密情報部、政府通信本部又は本則第2条第2項に該当する活動を遂行する者の継続的な職務遂行を害しないと認めるとき。
- (b) 公表又は開示が、制定法又は法準則をISCが遵守するために必要であるとき。
- (c) 当該情報が、次に掲げる法規に反することなく、既に公衆に開示されているとき。

- (i) 第2項の規定
- (ii) 情報の開示を禁止し、又は制限するその他の制定法又は法準則

#### 証人の保護

- 第7条(1) ISCにおける証人による証言は、これらが悪意によってなされた場合を除き、民事手続又は懲戒手続において使用することができない。
- (2) ISCにおける証人による証言は、これらが悪意によってなされた場合を除き、刑事手続において当該証人に対して使用することができない。

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、( )内の語句は原文の( )内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Justice and Security Act 2013, CHAPTER 18 <[http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/18/pdfs/ukpga\\_20130018\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/18/pdfs/ukpga_20130018_en.pdf)>を用いた。また、河島太朗「【イギリス】2013年司法及び保安法の制定」『外国の立法』No.257-2, 2013.11, pp.8-9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8347713\\_po\\_02570204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8347713_po_02570204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>を参照した。

(2) 内閣府の覚書『特別委員会に対する省庁の証拠提出及び対応』（第 85 条～第 92 条）

第 4 章 特別委員会に対する証拠提出

第 40 節 証拠の位置付け及び取扱い

機微情報〔Sensitive Information〕の秘密裡の提供

第 85 条 委員会の政府の活動を監視する任務の遂行に資するため、また政府がその活動及び政策の説明を行うため、秘密保全の指定を受けた情報を含む機微情報は、公表されず、秘密裡に取り扱われる条件で、適宜に提供される。これに関する手続が〔以下のとおり〕定められている。

第 86 条 委員会に機微情報を提供する場合には、省庁は、当該情報がこの条件に基づくときに限り利用可能であることを、その理由を概括的に説明した上で、〔委員会〕事務官に通知するものとする。委員会が当該情報の全体を秘密裡に取り扱うか、又はこれをしかるべき程度に伏せ字等により非公開として（すなわち、該当する部分を削除しつつ、削除された箇所が明示されるようにして）公表することにより、当該情報を適切に取り扱うことに同意するまで、当該情報は、利用に供しないものとする。当該情報を提供する際には、〔それが記載された〕文書が秘密裡に提供され、公表を目的としないことを明確にしておくことが重要である。委員会に秘密裡に提供された情報は、議会特権が適用され、情報自由法〔Freedom of Information Act 2000〕に基づく開示から除外されるが、最終的に 30 年規則に基づく開示が検討されることになる。特に機微性を有する場合には、省庁は、開示の前に意見を聴取されるよう要望することができる。ただし、証拠が委員会に提供された場合には、秘密裡に提供されたか否かを問わず、当該資料は、委員会の保有するものとなり、その適当と認める方法で処理されることに留意するものとする。

口頭証言における機微情報の取扱い

第 87 条 省庁が秘密裡に取り扱われることを求めた証言が委員会の公開の会議において行われることは、明らかに適切でない。したがって、来たるべき公開の会議において、秘密でなければ証人が実質的に答弁することができないような案件が審議される可能性が高い場合には、省庁は、委員長又は〔委員会〕事務官とこの件に関して協議するものとする。その際、委員会は、省庁の証言の当該部分を非公開の会議において行わせることに同意することができる。

第 88 条 前条の措置にもかかわらず、委員会が公開の会議において秘密の事項に関して行政職員である証人に質問を行った場合又はこのような事項が予想外に提起された場合には、当該職員は、委員会に対して、質問には秘密でなければ答弁することができない

と申し出るものとする。その際、委員会は、非公開の会議とするよう決定し、又は秘密の覚書を要求することができる。委員会を非公開の会議とすべきか否かは完全に委員会の専決事項であるので、証人が提案することではない。

**第 89 条** 証言が非公開の会議において行われた場合には、当該会議の記録は、公開の会議の記録とは別に取り扱う。当該記録は、当然に、訂正を経ずにインターネット上に公表されることはない。また、当該記録は、委員又は他の証人となる予定の者にも配付されることはないが、委員会室において、秘密指定された文書（第 92 条を参照）と同様の方法により、委員の閲覧に供することができる。記録の写し 1 部は、省庁に提供されることになる。これについて、省庁は、訂正を加え、伏せ字等により非公開とする証言の部分（すなわち、その公表が公益に反するような機微情報を含む部分）を明示するものとする。情報が秘密指定されている場合には、秘密指定の区分を明確に記載するものとする。その後、当該写しは、委員会に返却するものとする。

**第 90 条** 委員会は、通常、伏せ字等により非公開とする要求を尊重するが、時折、特定の要求に対して異議を申し立てることがある。したがって、証人は、秘密の覚書を提供し、又は非公開で証言する場合には、自己の証言を伏せ字等により非公開とすることについての明確な理由がない限り、公表されるおそれがあることを念頭に置くものとする。当該理由は、証言を非公開で行うことについて省庁が最初に挙げた理由に関係していることが望ましいことになる。公表の最終的な決定は、委員会が行う。

#### 証拠書類における機微情報の取扱い

**第 91 条** 秘密とされるという了解の下で情報が委員会に提出される場合には、この了解は、〔委員会〕事務官に送付される証拠書類の送付状に記載するものとする。送付状には、秘密とされるのが覚書の全部であるのか、又は多くの場合がそうであるように特定の部分であるのかを明記するものとする。情報が秘密指定されている場合には、秘密指定の区分を明確に記載するものとする。文書の秘密性は、将来当該情報の処理が検討される際に考慮に入れられることになる。

**第 92 条** 秘密指定された情報が特別委員会に開示される条件に関して、〔議会下院の〕連絡委員会〔Liaison Committee〕と合意が成立した。その要点は、次に掲げるとおりである。

- ・ 秘密指定された情報は、〔当該情報の〕要求が合理的であり、かつ、〔特別〕委員会の活動に関係している場合に、〔特別〕委員会に提供されることになる。この合意に基づく「機密〔TOP SECRET〕」情報の開示は、その都度の所管大臣本人による承認を条件とする。秘密指定それ自体は、特別委員会に対し当該情報の提供を保留するに足る十分な理由とはならない。
- ・ 全ての秘密指定された文書は、委員会室において安全な状況で保管されることとな

り、そこで委員が閲覧することができる。省庁の同意を得て、「部外秘 [restricted]」文書は、写しを委員に配付することができる。

- ・ 秘密指定された文書が〔特別〕委員会の会議（非公開の委員間の議論の会議か、証言を聴取する会議かを問わない。）のために要求された場合には、各委員に対して番号を付した写しを配付することができるが、会議の終了時に回収することになる。
- ・ 省庁と当該委員会との間で、追加的に合意することができる。

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、（ ）内の語句は原文の（ ）内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Cabinet Office, *Departmental Evidence and Response to Select Committees*, July 2005. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/61192/guide-deptal-evidence-and-response-to-select-committees.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/61192/guide-deptal-evidence-and-response-to-select-committees.pdf)> を用いた。

### 3 ドイツ

#### (1) ドイツ連邦共和国基本法（第 45d 条）

##### 第 45d 条 議会統制委員会

- (1) 連邦議会は、連邦の情報機関の活動を統制するための委員会を設置する。
- (2) 詳細は、連邦法律で定める。

※ 訳出に当たっては、原文は、Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. <<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/gg/gesamt.pdf>> を用いた。また、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第 3 版』三省堂, 2014 を参照した。

## (2) 連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律

### 第1条 統制の枠組み

- (1) 連邦政府は、連邦憲法擁護庁〔Bundesamt für Verfassungsschutz〕、軍事防諜局〔Militärischen Abschirmdienst〕及び連邦情報局〔Bundesnachrichtendienst〕の活動に関して、議会統制委員会による統制を受ける。
- (2) ドイツ連邦議会、その委員会及び〔基本法〕第10条関係法〔Artikel 10-Gesetz〕に基づく委員会の権限は、これを妨げない。

### 第2条 委員

- (1) ドイツ連邦議会は、各選挙期の初めに、その議員の中から議会統制委員会の委員を選出する。
- (2) ドイツ連邦議会は、議会統制委員会の委員の数、構成及び活動方法を定める。
- (3) ドイツ連邦議会議員の過半数の票を得た者を当選人とする。
- (4) 議会統制委員会の委員がドイツ連邦議会議員を退職し、その所属会派から離脱し、又は連邦政府構成員<sup>(12)</sup>若しくは政務次官に就任した場合には、当該委員は、委員の地位を喪失する。この場合において、第3条第3項の規定は、適用を妨げない。当該委員の代わりには、遅滞なく新たな委員を選出しなければならない。議会統制委員会の委員が辞任した場合にも、同様とする。

### 第3条 会議

- (1) 議会統制委員会は、少なくとも4半期に1回会議を開く。議会統制委員会は、その議事規則を定める。
- (2) 各委員は、議会統制委員会の招集及び報告を要求することができる。
- (3) 議会統制委員会は、次のドイツ連邦議会<sup>(13)</sup>が第2条の規定により議決を行うまで、ドイツ連邦議会の当該選挙期の終了後も引き続き活動する。

### 第4条 連邦政府の報告に関する義務

- (1) 連邦政府は、議会統制委員会に対して、第1条第1項に掲げる官庁の全般的活動及び特に重要な事案について包括的に報告する。連邦政府は、議会統制委員会の要求に基づき、その他の事案についても報告しなければならない。
- (2) 第1条に掲げる官庁に関する連邦政府の政治的責任は、影響を受けない。

### 第5条 議会統制委員会の権限及び職務扶助

- (1) 議会統制委員会は、その統制の権限が及ぶ限りにおいて、連邦政府及び第1条に掲げる官庁に対して、場合によっては原本も含む文書その他の職務上保管された書類の提出、

<sup>(12)</sup> 連邦政府構成員とは、連邦大臣のことである。

<sup>(13)</sup> 総選挙ごとに「ドイツ連邦議会」が新たに形成されるという考え方に立った規定。

ファイルに蓄積されたデータの送付及び第1条に掲げる官庁の全ての事務所への立入りの受入れを要求することができる。

- (2) 議会統制委員会は、連邦政府の報告後に、情報機関の職員、連邦政府の職員及び構成員並びにその他の連邦官庁の被用者に質問し、これらの者から書面による情報提供を求めることができる。聴取される者は、完全かつ真実の発言を行う義務を負う。
- (3) 連邦政府は、議会統制委員会の要求に遅滞なく応じなければならない。
- (4) 裁判所及び官庁は、特に文書の提出及びファイルの送付に関して、法的扶助及び職務扶助の義務を負う。これらが個人データに該当する場合には、議会統制委員会の目的のためにのみ送信し、利用することができる。

#### 第6条 報告義務の範囲及び報告の拒否

- (1) 第4条及び第5条に規定する連邦政府の義務の範囲は、連邦の情報機関が処分権を有する情報及び事項に限られる。
- (2) 情報へのアクセス上のやむを得ない理由若しくは第三者の人格権の保護の理由により必要な限り、又は行政府の固有の責任の中核的領域に該当する場合には、連邦政府は、第4条に規定する報告及び第5条第1項に規定する要求の履行を拒否し、並びに第5条第2項に規定する者による情報提供を禁止することができる。連邦政府がこの権限を行使する場合には、関係する情報機関を所管する連邦政府構成員（連邦憲法擁護法〔Gesetz über die Zusammenarbeit des Bundes und der Länder in Angelegenheiten des Verfassungsschutzes und über das Bundesamt für Verfassungsschutz〕第2条第1項第1文、軍事防諜局法〔Gesetz über den militärischen Abschirmdienst〕第1条第1項第1文、連邦情報局法〔Gesetz über den Bundesnachrichtendienst〕第1条第1項第1文）は、議会統制委員会に対して、その理由を説明しなければならない。

#### 第7条 専門家への委嘱

- (1) 議会統制委員会は、個別に、連邦政府から意見聴取した後、委員の3分の2以上の多数で、統制の任務を遂行するため調査を実施するよう専門家に委嘱することができる。当該専門家は、調査の結果を議会統制委員会に報告しなければならない。この場合において、第5条、第6条及び第10条第1項の規定を準用する。
- (2) 議会統制委員会は、委員の3分の2以上の多数で、連邦議会に対して、調査について書面により報告することを議決することができる。当該報告書には、手続の経過、調査された事実及び調査の結果を採録しなければならない。第10条の規定を準用する。
- (3) 報告書に個人データを含めることが調査及びその結果を跡付け可能なように示すために必要であり、かつ、当事者が公表に同意し、又は当事者の利益よりも公表による公益が重要である場合には、当該報告書に個人データを含めることができる。

#### 第8条 陳情

- (1) 情報機関の職員は、自己の利益又は当該官庁の他の職員の利益のためである場合を除

き、職務上の事項について、正式の事務手続を経ることなく、直接に議会統制委員会に依頼することができる。この陳情は、併せて当該機関の長にも送付しなければならない。議会統制委員会は、意見を求めるために当該陳情を連邦政府に送付する。

- (2) 市民によりドイツ連邦議会に宛てられた陳情であって、第1条第1項に掲げる官庁の当該市民に係る行為に関するものは、議会統制委員会に通知することができる。

#### 第9条 意見聴取

- (1) 〔議会統制委員会の〕委員長、委員長代理及び指定された委員は、連邦予算規則〔Bundshaushaltsordnung〕第10a条に規定する秘密会議〔Vertrauensgremium〕の会議に、意見聴取のため出席することができる。同様に、連邦予算規則第10a条に規定する秘密会議の委員長、委員長代理及び指定された委員は、議会統制委員会の会議に意見聴取のため出席することができる。
- (2) 〔情報〕機関の年次経済計画案は、議会統制委員会に意見聴取のために付託する。連邦政府は、議会統制委員会に当該会計年度の経済計画の執行について報告する。〔議会統制委員会と秘密会議の〕委員は、当該機関の経済計画及びその執行の審議に当たって、各々の会議に相互に意見聴取のため出席することができる。

#### 第10条 審議の秘密、評価及び少数意見

- (1) 議会統制委員会の審議は、秘密とする。議会統制委員会の委員及びその会議に出席した連邦予算規則第10a条に規定する秘密会議の委員は、議会統制委員会における活動に際して知り得た事項について、秘密保持を義務付けられる。これについては、〔議会統制委員会と予算委員会の秘密会議の〕両方の委員を辞任した後の期間にも適用される。議会統制委員会の委員が連邦予算規則第10a条に規定する秘密会議の会議に出席したことにより知り得た事項についても、同様とする。
- (2) 特定の事案の評価について、議会統制委員会の委員の3分の2以上の多数で事前に同意した場合には、第1項の規定は、適用しない。この場合において、議会統制委員会の各委員は、異なる評価（少数意見）を公表することができる。
- (3) 委員会の評価又は少数意見の表明に事実関係の説明が必要な場合には、秘密保護の利益に留意しなければならない。

#### 第11条 委員専属の職員による委員の補佐

- (1) 議会統制委員会の委員は、当該委員の活動を補佐させるため、連邦政府から意見聴取した後、議会統制委員会の同意を得て、その所属会派の職員を任命する権利を有する。この活動の条件は、秘密資料の取扱いについて授権され、正式に秘密保持を義務付けられていることとする。
- (2) 任命された職員は、議会統制委員会が取り寄せた文書及びファイルを閲覧し、議会統制委員会の審議案件について委員と議論する権利を有する。任命された職員は、原則として、統制委員会の会議に立ち入ることができない。議会統制委員会は、個別に、委員

の3分の2以上の多数で、会派の職員が特定の会議に出席できることを議決することができる。第10条第1項の規定を準用する。

#### 第12条 議会統制委員会の人的・物的資源

- (1) 議会統制委員会には、必要な範囲で、連邦議会事務局の被用者が補佐のために配属される。このために利用可能な人的・物的資源については、連邦議会の予算明細書において明記される。被用者については、第10条第1項及び第11条第1項第2文の規定を準用する。
- (2) 被用者への命令は、個別に議会統制委員会の指示により行うが、組織上の問題及び緊急の場合には、委員長の指示によっても行う。
- (3) これらの指示に従って、被用者は、第5条に規定する議会統制委員会の情報上の権限の範囲で、被用者による質問に関する情報を提供され、必要な文書及びファイルを閲覧することを保証される。第6条第2項の規定を準用する。

#### 第13条 報告

議会統制委員会は、その統制の活動に関して、少なくとも選挙期の間時及び終了時にドイツ連邦議会に対して報告する。これに当たっては、連邦政府が議会統制委員会に対して負う義務、特に重要な事案に関する報告義務を履行したか否かに関する意見を明らかにする。

#### 第14条 裁判管轄

連邦憲法裁判所は、連邦政府の申立て又は議会統制委員会の委員の3分の2以上の多数による申立てに基づく議会統制委員会及び連邦政府の訴訟に関して裁判を行う。

※ 本文中、[ ]内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、( )内の語句は原文の( )内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Gesetz über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Kontrollgremiumgesetz - PKGrG). <<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/pkgrg/gesamt.pdf>> を用いた。また、渡邊斉志「ドイツにおける議会による情報機関の統制」『外国の立法』No.230, 2006.11, pp.124-131. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/230/023005.pdf>> を参照した。

(3) ドイツ連邦議会議事規則（第 17 条及び第 3 附則（ドイツ連邦議会秘密保護規則））

第 17 条 秘密保護規則

連邦議会は、この議事規則の一部として秘密保護規則を定める（第 3 附則）。秘密保護規則は、権限を有しない者が知ることのないように特別の秘密保全措置により保護しなければならない全ての事項の取扱いについて定める。

第 3 附則（ドイツ連邦議会秘密保護規則）

第 1 条 適用範囲

- (1) この秘密保護規則は、連邦議会において発生した秘密資料〔Verschlusssache〕（VS）又は連邦議会、その委員会若しくは連邦議会議員に送付された秘密資料に適用する。委員会に適用する規定は、連邦議会若しくは委員会により設置され、又は法律に基づく〔連邦議会に置かれた〕他の会議体にも適用する。
- (2) 秘密資料とは、権限を有しない者が知ることがないよう特別の秘密保全措置によって保護しなければならない全ての種類の事項をいう。
- (3) 秘密資料は、知識及び認識の全ての表現形態をとることができる。中間資料(例として、草稿、録音媒体への記録、速記原稿、カーボン紙、謄写原版、ミスプリント、場合によっては吸取紙も該当する。)は、秘密資料と同様に取り扱わなければならない。

第 2 条 秘密指定区分

- (1) 秘密資料は、その保護の必要性に応じて、次の秘密指定区分に指定される。
  - 機密〔STRENG GEHEIM〕 略語 str.geh
  - 極秘〔GEHEIM〕 略語 geh.
  - 秘〔VS-VERTRAULICH〕 略語 VS-Vertr.
  - 部外秘〔VS-NUR FÜR DEN DIENSTGEBRAUCH〕 略語 VS-NfD.
- (2) 権限を有しない者に知られることにより、ドイツ連邦共和国又はその州の存立を危険にさらすおそれのある秘密資料は、「機密」に指定する。
- (3) 権限を有しない者に知られることにより、ドイツ連邦共和国若しくはその州の安全を脅かし、それらの利益若しくは信用を著しく損ない、又は外国を多大に利するおそれのある秘密資料は、「極秘」に指定する。
- (4) 権限を有しない者に知られることにより、ドイツ連邦共和国若しくはその州の利益若しくは信用を損ない、又は外国を利するおそれのある秘密資料は、「秘」に指定する。
- (5) 秘密指定区分が「機密」、「極秘」又は「秘」に指定されない秘密資料であって公開しない決定を受けたものは、「部外秘」の秘密指定区分に指定する。委員会の非公開会議（連邦議会議事規則第 69 条第 1 項第 1 文）の議事録は、原則として連邦議会の秘密保護規則にいう秘密資料とみなさない（連邦議会議事規則第 73 条）。
- (6) 秘密資料の〔秘密指定区分の〕標記については、連邦官庁秘密資料取扱要領

〔Verschulussachenanweisung für die Bundesbehörden〕の規定を準用する。

## 第2a条 私的秘密

- (1) 業務上、営業上、発明上、税法上その他の重要な私的秘密又は個人的生活状況であって、権限を有しない者に知られることにより権限を有する者に重大な損害を与えるおそれのあるものも、「極秘」に指定することができる。
- (2) 第1項に規定する秘密又は状況であって、権限を有しない者に知られることにより権限を有する者の利益を損なうおそれがあるものは、「秘」に指定することができる。

## 第3条 秘密指定区分の指定及び変更

- (1) 秘密指定区分の指定は、必要不可欠な場合に限り、行わなければならない。秘密資料は、その内容が必要とするより上の区分に指定されてはならない。
- (2) 秘密資料の秘密指定区分は、その発行機関が指定する。秘密資料の秘密指定区分の変更又は解除については、当該機関が受領者に書面により通知する。
- (3) 連邦議会において発生する秘密資料に関して、第2項にいう秘密資料の発行機関は、次に掲げる機関とする。
  - a. 議長
  - b. 委員長
  - c. 議長により授権されたその他の機関

## 第3a条 秘密資料の閲覧

秘密資料であってその秘密指定区分が「機密」又は「極秘」に指定されたものは、秘密資料登録室〔Geheimregistratur〕においてのみ閲覧することができる。ただし、当該秘密資料は、調査委員会〔Untersuchungsausschüss〕及び法律上の根拠に基づき秘密に会議を行う委員会の事務室が秘密資料の保管場所を備えており、かつ、当該秘密資料が当該委員会の任務遂行上の目的で連邦議会に送付された限りにおいて、当該委員会の事務室において当該委員会の委員の閲覧に供することができる。第2文の規定は、議長により閲覧を授権された者に準用する。

## 第4条 秘密資料のアクセス及び伝達

- (1) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものの内容について、議会活動上の理由で必要不可欠である範囲を超え、また必要不可欠な時点以前の段階で、知らせてはならない。
- (2) 第1項の規定に反しない限りで、秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものにアクセスすることのできた連邦議会議員は、他の連邦議会議員にこれについて知らせることができる。
- (3) 会派職員及び連邦議会議員の秘書は、議長により秘密資料の取扱いについて授権され、かつ、正式に秘密保持を義務付けられた場合に限り、その範囲内で秘密資料であってそ

の秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものにアクセスすることができる。第1文の規定は、調査委員会法〔Gesetz zur Regelung des Rechts der Untersuchungsausschüsse des Deutschen Bundestages〕第10条に規定する予備調査受託者〔Ermittlungsbeauftragte〕及びその補助者に準用する。

- (4) その他の者は、秘密資料の取扱いについて授権され、かつ、正式に秘密保持を義務付けられた場合において、秘密資料の発行機関の同意が得られたときに限り、秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものにアクセスすることができる。

#### 第5条 秘密資料に関する通話

秘密指定区分が「秘」以上に指定された事項に関する通話は、例外的かつ緊急の場合に限り、行うことができる。この場合において、通話は、第三者に実際の内容が聞き取られないように慎重に行わなければならない。通話の相手方を確実に特定することができない場合には、確認の電話を必要とする。

#### 第6条 複製

秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものの受領者は、写し（転写物、複写物、写真複写物その他類似のもの）及び抜粋を秘密資料登録室にのみ作成させることができ、秘密資料であってその秘密指定区分が「機密」に指定されたものについては、更に発行機関の同意を必要とする。これらは、秘密資料の原本と同様に取り扱わなければならない。

#### 第7条 委員会における秘密資料の取扱い

- (1) 委員会は、審議案件又はその一部について秘密指定区分を指定することができる（連邦議会議事規則第69条第7項）。秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものについて、審議が行われる場合には、委員長は、当該会議において所定の議決を遅滞なく求め、審議を開始するに先立って、権限を有しない者が会議場に立ち入っていないことを確認する。
- (2) 「機密」事項又は「極秘」事項に関する審議については、議決のみを議事録に記載することができる。委員会は、審議を内容のとおり記録することを議決することができ、この場合において、委員会は、議事録の発行部数及び配付先について議決しなければならない。
- (3) 「秘」事項に関する審議については、議事録を作成することができ、第2項第2文後段の規定を準用する。ただし、委員会は、議決のみを記録することを議決することができる。
- (4) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものが委員会に送付された場合には、当該秘密資料は、その会議においてのみ、かつ、最長でも会議が継続する間に限り、交付することができる。会議が中断される場合において、会議室の監視が院内警察部門により確保されている場合には、当該資料を返却しないことができる。委

員長は、秘密資料であってその秘密指定区分が「極秘」及び「秘」に指定されたものを委員会の報告者に、又は特別な場合には他の委員に、当該秘密資料が関係する審議案件の委員会審議の終了まで交付し、このために許可された秘密資料保管庫に保管することを決定することができる。

- (5) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」に指定されたものについては、委員会は、第4項に規定する場合には、別に定めることができる。
- (6) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」及び「極秘」に指定されたものが委員会において発生した場合には、当該秘密資料は、秘密資料登録室における登録後、委員長の承認を得て、委員会の所定の秘密資料保管庫に一時的に保管することができる。当該秘密資料は、委員会において必要でなくなった場合には、直ちに秘密資料登録室に返却しなければならない。
- (7) 審議の経過中又はその終了時において初めて、審議を「秘」以上の秘密指定区分に指定すべきことが明らかになった場合には、委員会は、必要な秘密保全措置を事後的に議決することができる。

#### 第8条 秘密資料の登録及び管理

- (1) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものが連邦議会、その委員会又は連邦議会議員に送付された場合には、当該秘密資料は、既に秘密資料登録室を経由したものでない限り、原則として秘密資料登録室に登録及び管理のために送付しなければならない。
- (2) 連邦議会において発生した秘密資料であって、その秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものは、原則として同様に秘密資料登録室に登録及び管理のために送付しなければならない。
- (3) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものの受領は、書面により確認しなければならない。
- (4) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものは、秘密資料登録室又はこのために議長の指定する場所に保管しなければならない。
- (5) 秘密資料であってその秘密指定区分が「部外秘」に指定されたものは、施錠して保管しなければならないが、当該秘密資料が外部者の立ち入ることのできない場所に保管される場合には、この限りでない。

#### 第9条 秘密資料の廃棄

連邦議会において発生した中間資料を含む秘密資料は、必要とされなくなった場合には、秘密資料登録室に送付しなければならない。秘密資料は、保管する必要がなくなった場合には、秘密資料登録室において廃棄する。

#### 第10条 秘密資料の転送

- (1) 秘密資料であってその秘密指定区分が「機密」及び「極秘」に指定されたものは、連

邦議会内の移送に際しては、原則として秘密資料登録室を経由しなければならない。当該秘密資料は、適切に授権された者にのみ送付することができる。やむを得ない理由により直接の引渡しが行われた場合には、秘密資料登録室に事後的にその旨を通知しなければならない。

- (2) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」に指定されたものは、秘密資料登録室に通知の上、受領する権限を有する者に直接引き渡すことができる。
- (3) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものの発送は、秘密資料登録室が連邦官庁秘密資料取扱要領の規定に従って行う。

#### 第11条 秘密資料の持出し

- (1) 秘密資料であってその秘密指定区分が「機密」及び「極秘」に指定されたものを連邦議会事務局の管理下の場所から持ち出してはならない。やむを得ない理由により持出しが必要となる場合には、議長は、これを許可することができる。議長は、併せて秘密資料の移送方法を定める。
- (2) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものの持出しに当たっては、継続的かつ安全に保管するよう配慮しなければならない。秘密資料であってその秘密指定区分が「機密」及び「極秘」に指定されたもののために、組合せダイヤル錠及び安全錠の付いた鋼鉄製金庫が使用できない場合には、当該秘密資料の所持者は、秘密資料を常に携帯しなければならない。〔秘密資料を〕自動車内に放置してはならず、ホテルの貸金庫又は駅その他類似の場所に保管してはならない。外国に滞在する場合には、秘密資料は、可能な限りドイツの在外公館に保管しなければならない。
- (3) 秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたものについては、公共の場において読み、論議してはならない。

#### 第12条 通報義務

外国の情報機関による活動の企て又は権限を有しない者が秘密資料の内容を知ったとすることを推測させる疑い、感知若しくは出来事について、及び秘密資料であってその秘密指定区分が「秘」以上に指定されたもの又は安全錠の紛失については、遅滞なくドイツ連邦議会の議長又は事務局の秘密保護受託者に通報しなければならない。

#### 第13条 施行規則

議長は、施行規則を定める権限を有する。

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、( )内の語句は原文の( )内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages und Geschäftsordnung des Vermittlungsausschusses, Textausgabe Stand: Januar 2013. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10080000.pdf>>を用いた。また、吉田栄司『憲法的責任追及制論 Ⅰ』関西大学出版部、2010、pp.351-433を参照した。

(4) 1975年9月19日のドイツ連邦議会秘密保護規則に関する施行規則

**第1条** 専ら連邦議会事務局の範囲に関する場合には、連邦官庁秘密資料取扱要領（VSA）の規定を適用する。

**第2条 (1)** 秘密資料（VS）にアクセス可能であった者又は秘密資料について知った者は、秘密保持について、並びに秘密保護規則及び連邦官庁秘密資料取扱要領の規定に従った取扱い及び保管について、個人的責任を負う。

(2) 秘密保持の義務は、連邦議会を退職した後の期間においても適用する。

(3) 現在権限を有しない者と秘密資料の内容について会話をしてはならない。

(4) 秘密保護すべき事項に私人がアクセス可能となり、又はこれについて知ることとなる場合には、事前にその者について適当な方法で適性評価を行わなければならない。

(5) 秘密保護すべき事項に関する伝達に先立って、又は秘密保護すべき事項に関する会議若しくは会話への参加に当たっては、受領者又は参加者は、秘密情報の取扱い及び秘密を漏洩した場合の刑事罰について教示されなければならない、正式に守秘及び秘密保持を義務付けられなければならない。

**第3条 (1)** 秘密保護規則第3条第1項の規定による原則に鑑みて、秘密資料の秘密指定区分は、当該秘密資料のうち最も高い秘密指定区分を必要とする部分の内容に従って指定するが、附属文書は、より低い秘密指定区分に指定することができる。

(2) 秘密資料に関する文書であって、それ自体が相当する秘密保持を必要とする内容を有しない、例えば備忘メモの類のものは、当該秘密資料ではなく、当該メモの内容に従って秘密指定区分を指定する。

(3) 発行機関（秘密保護規則第3条第3項）は、特定の時点以後又は特定の出来事の発生後、秘密資料の秘密指定区分を低く変更し、又は当該秘密資料を公開することを決定することができる。

**第4条 (1)** 議長は、会派職員、議員秘書その他の者に秘密資料にアクセスすることを授権し、秘密保持を義務付ける権限を秘密保護受託者〔Geheimschutzbeauftragte〕に委任する。授権の条件に関しては、公務従事者の授権に際して適用される規定を準用する（例えば、適性評価）ものとし、授権の効果（例えば、旅行の制限）についても同様とする。

(2) 秘密資料により知った全てのことの秘密保持に関する義務は、雇用関係の終了後の期間についても適用される。この場合において、公務従事者のための規定を準用する。

(3) 第1項及び第2項に規定する義務については、授権の際に明確に教示される。

(4) 秘密保護受託官は、授権等の問題に関し、会派職員については会派の秘密保全問題を所管する院内幹事長と、議員秘書については当該議員と協力する。

**第5条 (1)** 秘密資料について通話を行う際の義務は、通話が電波による手段（例えば、自

動車電話)により行われる場合には、特に適用する。当該義務は、ドイツ連邦共和国外又は(西)ベルリンでの〔電話〕加入者との通話の際にも、適用する。暗号化装置の利用の可能性について、教示される。

- (2) 通話に関して秘密保護規則第5条に規定する例外的かつ緊急の場合とは、書面その他のより安全な伝達によっては代替不可能な程度に時間を消費してしまうおそれがある場合をいう。

**第6条(1)** 委員会は、秘密指定区分が「極秘」及び「機密」に指定された事項についても、証人喚問及び専門家からの聴取を発言録に記録することを議決することができる(例えば、調査委員会)。この場合においては、発言録の発行部数及び配付先について議決されなければならない。

- (2) 委員長が、「機密」資料又は「極秘」資料が取り扱われる会議において会議メモの作成を許可した場合には、当該メモは、会議の終了時に保管又は廃棄のため秘密資料登録室に引き渡されなければならない。

- (3) 「機密」資料は、議長又は委員長の許可を得た場合に限り、秘密資料登録室において閲覧し、又は取り扱うことができる。メモの作成は、第1文に規定する許可を行った者の了承を得た場合に限り行うことができ、当該メモは、委員会による取扱いまで秘密資料登録室において保存する。審議の終了後、当該メモは、秘密資料登録室により廃棄されなければならない。

- (4) 秘密資料登録室における全ての秘密資料の閲覧は、書面により確認しなければならない。

**第7条(1)** 録音媒体は、議事録の作成後、直ちに消去しなければならない。

- (2) 録音媒体その他の議事録を補完する中間資料が秘密資料登録室に送付された場合には、委員会が別段の議決をしない限り、遅くとも次の選挙期の終了時までこれらを消去し、又は廃棄しなければならない。

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、( )内の語句は原文の( )内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages und Geschäftsordnung des Vermittlungsausschusses, Textausgabe Stand: Januar 2013. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10080000.pdf>>を用いた。また、吉田栄司『憲法的責任追及制論 I』関西大学出版部, 2010, pp.351-433を参照した。

## 4 フランス

議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号 (第 6 条の 9)

### 第 6 条の 9

I 情報活動に関する議員代表団は、下院及び上院が合同で設置する。

議員代表団は、情報活動に関して政府の活動の議会統制を行い、この分野における公共政策を評価する。この目的のため、議員代表団は、その任務の達成に資する情報を受領する。議員代表団には、特に次に掲げる情報が通知される。

- 1° 情報活動に関する国家戦略 [stratégie nationale du renseignement]
- 2° 国家情報活動計画 [plan national d'orientation du renseignement] に基づく情報の概要
- 3° 情報活動に充てられる予算を網羅的に記載した年次報告書及び情報活動を専門とする機関であってデクレで指定するものの年次活動報告書
- 4° 情報活動を専門とする機関の一般的活動及び組織に関する評価基準

さらに、議員代表団は、首相に、情報機関の監察報告書 [rapports de l'inspection] 及び情報機関を所管する省の監察部署による情報機関に関する報告書の全部又は一部の提出を首相に要請することができる。

これらの文書、情報及び評価基準には、これらの機関が実施中の作戦、これに関して公権力が行った指示、作戦の方法及び方法並びに情報活動の分野を所管する外国の機関又は国際機関との情報交換を記載することができない。

II 情報活動に関する議員代表団は、下院議員 4 人及び上院議員 4 人で構成する。両議院の国内治安を所管する常任委員会及び国防を所管する常任委員会の委員長は、役職指定で情報活動に関する議員代表団の委員となる。議員代表団の委員長の職は、任期を 1 年として、役職指定の委員である下院議員及び上院議員が交代で務める。

議員代表団のその他の委員は、各議院の議長により複数の会派が代表されるように任命される。役職指定の委員を除き、下院議員である委員 2 人は、各立法期の初めに当該立法期を任期として任命される。同じく上院議員である委員 2 人は、上院の部分改選後に任命される。

III 議員代表団は、首相、所管大臣、国防・国家安全保障事務総長 [secrétaire général de la défense et de la sécurité nationale]、国家情報調整官 [coordonnateur national du renseignement]、情報大学校長 [directeur de l'Académie du renseignement] 及び I に規定する情報活動を専門とする機関の長から聴取することができる。これらの機関の長は、議員代表団の議事日程に関連して、その選任する職員を同行させることができる。議員代表団は、その他の中央行政機関であって、情報活動を専門とする機関の活動を把握していなければならないものの長から聴取することもできる。

議員代表団は、国防秘密諮問委員会委員長 [président de la Commission consultative du secret de la défense nationale] 及び治安のための通信傍受の管理に関する全国委員会委員長 [président de la Commission nationale de contrôle des interceptions de sécurité] に、各々の

委員会の活動報告書の提出を求めることができる。

IV 議員代表団の委員は、職権により、Iに規定する情報又は評価基準であつて刑法典〔code pénal〕第413-9条の規定により保護されるものを知る権限を有する。ただし、関係機関に所属するか否かを問わず、当事者の匿名性、安全又は生命を危険にさらすおそれがあるデータ及び情報を取得する方法を除く。

議員代表団の委員を補佐する者として任命された両議院の職員は、刑法典第413-9条の規定の適用について定めるところに従つて、同じ情報及び評価基準を知ることができるものとする。

V 情報活動に関する議員代表団の審議は、国防秘密〔secret de la défense nationale〕に該当する。

議員代表団の委員及びIVに規定する両議院の職員は、職務上知り得た事実、行為又は情報に関して国防秘密を守る義務を負う。

VI 毎年、議員代表団は、その活動の概要を記載した公開の報告書を作成し、当該報告書には、国防秘密として保護される情報及び評価基準を記載することができない。

議員代表団は、その活動として、大統領及び首相に勧告及び意見書を提出することができる。議員代表団は、これらを各議院の議長に送付する。

VII 情報活動に関する議員代表団は、その内規を定める。この内規は、両議院の理事部の承認を受ける。

議員代表団の運営に係る費用は、第7条に規定するところに従つて、議会の両議院の費用として負担され、支出される。

VIII 情報活動に関する議員代表団は、2002年予算法〔loi de finances pour 2002〕（2001年12月28日の法律第2001-1275号）第154条に規定する監査委員会〔commission de vérification〕の権限を行使する。

※ 本文中、〔 〕内の語句は理解を助けるために訳者が補ったものであり、（ ）内の語句は原文の（ ）内の語句を訳出したものである。

※ 訳出に当たっては、原文は、Ordonnance n°58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires Article 6 nonies Modifié par LOI n°2013-1168 du 18 décembre 2013 - art. 12. <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexteArticle.do?cidTexte=JORFTEXT000000705067&idArticle=LEGIARTI000006530065&dateTexte=&categorieLien=cid>> を用いた。

「基本情報シリーズ」 既刊

⑦各国憲法集 (1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集 (2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集 (3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集 (6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集 (7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集 (8) ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月

調査資料 2014-1-b  
基本情報シリーズ⑰

欧米主要国の議会による  
情報機関の監視

平成 26 年 9 月 30 日発行  
ISBN 978-4-87582-765-8

国立国会図書館調査及び立法考査局  
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1  
電話 03(3581)2331  
bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>  
トップ>国会関連情報>調査資料>2014年刊行分

# Parliamentary oversight of intelligence services in the USA, the UK, Germany, and France

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2014-1-b

ISBN 978-4-87582-765-8

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。